平成25年（第３回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
１	５月　30日	木	開　会　・　提　案　理　由　説　明	
２	５月　31日	金	休　　会	
３	６月　１日	(土)		
４	６月　２日	(日)		
５	６月　３日	月	休　会　(発言通告締切午後５時まで)	
６	６月　４日	火	休　　会	
７	６月　５日	水		
８	６月　６日	木		
９	６月　７日	金	質疑・一般質問	
１０	６月　８日	(土)	休　　会	
１１	６月　９日	(日)		
１２	６月　10日	月	質疑・一般質問・委員会付託	
１３	６月　11日	火	本会議なし	建設経済
１４	６月　12日	水		福祉厚生
１５	６月　13日	木		総務文教
１６	６月　14日	金		議会運営
１７	６月　15日	(土)	休　　会	
１８	６月　16日	(日)		
１９	６月　17日	月	委員長報告･討論･採決･閉会	

平成25年（第３回）山鹿市議会６月定例会

目　次

第１号（５月30日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 4

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6

７．日程第２　会期の決定 …… 6

８．日程第３　表彰状の伝達 …… 6

９．日程第４　市長の説明 …… 10

10．日程第５　議案第60号～議案第75号
報告第１号～報告第７号 …… 16

11．提案理由の説明 …… 17

（１）議案第60号（本多総務部長） …… 17

（２）議案第61号（本多総務部長） …… 18

（３）議案第62号（有働市民福祉部長） …… 18

（４）議案第63号（池田副市長） …… 19

（５）議案第64号（本多総務部長） …… 19

（６）議案第65号（本多総務部長） …… 20

（７）議案第66号（有働市民福祉部長） …… 20

（８）議案第67号（戸次商工観光部長） …… 21

（９）議案第68号（木村教育部長） …… 21

(10) 議案第69号（本多総務部長） …… 22

(11) 議案第70号（幸村環境部長） …… 25

(12) 議案第71号（坂梨市民福祉部次長） …… 26

(13) 議案第72号（宮本水道局長） …… 26

(14) 議案第73号（宮本水道局長） …… 27

(15) 議案第74号（幸村環境部長） …… 27

(16) 議案第75号（本多総務部長） …… 28

(17) 報告第１号（有働市民福祉部長） …… 29

(18) 報告第２号（有働市民福祉部長） …… 29
(19) 報告第３号（緒方建設部長） …… 29
(20) 報告第４号（本多総務部長） …… 30
(21) 報告第５号（本多総務部長） …… 30
(22) 報告第６号（宮本水道局長） …… 31
(23) 報告第７号（飯田市民医療センター事務次長） …… 31
12. 散　会 …… 31

第２号（６月７日）

１．議事日程 …… 35
２．本日の会議に付した事件 …… 36
３．出席議員 …… 36
４．説明のため出席した者 …… 36
５．事務局職員出席者 …… 37
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 38
（１）永田　健君一般質問 …… 38
〇本多総務部長答弁 …… 39
（２）永田　健君一般質問…… 41
〇本多総務部長答弁 …… 41
（３）永田　健君一般質問 …… 42
〇本多総務部長答弁 …… 43
（４）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 46
〇堀田教育長答弁 …… 46
（５）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 47
〇堀田教育長答弁 …… 47
（６）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 48
〇中嶋市長答弁 …… 49
（７）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 50
〇堀田教育長答弁 …… 51
（８）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 52
〇堀田教育長答弁 …… 52
（９）太田黒　鐵郎君一般質問 …… 53
〇堀田教育長答弁 …… 54
(10) 太田黒　鐵郎君一般質問 …… 55

○堀田教育長答弁 …… 56
(11) 太田黒　鐵郎君一般質問 …… 57
○有働市民福祉部長答弁 …… 58
(12) 太田黒　鐵郎君一般質問 …… 59
(13) 服部　香代君一般質問 …… 59
○早田総務部次長答弁 …… 61
(14) 服部　香代君一般質問 …… 62
○中嶋市長答弁 …… 63
(15) 服部　香代君一般質問 …… 65
○木村教育部長答弁 …… 66
(16) 服部　香代君一般質問 …… 67
○木村教育部長答弁 …… 68
(17) 服部　香代君一般質問 …… 69
(18) 冨田　弘海君質疑 …… 70
○栃原農林部長答弁 …… 70
(19) 冨田　弘海君質疑 …… 71
○栃原農林部長答弁 …… 72
(20) 冨田　弘海君一般質問 …… 73
○有働市民福祉部長答弁 …… 75
(21) 冨田　弘海君一般質問 …… 76
○有働市民福祉部長答弁 …… 76
(22) 冨田　弘海君一般質問 …… 77
○荒木市民医療センター事務部長答弁 …… 76
(23) 冨田　弘海君一般質問 …… 77
○中嶋市長答弁 …… 77
(24) 横手　啓介君一般質問 …… 78
○堀田教育長答弁 …… 79
(25) 横手　啓介君一般質問 …… 81
○堀田教育長答弁 …… 82
(26) 横手　啓介君一般質問 …… 82
○幸村環境部長答弁 …… 83
(27) 横手　啓介君一般質問 …… 84
○木村教育部長答弁 …… 84
(28) 横手　啓介君一般質問 …… 85

７．散　会 …… 85

第３号（６月10日）

１．議事日程 …… 89
２．本日の会議に付した事件 …… 90
３．出席議員 …… 90
４．説明のため出席した者 …… 90
５．事務局職員出席者 …… 91
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 92
（１）稲葉　昇君一般質問 …… 92
〇木村教育部長答弁 …… 93
（２）稲葉　昇君一般質問 …… 94
〇木村教育部長答弁 …… 94
（３）稲葉　昇君一般質問 …… 95
〇有働市民福祉部長答弁 …… 95
（４）稲葉　昇君一般質問 …… 96
（５）芹川　正美君質疑 …… 96
〇本多総務部長答弁 …… 97
（６）芹川　正美君一般質問 …… 98
〇本多総務部長答弁 …… 98
（７）北原　昭三君一般質問 …… 99
〇栃原農林部長答弁 …… 100
（８）北原　昭三君一般質問 …… 100
〇栃原農林部長答弁 …… 101
（９）北原　昭三君一般質問 …… 101
〇栃原農林部長答弁 …… 102
(10) 北原　昭三君一般質問 …… 102
〇有働市民福祉部長答弁 …… 103
(11) 北原　昭三君一般質問 …… 104
〇有働市民福祉部長答弁 …… 105
(12) 北原　昭三君一般質問 …… 105
〇有働市民福祉部長答弁 …… 106
(13) 北原　昭三君一般質問 …… 107
〇有働市民福祉部長答弁 …… 107

(14) 池田　誠一君一般質問 …… 108
○早田総務部次長答弁 …… 110
○栃原農林部長答弁 …… 111
○熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 112
(15) 池田　誠一君一般質問 …… 113
○栃原農林部長答弁 …… 115
(16) 永田　紘二君質疑 …… 116
○熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 116
(17) 永田　紘二君質疑 …… 117
○熊野教育部首席教育審議員答弁 …… 118
(18) 永田　紘二君一般質問 …… 118
○堀田教育長答弁 …… 119
(19) 永田　紘二君一般質問 …… 120
○堀田教育長答弁 …… 120
(20) 永田　紘二君一般質問 …… 120
○堀田教育長答弁 …… 121
(21) 永田　紘二君一般質問 …… 121
○堀田教育長答弁 …… 122
(22) 永田　紘二君一般質問 …… 122
○木村教育部長答弁 …… 123
(23) 永田　紘二君一般質問 …… 124
○木村教育部長答弁 …… 124
(24) 永田　紘二君一般質問 …… 125
7．日程第２　委員会付託…… 126
8．散　会 …… 126

第４号（６月17日）

1．議事日程 …… 129
2．本日の会議に付した事件 …… 129
3．出席議員 …… 129
4．説明のため出席した者 …… 130
5．事務局職員出席者 …… 131
6．日程第１　議案第60号～議案第75号
陳情第１号 …… 132

７．各委員長の報告 …… 132
（１）建設経済常任委員長報告 …… 133
（２）福祉厚生常任委員長報告 …… 133
（３）総務文教常任委員長報告 …… 134
（４）議会運営委員長報告 …… 135
８．質　疑 …… 136
９．討　論 …… 136
10．採　決 …… 136
11．閉　会 …… 137

５月３０日(木曜日)

平成25年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成25年５月30日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　表彰状の伝達
第４　市長の説明
第５　議案第60号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第61号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第62号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第63号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例
議案第64号　山鹿市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例
議案第65号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第66号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第67号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第70号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第71号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第72号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第73号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第74号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第75号　財産の取得について
報告第１号　専決処分の報告について
報告第２号　専決処分の報告について
報告第３号　専決処分の報告について
報告第４号　平成24年度山鹿市一般会計継続費繰越しの報告について
報告第５号　平成24年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について
報告第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について

報告第７号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算繰越しの報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
４番	稲葉　昇君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	栃原栄一君

商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木　隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君
山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原　弘文君
水道局長	宮本　稔君
職員課長	阿蘇品貴司君
福祉課長	野田勝年君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	才田豊昭君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
農業委員会事務局長	西田博之君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（藤原　弘君）

ただいまから平成25年（第３回）山鹿市議会６月定例会を開会いたします。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原　弘君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において冨丸洋一郎君、藤本峰秀君を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（藤原　弘君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月17日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

○

日程第３　表彰状の伝達

○議長（藤原　弘君）

日程第３、表彰状の伝達を行います。

去る５月22日、東京日比谷公会堂におきまして、第89回全国市議会議長会定期総会が開催されました。

その際、正副議長在職４年以上の表彰を横手啓介前議長、森川昭彦前副議長が、議員在職20年以上の表彰を丸山康昭議員が、議員在職10年以上の表彰を平井邦廣議員、原　徹前議員、立山　隆前議員、藤本芳雄前議員が受賞されました。よって本日、その表彰状の伝達を行います。

受賞者の方々は、演壇の方にお願いいたします。

［表彰状伝達］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
横手　啓介　殿

あなたは市議会正副議長として四年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十九回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十五年五月二十二日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
森川　昭彦　殿

あなたは市議会正副議長として四年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十九回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十五年五月二十二日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
丸山　康昭　殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第八十九回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

平成二十五年五月二十二日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市
平井　邦廣　殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十九回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十五年五月二十二日

全国市議会議長会
会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市

原　徹　殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十九回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十五年五月二十二日

全国市議会議長会

会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市

立山　隆　殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十九回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十五年五月二十二日

全国市議会議長会

会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

表彰状

山鹿市

藤本　芳雄　殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十九回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十五年五月二十二日

全国市議会議長会

会長　佐藤　祐文

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（藤原　弘君）

受賞者の方々には、まことにおめでとうございました。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

○

日程第４　市長の説明

○議長（藤原　弘君）

日程第４、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さんおはようございます。ただいま全国市議会議長会表彰を受賞されました７名の皆様、はえあるご受賞まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。皆様方の長きにわたるご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。今後、ますますのご健勝にてご活躍いただきますよう祈念申し上げましてお祝いのごあいさつといたします。

それでは、ご説明を申し上げます。

本日ここに、平成25年６月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多用の中ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。この後、平成25年度補正（肉づけ）予算案を初め、諸議案のご審議をお願いするわけでございますが、それ

らの概要説明に先立ち、市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げたいと存じます。

さきに発足した安倍政権においては、日本経済再生に向けて大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引くデフレから早期に脱却し、雇用や所得の増加を伴う景気回復を目指しております。

政府が今月20日に出した月例経済報告では、「景気は、緩やかに持ち直している」と２カ月ぶりに上方修正され、先行きについては、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景にマインドの改善にも支えられ、次第に景気回復に向かうことが期待されている状況であります。

ただし、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また雇用・所得環境の先行き等にも注意が必要とされております。

山鹿市の現状を見ますと、日本全体で人口が減少する中、本市においても例外ではなく、高齢化や過疎化が進み、中山間地域を中心に限界集落、準限界集落が増加傾向にあります。

人口減少と少子高齢化の急速な進行が、地域経済の規模縮小や地域を支える世代の減少など、地域社会に大きな影響を与えることを懸念しております。

私は市長就任以来、山鹿市総合計画の着実な実施により、市全域の一体的浮揚・発展と市民の融和を心がけてまいりましたが、引き続き「まほろば創生・人輝く温もりの都市（まち）やまが」を将来像に掲げ、市民がふるさと山鹿の地に愛情と誇りを持ち、将来への可能性を実感できるような山鹿づくりを目指し、「人をつくる・人を育てる」・「経済をつくる・活性化する」・「人口減少に歯どめをかける・定住促進を図る」の３本の柱を重点施策に据え、今後４年間市政運営に全力を傾注し事業を展開してまいりたいと考えております。

それでは、ただいま申し上げました３本の柱について、その考え方を申し上げます。

まず、一つ目の柱「人をつくる・人を育てる」ことについて、少子高齢化による過疎化・人口減少時代を迎える中、市民が将来に希望を持ち、生き生きと暮らしていくためには、山鹿市を魅力あふれる地域にするとともに、ふるさとのよさを理解し、ふるさとに誇りを持てる人材を育成することが必要であります。そのため、行政のみならず、市民自身が家庭、学校現場、職場、地域社会などさまざまな場において「人づくり」に積極的に取り組み、豊かな人間関係の輪を広げることが大切であります。

ただし、こうした取り組みは短期間で成果を得られるものではないため、ライフステージに応じて子育て、教育、生涯学習、地域づくり等々の場面ごとに、反復かつ継続した支援・協働体制を築いていきます。

次に、二つ目の柱「経済をつくる・活性化する」ことについて。本市は、温泉と歴史・文化を初めとする観光資源に恵まれた中心市街地と、農林業を主な産業として発展し、日本のよき原風景が残る周辺地域という二つの特性を持った地域に大別できます。このため、中心市街地を「観光市街地」と位置づけ、これまで集中的に整備を行ってきました。その結果、八千代座や豊前街道の町並み、散策できる小路（しゅうじ）、さくら湯等の観光資源がそろったところです。

一方、周辺地域については、豊かな自然環境を有し、いやしの場であると同時に、人と人とのつながりを色濃く残した地域であるため、「里山暮らしいきいきモデル事業」等により、地域の事情に応じた自主的な取り組みを支援しております。今後は、この二つの地域におけるすぐれた資源を生かし、観光産業の推進と農林業を基盤とした経済づくりを進めるとともに、相互連携を強化させながら、地域住民が行う福岡都市圏や熊本都市圏をターゲットにした観光客の呼び込み、新たな販路開拓、６次産業化の推進等々の取り組みを積極的に支援していきます。

三つ目の柱「人口減少に歯どめをかける・定住促進を図る」について。人口減少対策・定住促進対策は「人をつくる・人を育てる」「経済をつくる・活性化する」二つの柱に支えられて実現できる政策であります。人口減少が進む中でも「住みたいまち」として選ばれるためには、子育て、教育、雇用、住環境など、暮らしに必要な諸機能が充実した「魅力あるまち」をつくっていくことが不可欠であります。これまで、本市では医療・福祉・教育・生活環境等のインフラ機能の整備充実に取り組んできました。今後は、これまでの取り組みに加え、暮らしの充実に重点を置いた取り組みを進めます。

続きまして、平成25年度の予算編成方針について申し上げます。

現下の最大の使命である「日本の再生」に向けて、国と地方が一丸となって力を結集する中、市民がふるさと山鹿の地に愛情と誇りを持ち、将来の可能性を実感できるような山鹿づくりを目指します。

本市が有する地域資源、行政資源を積極的に活用しながら、定住促進策に取り組むこととします。

当初予算を骨格予算で編成したため、政策的な経費を含めた肉づけ後の予算としては、補正前の額262億4200万円に20億5,527万4000円を追加し、総額282億9727万4000円であります。これに９特別会計と３企業会計を合わせますと、純計で476億9651万6000円であります。

それでは、ただいま申し上げました予算編成方針に基づき、「３本の柱」ごとに重点的に取り組む施策の概要について、ご説明いたします。

まず、「人をつくる・人を育てる」につきましては、「教育環境の充実」を図るた

めの施策を展開してまいります。

学校教育では共生社会の形成に向け、障害の有無にかかわらず一人一人の特性に応じた教育が受けられる学校づくりを目指します。特に、特別支援教育については、専門性を持った「合理的配慮協力員」を配置し、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに対してより的確にこたえる指導方法を研究開発するとともに、校内支援体制整備を推進するために、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」に取り組みます。

また学校施設の環境整備では、複式学級の解消と学校施設の老朽化対策として、平成28年４月の開校を目指している菊鹿地区３小学校の統合校建設のための基本設計及び実施設計等を進めるとともに、児童生徒の学習・生活の場であり、災害時の避難所にもなる学校施設の耐震改修に取り組みます。

「経済をつくる・活性化する」につきましては、次の２点を柱に施策を展開してまいります。

まず、第１の柱は、「地域資源を生かした地域経済・地域産業（農林業）の活性化」であります。基幹産業である農林業の振興を積極的に図ってまいります。具体的には、次の三つの施策を講じてまいります。

一つ目は「６次産業化による新たな産業づくり」であります。地域資源を生かした新たな産業の創出を通じて雇用と所得を確保し、高齢者を初め若者や子どもが安心して定住できる社会の実現を目指して、６次産業化に取り組む企業・事業者・農業者を積極的に支援します。特に、専門知識の不足が課題となっているため、専門家による相談から商品完成後の販路開拓までをサポートする事業や新商品素材の発掘から商品開発、販売先までを考えたトータル的なプランニングに取り組みます。

二つ目は、「農林産物等の販売促進」であります。農業の振興については、引き続き担い手対策や生産振興に力を注ぎます。特に菊鹿地域については、ワイン用ブドウの産地として知名度を上げるための生産拡大に向けた支援を行います。また、物産館を中心とした地産地消、福岡・熊本などの都市圏を主なターゲットとした安全・安心な農林産物等の情報発信ＰＲなど、農林・商工・観光が連携した取り組みを展開します。さらに玉名市、菊池市との県北３市合同商談会や新たな販路拡大を進めるためのインターネット販売の構築に取り組みます。

三つ目は、「林業の活性化」であります。林業の活性化に向けては、植林や除間伐、コスト削減のための高性能林業機械・施設の導入により、計画的かつ効率的な森林施業を進め、優良材の生産に取り組みます。また、森林の持つ公益的機能等の特性を生かし、市民や企業・法人等との協働の森づくりにも取り組みます。

次に、第２の柱は、「地域内商工業・観光業の推進」であります。さくら湯開湯

を契機として商工団体が商業者等と連携し、体験型の観光商業を情報発信する取り組みや、山鹿の農産物を活用して開発した商品の販路を構築する事業を支援します。

また、観光振興に携わる団体と連携し、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディアを活用したタイムリーな情報発信や、さくら湯一周年記念イベントを開催するなど、効果的なＰＲを実施し、観光客（交流人口）の増大を図ります。

「人口減少に歯どめをかける・定住促進を図る」について、次の３点を柱に施策を講じてまいります。

第１の柱は、「過疎地域の再生・周辺地域における振興策の強化」であります。人口減少の著しい過疎地域や周辺地域には、すぐれた伝統・文化、豊かな自然・景観等があふれており、これらの地域資源を生かした取り組みを展開します。

具体的には、二つの施策を講じてまいります。

一つ目は、「過疎地域の再生」であります。学校再編に伴う跡地利用が早急に取り組まなければならない地域の課題とされる中、過疎地域の再生モデルとして岳間小学校校舎等を利活用したグリーンツーリズムや地域活動の拠点とするための計画策定に着手します。

二つ目は、「周辺地域における振興策の強化」であります。総合支所の再編については、地域の特色を生かしながらあらゆる点で拠点施設となるよう整備を図っているところです。今年度から来年度にかけて地域住民のだれもが気軽に集える場所として、交流・学習・相談・情報収集等の利活用を促進し、地域活性化につながるように鹿本総合支所の改修を実施します。

二つ目の柱は、「生活基盤の整備」であります。安全で安心して快適に生活することのできるまちづくりを目指し、ごみ処理体制の構築、防災対策の充実と、上下水道等の生活基盤の整備を進めてまいります。

具体的には、三つの施策を講じてまいります。一つ目は、「一般廃棄物処理施設の整備」であります。将来にわたって継続可能で安全かつ安定的なごみ処理体制の構築を目指し、一般廃棄物処理施設である「ごみ焼却施設整備」に向けた基本構想の策定等に着手します。

二つ目は、「常備消防力の強化」であります。山鹿植木広域行政事務組合消防本部において運用している消防指令システム（アナログ式消防無線）について、電波法改正によるデジタル式消防指令システムへの移行に向け、実施設計に着手します。システム移行により通信スピードや制御機能が向上するほか、データ通信機能が充実するなど、緊急出動体制や現場指揮などにおいて常備消防力の強化が図られます。

三つ目は、「生活環境の整備」であります。飲用水の安全確保、安定供給を図るため、鹿北町岩野地区の長生水源については、才野水源の給水区域とすることで、

降雨時の水質悪化対策を講じます。

また、菊鹿町島田簡易水道の市営東部簡易水道への統合と、近隣の水道未普及地域の解消に引き続き取り組みます。

第３の柱は、「子育て環境の充実」であります。子育て世代の定住を促すとともに、安心して子どもを育てられる環境整備を図るため、子ども医療費助成方式を現行の「償還払い方式」から保護者の経済的負担の軽減、助成申請手続の簡素化、子どもの外来受診機会の増大が見込まれる「現物給付方式」に変更します。

また、平成27年度から施行される「子ども子育て新制度」に向けて、地域の状況と市民のニーズに応じた子ども子育てに関する支援給付及び支援事業を実施するための「子ども子育て支援事業計画」を平成25、26年度の２カ年間で策定します。

以上、平成25年度市政運営や予算編成に当たっての私の基本的な考え方と施策の概要について申し上げました。

ところで、私はこれまで「子どもは山鹿の宝だ」と、「田舎は山鹿の宝だ、いや日本の宝だ」などを提案してきましたが、これからは市民一人一人が具体的で高い目標を持つことが大切であり、その実現に向けあきらめずに挑戦し続けることがもっと大切であると思います。既に市内各地でさまざまな取り組みが行われていますが、日本一を目指すという気概を持って、さらに前進してほしいと願っています。そこで、新たに「目指せ日本一、“輝かせよう自分自身の金メダルを！”」という言葉を、市民の皆様に訴えていきたいと思います。

これから迎える平成25年度は、私の市長として３期目のスタートの年度となります。三つの柱に掲げた重点施策を確実に実行し、一人でも多くの方に「山鹿に住んでみたい」、「山鹿に住んで本当によかった」と思っていただけるようにすることが私の最大の目標であります。

最後になりますが、ご報告をさせていただきます。

長年の懸案事項であります「燃やすごみ」の処理問題につきましては、クリーンセンターの地元の皆様のご協力により、平成30年度までの継続使用の合意を得ることができました。また、昨年度において新たなごみ焼却施設の建設を目指し、最も重要な建設予定地の選定などを行うため、庁内に建設検討委員会を設置し、約１年をかけて作業を行うとともに、市民の皆様へも候補地の募集を行いました。

その結果、建設検討委員会で選定した候補地４カ所と公募により応募された候補地２カ所の計６カ所を最終候補地として、総合的な評価を行いました。

総合評価の結果を踏まえ、市長としての熟慮を重ねた結果、建設予定地を「山鹿市民スポーツセンター」と決定いたしましたので、ここにご報告させていただきます。応募をいただきました二つの地区の皆様を初め、公募にご協力いただきました

関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

今後は、平成31年４月の本稼働を目指し、建設予定地周辺の地域の皆様などへ十分な説明を行い、計画的かつ確実な事業推進に尽力していく所存でございます。

本日から19日間にわたりご審議いただきます議案は、条例９件、予算６件、その他１件の計16件と報告７件でございます。これらの諸議案につきましては、職員に説明させていただきます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○

日程第５　議案第60号～議案第75号
　　報告第１号～報告第７号

○議長（藤原　弘君）

日程第５、議案第60号から報告第７号までの全案件を一括議題といたします。

○

議案第60号　専決処分の承認を求めることについて
　　（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第61号　専決処分の承認を求めることについて
　　（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第62号　専決処分の承認を求めることについて
　　（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第63号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例
議案第64号　山鹿市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例
議案第65号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第66号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第67号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第70号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第71号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第72号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第73号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第74号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第75号　財産の取得について
報告第１号　専決処分の報告について
報告第２号　専決処分の報告について

報告第３号　専決処分の報告について
報告第４号　平成24年度山鹿市一般会計継続費繰越しの報告について
報告第５号　平成24年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について
報告第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
報告第７号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算繰越しの報告について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第60号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年３月30日に公布され、一部の規定を除き同年４月１日から施行され、山鹿市税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成25年３月30日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

改正内容が引用条項の移動に伴う整備及び読みかえ規定並びに文言の整備を含め改正が多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点について説明をさせていただきます。

まず、１点目は、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る市民税の特別控除額を見直すものでございます。

２点目は、国税に係る延滞税、利子税、還付加算金について、現在の低金利の状況にかんがみて引き下げられることに合わせて、地方税に係る延滞金は現行の14.6％を9.3％、納期限後１カ月以内の場合、現行4.3％を３％に、還付加算金は現行の4.3％を２％に引き下げるものでございます。

３点目は、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する措置を、平成26年１月１日から４年間延長することとし、その限度額につきましては、平成26年４月１日以降の入居者については現行の５％から７％に拡充するものでございます。

４点目は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地について、これを災害があった日から７年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合、相続人が長期譲渡所得の課税の特例等を受けることができるようにしたものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、平成25年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第61号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案も、議案第60号と同様、地方税法等の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法179条第１項の規定に基づき、平成25年３月30日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。改正内容は、固定資産税の課税標準の特例の改正に伴いまして、附則第13項において引用いたしております法律の条項を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年４月１日から施行することといたしました。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本案も議案第60号同様、地方税法等の改正に伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、専決第５号として、平成25年３月30日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

３ページをお願いいたします。改正内容についてご説明申し上げます。

１点目は、国民健康保険税における均等割額または平等割額の軽減判定を行う際の世帯人数に、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者も５年間に限り加えることとされていたものを恒久化するものでございます。

２点目は、国保資格が一人である特定世帯につき、平等割の基準額３万4300円を５年間に限り２分の１軽減しておりましたこれまでの措置に加えまして、その後の３年間に限り、４分の１軽減となる特定継続世帯が新たに設けられたため、課税額２万5725円を加えるものでございます。

３点目は、特定継続世帯が新たに設けられたことを受けまして、同世帯にかかわる７割、５割、２割軽減世帯の平等割軽減額をそれぞれ追加するものです。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、平成25年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第63号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例について、ご説明申し上げます。

合併から８年が経過し、これまで行財政改革を進めてまいりましたが、地方交付税の減額等により本市の財政見通しは依然として厳しい状況にあります。このような中、国の動向また今回の一般職の職員の給与削減を受けて、現市長の在任期間におきまして給料を減額するものであります。市長、副市長、教育長にあっては、現市長が在任する間、また病院事業管理者にあっては、平成26年３月31日までの間、現在支給されている給料月額から10％を減額するものであります。

附則としまして、この条例は平成25年７月１日から施行いたします。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第64号　山鹿市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例につきまして、ご説明いたします。

この条例は、平成26年３月31日までの間、国家公務員の給与の特例措置が講じられていることを踏まえて、本市の一般職の職員の給与の特例を定める必要があり、提案するものです。

まず、国の特例措置の概要につきましてご説明いたします。平成23年の人事院勧告とあわせて、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性にかんがみ、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が公布され、このうち、給与の臨時特例に係る部分については、平成24年４月１日から施行されました。地方公務員の給与については、この法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適正に対応されるものとされ、また、平成25年１月24日の閣議決定において、

速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう周知されたところであります。本市におきましてもこのような状況をかんがみ、一般職員の給与の特例を定めるものでございます。

主な内容についてご説明いたします。まず、この条例の施行の日から平成26年３月31日までの間において、山鹿市一般職の職員に対する給料月額の支給に当たっては、その職務の級の区分に応じ、２級以下は3.0％、３級から５級までは5.3％、６級以上は7.0％減額するものです。また、あわせまして、管理職手当については10％、期末手当及び勤勉手当については3.7％減ずることとします。

また、これらの特例措置に伴いまして、休職者の給与等関連する部分の改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は平成25年７月１日から施行いたします。

続きまして、議案第65号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、地方交付税の特別措置の対象となる過疎地域及び集積区域における固定資産税の課税免除の適用期限が延長されたことに伴い、これに係る課税免除の措置を講ずるため条例を改正する必要があり、提案するものです。改正の内容は、固定資産税の課税免除の対象となる設備の取得期限及び施設に係る計画の同意期限を、過疎地域については平成27年３月31日まで、集積区域については平成26年３月31日までそれぞれ延長するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第３条及び第４条の規定は平成25年４月１日から適用するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

議案第66号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

現在、子ども医療費の助成については、医療機関等の窓口で受診時に保護者が支払った子ども医療費の自己負担額を、後ほど領収書を添付して申請し、助成を受ける償還払い方式で実施しております。今回の改正では、保護者の申請手続の簡素化と窓口での経済的な負担を軽減するため、県内全域の医療機関での外来受診分については、窓口での自己負担をなくす現物給付方式へ改めるものとし、本年10月診療分から適用するため、条例の一部改正を行うとともに、あわせて条文の整備を行う

ものでございます。

第２条第６号は療養の給付を取り扱う保険医療機関等についての規定を追加するものです。第５条第３項は、医療機関等の窓口での受給者証の提示義務を規定しております。第７条第２項及び第３項は、助成対象者が県内の指定保険医療機関等で、療養の給付を受けた場合に、その保険医療機関等に対して市が助成金を支払うことができる旨規定するものです。また、その現物給付をもって受給者への助成があったこととみなすための確認規定を定めるものです。

第８条第２項は受給者証の返還を、第10条は受給者証の再交付の規定を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は平成25年10月１日から施行し、その他必要な経過措置等を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

戸次商工観光部長。

［商工観光部長　戸次　由夫君　登壇］

○商工観光部長（戸次　由夫君）

議案第67号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、農村工業等導入地区における工場の新設等の奨励措置として行う固定資産税の課税免除の適用期限を延長するため、条例を改正するものでございます。改正の内容は第３条第１項第２号の農村工業等導入地区における設備取得について、課税免除の適用期限を平成27年３月31日まで２年延長するとともに、あわせて条文の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第３条第１項第２号の規定は平成25年４月１日から適用するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

議案第68号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、山鹿市立学校規模適正化基本計画に基づいて取り組んでおります学校再編整備事業で、菊鹿地区の内田小学校、六郷小学校、城北小学校の３校を統合して、

新たな小学校を設置するために条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、学校の名称及び位置を示します別表中より、内田小学校及び内田小学校矢谷分校と山内分校、六郷小学校、城北小学校を削り、新たに山鹿市立菊鹿小学校を山鹿市菊鹿町下永野841番地に設置をするものです。

附則といたしまして、この条例は平成28年４月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初骨格予算に政策的経費を含めた肉づけ予算及び国の平成24年度補正予算に係る経済対策、その他補正を追加するものであります。平成25年度の予算編成に当たりましては、市長説明要旨で申し上げましたとおり、「人をつくる」、「経済をつくる」、「人口減少に歯どめをかける」の３本を行政運営の大きな方向性として定め、編成しております。地方分権改革の理念であります地方の責任と自立のもと、自治体の創造性、自立性を高めるとともに、市民がふるさと山鹿の地に愛情と誇りを持ち、将来の可能性を実感できるような山鹿づくりを目指した予算の重点化に努めております。

このような考え方のもと、編成をいたしました今回の補正予算の総額は、20億5527万4000円であります。当初骨格予算と合わせました予算規模は、総額282億9727万4000円、前年同期比19億3503万円、7.3％の増であります。なお国の経済対策に係る地方負担への配慮として創設されました「地域の元気交付金」につきましても、今回計上いたしております。

それでは、議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）につきまして申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に20億5527万4000円を追加し、282億9727万4000円とするものです。

５ページをお開きください。

第２表　債務負担行為補正であります。鹿本総合支所再編整備事業のほか３件につきまして、債務の期間、限度額をそれぞれ記載のとおり定めるものです。

６ページをお開きください。

第３表　地方債補正であります。地方債の変更につきましては、市庁舎等建設事業ほか２件について限度額の変更を行うものです。また地方債の追加は、総合支所再編整備事業ほか２件について地方債を追加するものであります。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

（款）総務費、（目）財産管理費の補正額7123万9000円は、市有財産旧山鹿幼稚園跡地の駐車場等整備及び旧鹿本保養センター施設解体に係るものです。次の（目）総合支所費の補正額１億2379万8000円は、鹿本総合支所再編整備改修費等であります。なお、債務負担行為額を含めた総額は１億9081万8000円であります。一番下にあります（目）地域振興費の補正額150万円は、地域団体と行政そして大学が協働連携しながら、廃校となった岳間小学校を地域活動の拠点として周辺地対策に取り組むものです。

23ページをお開きください。

（款）民生費、（目）高齢者福祉総務費の中にあります社会福祉施設環境整備支援事業1227万円は、養護老人ホームの施設整備を支援するものであります。対象施設は寿楽荘であります。下の（目）児童福祉総務費の中の子ども医療費助成事業2616万円は、本年10月診療分から適用します医療機関での支払免除、現物給付に係る移行経費等であります。また、子ども・子育て支援事業378万5000円は、子ども・子育て関連三法の施行に向けて、子ども・子育て支援事業計画の策定を行うものです。

続きまして、24ページの一番上にあります保育環境充実支援事業１億1965万円は、市立保育園稲光園の施設改修を支援するものであります。26ページをお開きください。

下段の（款）衛生費、（目）ごみ処理費の中の一般廃棄物処理施設整備事業1262万8000円は、新たなごみ焼却施設建設に係る一般廃棄物処理基本計画の改定及び循環型社会形成推進地域計画の策定などを行うものでございます。

27ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）農業総務費の中にあります管理経費135万円は、第三セクター等の民営化推進に係る経費であります。次の（目）農業振興費の中では、認定農業者や集落営農組織における担い手の確保や営農組織の法人化、作業受託組織の育成を通じ、地域農業の活性化を推進する農業担い手支援事業、また28ページから29ページにかけては、本市の特産物であるクリ、タケノコ、ワイン用ブドウ、また主要作物である野菜、果樹などの園芸作物、工芸作物の安定生産と高付加価値を図る農産物生産振興事業、本市が誇る農林業、商業、観光が連携し、福岡・熊本

などの大量消費地における継続的な販売ルートの確立や、インターネット等を活用した農林畜産物の情報発信、販路開拓を推進する農産物販売促進事業、農林業の生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業ビジネスの創出を通じて、地域の雇用と農業者の所得向上を目指す６次産業化総合支援事業、これらの事業を効果的に連携融合しながら地域の農業の再生、活性化に取り組みます。

29ページの（目）農業振興施設費の補正額9789万円は、物産館の機能強化による販売促進と施設の老朽化対策として小栗郷及び水辺プラザの改修を行うものです。

30ページをお開きください。

（目）農地費の中の団体営農業農村整備事業5960万円は、国の緊急経済対策を受けて農業水利施設の整備を行うものです。農業生産基盤の機能強化により生産性の向上に取り組みます。

31ページ、（目）林業振興費の中の林道新設改良事業１億1305万円及び林道機能向上対策事業4432万円につきましては、木材搬出や森林の維持管理のほか、地域の生活道路とのアクセスとしての機能を有する林道について、集中的かつ計画的な整備を図ります。

33ページをお開きください。

中段の（目）観光費の中にあります誘客宣伝事業644万1000円、受入態勢充実事業246万4000円及び（目）商工施設費の補正額323万3000円におきましては、昨年開業しましたさくら湯の利用者視点からの機能充実、利便性の向上を図るとともに、本市が誇る豊富な観光資源をさまざまな媒体により情報発信しながら、訪れやすく快適に回遊できる環境整備に取り組むものであります。

34ページをお開きください。

（款）土木費、（目）道路橋梁新設改良費の補正額３億8550万円は、市民生活の基礎的社会基盤として安全性と利便性を兼ね備えた道づくりに取り組んでまいります。

35ページをお願いします。

（款）消防費、（目）常備消防費の補正額1890万円は、山鹿植木広域行政事務組合が整備する消防無線デジタル化の実施設計に係る負担金です。下段にあります（款）教育費、（目）教育委員会費の中にありますインクルーシブ教育システム構築モデル事業2164万2000円は、発達障害や知的障害など子どもの特性に応じた的確な指導・支援、学び合う体制づくりを文部科学省からの指定事業として平成27年度にかけて取り組むものであります。

36ページをお開きください。

（目）小学校管理費の補正額3646万4000円、また37ページの中段にあります中学

校管理費の補正額711万1000円は、児童生徒の遠距離通学対策としてスクールバスを購入するものであります。

同じく、37ページの（目）小学校建設費の中の安全・安心な学校づくり事業１億146万2000円は、米田小学校の屋内体育施設ほか４校５施設の耐震改修を行うものです。

次の、学校規模適正化事業2061万円は、菊鹿地区統合小学校の基本設計及び実施設計を行うものです。一番下の（目）中学校建設費の補正額4641万9000円は山鹿中学校の耐震改修を行うものです。

38ページをお開きください。

下段の（目）文化財保護費の中にあります方保田東原遺跡保存整備活用事業１億1068万1000円は、平成24年度に引き続き当該遺跡地の公有化を進めるもので、本年度は約２ヘクタールの用地購入を予定しております。

以上が歳出予算の概要でございます。なお、性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては、別冊で作成いたしております予算のあらまし、また事業の詳細及び財源等につきましては、予算に関する説明書を作成いたしておりますので、あわせてご参照いただきご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時13分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第70号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に４億6908万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億1921万4000円とするものです。

４ページをお願いいたします。

第２表　債務負担行為の補正につきましては、農業集落排水施設建設事業に係る

事項を追加し、債務の期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。第３表は、地方債であります。農業集落排水事業につきまして、起債の限度額等を記載のとおり定めるものです。

続きまして、補正予算の内容について、事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。９ページをお願いいたします。

３　歳出、（款）農業集落排水事業費、（目）施設建設費の補正額４億6908万5000円は、主に米田東部地区の農業集落排水施設の整備に要する経費であります。平成25年度におきましては、処理施設建設に伴う機械・電気設備機器の製作を行うものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

坂梨市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　坂梨　真樹君　登壇］

○市民福祉部次長（坂梨　真樹君）

議案第71号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条　歳入歳出予算の総額に5712万9000円を追加し、総額を59億7440万9000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

７ページをお開きください。

３　歳出、（款）総務費、（目）介護基盤緊急整備特別対策事業費の補正額5551万円は、第５期介護保険事業計画に基づきます地域密着型サービス拠点等の整備及び既存施設の防災改修等を行うものでございます。財源は、国の交付金によって県に造成されました介護基盤緊急整備等臨時特例基金でございます。同じく（款）総務費、（目）賦課徴収費の補正額161万9000円は、介護保険料の収納率向上や滞納者の実態把握などを目的として、納付相談員の設置を行う収納率向上対策に係るものでございます。財源は一般財源でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

議案第72号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）につい

て、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条　歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に２億4924万6000円を追加し、総額を４億139万1000円とするものであります。

３ページをお開きください。

第２表　地方債であります。簡易水道事業について、限度額を１億6600万円と定めるものです。

続きまして、補正予算の内容についてご説明いたします。９ページをお開きください。

３　歳出、（款）簡易水道事業費、（目）施設管理費の補正額250万円は、山鹿東部（高橋津袋地区）簡易水道の地質調査を行うものであります。次の、（目）施設建設費の補正額２億4674万6000円は、岩野地区簡易水道及び山鹿東部（島田地区）簡易水道の送配水管布設工事を実施するものであります。

続きまして、議案第73号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第２条は、資本的収入及び支出であります。収入、第１款　資本的収入の既決予定額に２億830万円を追加し、総額を３億2292万8000円とするものです。

次に支出、第１款　資本的支出の既決予定額に２億3292万5000円を追加し、総額を４億6288万6000円とするものです。

２ページをお開きください。

第３条は、企業債の補正です。方保田水源地・配水池整備事業に係る企業債を追加するものであります。

５ページをお開きください。

支出、（款）資本的支出、（目）構築物費、補正予定額２億3292万5000円は、方保田水源地・配水池施設の更新を行うものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

議案第74号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、総則であります。第２条は、資本的収入及び支出であります。収入の第１款　資本的収入の既決予定額に６億4350万円を追加し、総額を６億7678万9000円とするものです。

次に、支出の第１款　資本的支出の既決予定額に６億4300万円を追加し、総額を10億6342万3000円とするものです。

２ページをお願いいたします。

第３条、債務負担行為の補正につきましては、山鹿浄水センター及び大坪ポンプ場の施設改築更新工事業務に係る事項を追加し、債務の期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。第４条は、企業債であります。公共下水道事業につきまして、起債の限度額等を記載のとおり定めるものです。

続きまして、補正予算の内容について、実施計画の支出によりご説明申し上げます。６ページをお願いいたします。

支出の（款）資本的支出、（目）施設建設費の補正予定額６億4300万円は、主に山鹿浄水センター及び大坪ポンプ場の施設改築更新工事業務に要する経費であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

議案第75号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

消防団に配備いたします消防小型動力ポンプ積載車の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるため提案するものでございます。取得する財産は、消防小型動力ポンプ積載車８台でございます。その内訳でございますが、消防車両の更新基準に基づきまして、20年を経過した普通積載車車両７台の更新及び中山間地域などの狭い道路での機動力を発揮する軽四輪駆動車両新規導入１台でございます。契約の方法は指名競争入札であり、取得金額は2805万6000円でございます。契約の相手方は、熊本市中央区上水前寺１丁目10番５号、熊本いちはら工業株式会社、代表取締役澤田悦幸でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

報告第１号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、車両事故に係る和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げるものでございます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成25年２月20日午前11時50分ごろです。相手方の住所・氏名は記載のとおりです。事故の概要は、県道方保田山鹿線の山鹿市古閑157番１付近を、山鹿市街地方面に向かって走行していた公用車が、右側から同線に進入してきた相手方の車両に衝突され、公用車が損傷したものです。和解事項といたしまして、相手方は山鹿市に対して損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

続きまして、報告第２号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げるものでございます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成25年４月16日午前11時20分ごろです。相手方の住所・氏名は記載のとおりです。事故の概要は、市道北部１号線の山鹿市鹿央町千田2954番３付近を国道３号方面に向かって走行していた公用車が、道路左側に駐車していた相手方車両に接触し、当該相手方車両を損傷させたものです。損害賠償の額は8379円です。和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対して損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事項に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方　淳一君　登壇］

○建設部長（緒方　淳一君）

報告第３号　専決処分の報告について、説明いたします。

本案は、市営住宅に係る家賃及び住宅の明け渡しの請求に関する訴えの提起について専決いたしましたので、地方自治法第180条第２項の規定により報告するものでございます。市営住宅の家賃滞納につきましては、滞納整理方針に基づき、厳正な姿勢で臨み、市営住宅の健全運営並びに適正管理を目指し、法的措置を含めた滞

納整理を行っているところでございます。

専決第２号　専決処分書。市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成25年３月26日に次のとおり専決したものでございます。当事者でございますが、原告は山鹿市、被告は記載の８名でございます。事件の概要でございますが、被告らは次のとおり市営住宅の家賃を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、山鹿市住宅管理条例第40条第１項に基づく建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものでございます。団地名、氏名、滞納額は記載のとおりでございます。請求の趣旨につきましては、被告らは原告に対し前項記載の建物を明け渡すこと。被告らは前項記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除日から前項記載の建物明け渡し済みに至るまでの家賃相当額を損害金として支払うこと。訴訟費用は被告らの負担とする。以上を内容として提訴するものでございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

報告第４号　平成24年度山鹿市一般会計継続費繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第１項の規定に基づきご報告いたします。

２ページをお開きください。

（款）総務費の市庁舎等建設事業及び（款）教育費の学校規模適正化事業に係る継続費につきまして、記載のとおりそれぞれ平成24年度から平成25年度へ逓次繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、報告第５号　平成24年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づきご報告いたします。

これは、さきの３月定例会におきまして議決をいただいております繰越明許費８件に係る報告です。

２ページをお開きください。

（款）農林水産業費、（項）農業費、農産物生産施設整備事業ほか７つの事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおりそれぞれ平成25年度へ繰り越しを行ったものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

報告第６号　平成24年度山鹿市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越しにつきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づきご報告いたします。

２ページの繰越計算書によりご説明いたします。

（款）簡易水道事業費、簡易水道施設整備事業に係る繰越明許費の金額につきまして、記載のとおり平成24年度から平成25年度へ繰り越しを行ったものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（藤原　弘君）

飯田市民医療センター事務次長。

［市民医療センター事務次長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務次長（飯田　啓詩君）

報告第７号　平成24年度山鹿市病院事業会計予算繰越しの報告について、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づきご報告申し上げます。

２ページの繰越計算書によりご説明いたします。

（款）資本的支出、（項）建設改良費、事業名、電子カルテ整備事業に係る予算計上額２億円に対し、記載のとおり１億3999万3500円を、平成25年度へ繰り越したものです。財源は企業債、当年度損益勘定留保資金でございます。

以上、ご報告申し上げます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時34分　散会

～～～

６月７日（金曜日）

平成25年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成25年６月７日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．永田　健

一般質問

（１）防災行政無線、オフトーク通信事業について

２．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）教育長の教育方針と抱負について

（２）学校規模適正化事業について

（３）道徳教育のあり方について

（４）介護保険制度の見直しについて

３．服部　香代

一般質問

（１）男女共同参画の推進について

（２）市民の生涯学習及び公民館講座等の今後の方向性について

４．冨田　弘海

質　　疑

（１）議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

①Ｐ28　（目）農業振興費　農産物生産振興事業について

②Ｐ28　（目）農業振興費　農産物販売促進事業について

一般質問

（１）子育て支援体制について

５．横手　啓介

一般質問

（１）教育について

①学園都市とは

②体罰について

③特別支援学校について

（２）ごみ焼却施設建設予定地「山鹿市民スポーツセンター」について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

1番	服部香代君
2番	冨田弘海君
3番	永田　健君
4番	稲葉　昇君
5番	冨丸洋一郎君
6番	藤本峰秀君
7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君

建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木　隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君
山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原　弘文君
教育部首席教育審議員	熊野　浩君
総務課長	宮崎錦也君
介護保険課長	佐藤アキ君
子育て支援課長	大森健司君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	才田豊昭君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
環境課長兼廃棄物処理施設建設推進室長	古江光拡君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。永田　健君。

［３番　永田　健君　登壇］

○３番（永田　健君）

議席番号３番、永田　健です。よろしくお願いします。

今回の質問は、防災行政無線、それとオフトーク通信事業についてお伺いしたいと思います。

梅雨にも入りまして、昨年は九州北部豪雨がございました。前回も申し上げましたが、いつ起こるかわからない災害に備えての防災、それから減災の取り組み、市民の不安を少しでも取り除いていただくよう、再度お願いしておきたいと思います。

このオフトーク事業につきましてですけれども、これまでも幾度か質問がございましたが、地域の皆様方とのお話の中で必ず出てくる話題になっております。特に鹿北、菊鹿、鹿央地区においては、平成27年２月28日にオフトーク通信サービスの終了とのことを区長会等で説明されてから、さらに多くの方からどうなるのかという不安の声があり、今一度お尋ねしたいと思います。

現在のオフトーク通信システム導入につきましては、鹿北町では昭和32年、菊鹿町では昭和33年、鹿央町では昭和34年、いずれも当時の有線放送事業により開始されました。農村住民相互のコミュニケーション手段として、また行政情報及び防災情報の手段として利活用されてきました。時代の流れとともに、電話事業は民間企業に移行されましたが、有線放送事業については、行政情報及び防災情報の伝達において、なくてはならないものとして事業が継続されてきました。

しかし、配線や機器の老朽化のため、平成２年から平成３年にかけて、鹿北、菊鹿、鹿央の旧３町では、それぞれにオフトーク通信システムが導入され、防災行政情報の伝達のみならず、地域の行事を各自治会や行政区の区長さん等が、自宅から自分で放送できるようになりました。超高齢化が進み、限界集落が間近に迫った限界集落とも言えるべく農山村地域にとって、このシステムを導入したことは、地域コミュニティーのツールとして必要不可欠なものとなり、さらに利用頻度が多くな

ったものと実感しております。

平成17年の１市４町合併の際、都市部と農山村部との地域間格差の是正や地域振興などを目的に、ご承知のとおり当時の合併協議会におきましては、ケーブルテレビ「まほろばネット構想」が計画されておりましたが、莫大な事業費がかかることなどから、その構想は実現されるまでには至りませんでした。

一方、オフトーク通信システムにつきましては、導入から15年が経過して機器の老朽化が進み、修理や改修も不可能となったことから、合併後の平成19年、鹿北、菊鹿、鹿央、３地区のセンター装置を統合した新たなオフトーク通信システムが構築され、以前と変わらず早朝から夜寝るまで、そして細やかな情報を自宅のスピーカーから明瞭に聞き取ることができました。

以上のように、昭和34年に導入された有線放送事業から、実に半世紀以上の54年間にわたって、今日まで農山村地域住民の生活に根づいている最も身近な情報収集手段であることは顕著であります。現在のオフトーク通信システムの導入から６年しかたっておりませんが、本年１月28日付のＮＴＴの報道発表によりますと、オフトーク通信サービスの提供については、平成27年２月28日、つまりあと１年８カ月余りでサービスを終了するということをお聞きしました。

そこで、総務部長にお尋ねいたします。平成17年の１市４町合併から８年が経過したわけでございますが、まず一つ目、農山村地域の住民にとってオフトーク通信システムがどのような役割であるかと認識されておるのか。

二つ目、サービス提供の終了期間は延長することが可能なのか。可能な場合はいつまで延長できるのか。

三つ目、そして今後、防災情報及び行政情報の伝達手段のあり方及び子どもや高齢者、多様化する市民生活に対応した情報手段等をどのように考えておられるのか。以上３点につきまして、１回目のお尋ねとします。

○議長（藤原　弘君）

これより、執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

永田　健議員からのご質問の１点目、農山村地域におけるオフトークの役割に対する認識についてお答えをいたします。

オフトーク通信施設は、市役所から住民へ防災及び行政情報を速やかに伝達する手段として活用をいたしております。また、各行政区及び小中学校においては、ページング放送を活用し、地域住民への連絡手段として利用されております。さらに、各種イベントや商業放送及び訃報などを広く告知するなど、旧３町におきまして、

地域振興とコミュニティーの維持に欠かせない包括的な情報基盤としての役割を担っているものととらえております。

次に、２点目のオフトークサービス期間の延長の可否についてお答えをいたします。オフトークサービス終了の具体的な期日については、平成25年１月28日にＮＴＴから「平成27年２月28日をもってサービス終了」と示されました。また、サービスを終了した平成27年３月以降については、サービス提供に必要な設備の保守物品の確保ができる間を条件として、「数年を限度として単年度ごとの更新ならば応じられる。」という内容も示されております。しかし、この内容は数年間に限られたものであり、あわせて単年度更新であることから不確実な内容であります。

次に、３点目の今後の防災行政情報伝達の考え方についてお答えいたします。さきの阪神淡路大震災及び東日本大震災並びに本県におけます昨年７月の熊本広域大水害など、自然災害による被害の大規模化や長期化が懸念されることから、強靭で持続性の高い情報基盤が必要となりました。また、日常においても行政に対する市民の情報ニーズが多様化していることから、それらに対応した細やかな情報サービスが望まれております。

このような中、地域の実情はオフトークが整備された平成２年ごろと比較しますと、過疎地域の人口減少と高齢化が進んでおります。また、情報社会の急速な進展によりまして、携帯電話やインターネットが広く普及し、市民の情報手段は多様化しております。

これらのことから、これまでどおり広くあまねく情報を伝達するためには、子どもや高齢者はもちろん、多様化する市民生活に対応した情報手段が望まれます。

しかしながら、これまでその中心的役割を担ってまいりましたオフトークも終わりが来るように、情報通信分野は技術革新も著しく、また移り変わりの激しい分野であるため、今後の情報手段の選択は個人への普及動向を見据えて慎重に取り組むことが最も望ましいと考えております。

このため、今後の市民への防災行政情報の告知につきましては、防災行政無線を主体に、日ごろ放送を聞くことができない場所におられる人に対しては、電子メール等を活用することで、情報格差を相互に補完しながら情報配信することが望ましいものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○３番（永田　健君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［３番　永田　健君　登壇］

○３番（永田　健君）

農山村地域における行政情報伝達手段のみならず、地域コミュニティー活動にとっても大変重要なツールであることをご理解いただいているものと思います。できますならば、サービス終了後も条件はあるものの、数年を限度として単年度ごとの更新ならば応じられるとのことであるならば、できる限り継続できますようお願いしておきます。

では、オフトーク通信にかわりまして防災行政無線を利活用するとおっしゃいましたが、まず一つ目、現在のオフトーク通信と同等の情報伝達が可能であるのか。これはもう一目瞭然ではありますが、宅内放送と屋外放送とでは、放送内容が制限されることもあるでしょうし、放送時間の制限、また夏の暑い時期と冬の寒い時期とでは、聞こえ方も違うでしょう。防災情報を伝達すべく梅雨末期の豪雨時に放送する場合などにおいては、窓を閉め切り、地面をたたきつけるような豪雨の音と混じって、果たして確かな情報を住民に伝達することができるのか。住民の命を守るための情報伝達手段であると言えるのか。メール等による文字情報の配信では、住民に伝わるまでの伝達時間はどれくらいかかるのか。

さらに超高齢化が進んだ農山村集落にとりまして、地域コミュニティーのツールとして必要不可欠なものであると、先ほど述べましたが、地域の行事など、その地域の区長さん等が放送する際、平成２年に構築されたオフトーク通信では自宅の電話や携帯電話等による遠隔操作で放送することが可能でしたけれども、今回導入された最新のデジタル防災行政無線には、これまでのように区長さんや、それぞれの団体などがその遠隔操作によって放送する機能があるのか。またはできるのか。

再度３点についてお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

２回目のご質問の１点目、オフトークと同等の情報伝達が可能であるかについてお答えをいたします。

防災行政無線は、防災情報の伝達を最優先とする中で、あわせて行政からのお知らせ放送を行う施設です。そのようなことから、それら本来の目的を妨げない範囲であれば、自治会ごとに区長さんや各種団体からのお知らせ放送など、オフトークに準じた利用を行うことはできます。ただし、オフトークとは異なり拡声スピーカーを使用した屋外放送であることから、騒音公害にならないよう、使用範囲や使用

頻度、放送時間帯等への配慮が必要となります。

次に、住民へ確かな防災情報の伝達が可能かについてお答えをいたします。防災行政無線はオフトークと違い、屋外にいる人も放送を聞くことができるというメリットを持つ反面、スピーカーから離れた地域、特に屋内では聞き取りにくくなるという短所があるため、一部世帯に戸別受信機を貸与しております。

また、風向や雨音などの気象状況にも左右されるという問題も合わせ持つことから、災害発生が予測される際の住民への緊急避難情報などにつきましては、防災行政無線放送とあわせて携帯電話会社のサービスでありますエリアメールや山鹿市情報メール、熊本県防災情報メールサービスを活用した文字情報の配信により補完していくことといたしております。

さらに、市民主体の取り組みとして、自主防災組織による地区内での情報連絡網の整備による避難体制の強化を呼びかけているところでございます。

次に、３点目の遠隔操作による放送機能の有無についてお答えいたします。防災行政無線につきましても、オフトークと同様に、家庭用一般電話機や携帯電話による遠隔操作機能を有しており、自宅などから放送することもできます。

以上、ご答弁申し上げます。

○３番（永田　健君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［３番　永田　健君　登壇］

○３番（永田　健君）

ありがとうございました。

情報の伝達におきましては、最初に申し上げたように、いつ起こるかわからない災害等に備えての防災・減災への取り組みとして大事なことであり、また家庭用電話や携帯電話による遠隔操作が可能であるということならば、早急に活用できますよう取り組むべきであると提案しておきます。

さまざまな市の取り組みや事業に対しまして、本当にこれだけ地域の方から褒められるようなことはないと思いますし、これはオフトーク通信にとりましては、本当に褒めていただきます。裏を返せば、住民が安心して生活ができていたということでもありますし、防災行政無線事業に対する不安が今あるかと思いますので、それを取り除いていただき、よかったと言える事業になってほしいと願っております。

まだ、少し時間がありますので、防災行政無線の整備方針等について幾つか確認しておきたいので、単発に質問をいたします。

一つ目、屋外放送設備の設置を基本とした設備方針とは、旧山鹿市以外は戸別受信機、宅内装置がついているにもかかわらず、いつ決まったのかということ。

二つ目、オフトークがあるからこそ、住民は納得しているのではなく、なくなるとした場合に、住民はその整備方針を納得するのか。

三つ目、難聴区域とは、屋外子局の設置基準は何世帯から設置するのか。

四つ目、世帯間格差とありますが、家の構造、気密性等で聞こえ方が違うと思いますが、戸別受信機の設置基準を示してほしいと思います。また、世帯ごとの設置基準に該当するか否か、だれがどのように設置するのかを決定するのかお尋ねします。

五つ目、多様な情報基盤を活用した新たな情報技術の開発も期待されることから、「本市に適したシステムの見きわめ」とありますけれども、確かに技術革新は目まぐるしいものがあると思いますが、オフトークは２年後にサービスを終了すると決定しております。いつどのようなものが開発されるかわからないものを待つと言われるのか。

六つ目、これまでのお話を聞きますと、防災行政無線とメール等のサービスでは情報が全く伝わらない人がいるのではないでしょうか。例えば高齢者、子ども、障害者等がいらっしゃるかと思います。

七つ目、旧鹿本町では戸別受信機を全世帯に配布されていると思いますが、今後の取り扱いはどうなされるのか。例えば新規転入者等のことです。

八つ目、長時間停電時、屋外子局のバッテリー使用時間はどれくらい持つものか。

以上、質問しまして、終わらせていただきます。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

３回目のご質問の１点目、屋外放送設備の設置を基本とした整備方針の決定についてお答えいたします。

今回のデジタル防災行政無線整備計画につきまして、平成20年度から２カ年かけて事業化に向けた具体的な協議・検討を行ったところでございます。なお、当初は既にアナログ防災行政無線が整備されていた山鹿、鹿本地区を含め、市内全域を対象にデジタル防災行政無線による再整備を実施する計画としていたところですが、国の電波行政の動向や市の財政計画を考慮した中で、山鹿、鹿本地区のアナログ防災行政無線は引き続き活用し、未整備でありました鹿北、菊鹿、鹿央地区のみにデジタル防災行政無線を整備する方針といたしました。あわせまして、アナログ施設

と新たに整備するデジタル施設の機能統合により、操作運用面において一括制御可能なシステムとする整備方針を固め、平成22年度から実施設計に着手したところです。

次に、２点目の整備方針に対する住民の理解についてでございますが、防災行政無線の整備目的は、防災情報及び行政情報の伝達であることから、屋内・屋外を問わず広く放送を届けるために、屋外放送方式を選択したところです。また、当時はオフトークサービスが終了するといった情報もなく、市としましては従来どおりオフトークによる屋内放送を併用することで、住民の皆様に対し、より充実した情報提供が行えることを目指して整備に着手したところでございます。

次に、３点目の屋外子局の設置基準についてお答えいたします。屋外子局放送が最も聞きやすい範囲は、半径340メートル範囲内というデータが示されておりますが、障害物や気象の影響がない場合、おおむね700メートルの音声到達能力がございます。このため、屋外子局の設置に当たっては、地形や集落の形状を考慮した上で、音声到達の効率性から、集落の中心部や住宅密集地に設置した上で音声エリアに入らない世帯を戸別受信機でカバーするといった一般的な設計方法により整備をいたしております。

４点目の戸別受信機の設置基準についてお答えいたします。屋内におけます音声の大きさや明瞭さにつきましては、ご指摘のとおり家屋の構造や材質、建具の違いなどから差異が生じることは事実でありますが、音量に対する個人ごとの満足感もあることから、戸別受信機につきましては基準を設けて設置をしているところです。なお、実際に運用してみなければ状況が把握できない地区も想定されますことから、整備事業の時点におきましては、屋外子局設置場所からの距離がおおむね700メートル以上離れた地区や世帯に設置しております。その後は運用開始した中で、区長さんからの情報をもとに、相談があった地区などにおいて、現地での放送試験を実施しており、測定の結果、屋外での音圧レベルが45デシベル以下で、スピーカーの向きや音量調整でも解消できない世帯等について、新たに戸別受信機を設置することとしております。

次に、５点目、オフトークサービス終了までの新たな情報技術開発についてお答えいたします。既に使用しております防災行政無線と情報メールのほか、昨年７月12日の豪雨時には、ＮＴＴドコモが無料で提供しているエリアメールという市内限定の緊急メールサービスも使用し市民への注意喚起を行うなど、現体制で利用できるものは随時活用しているところでございます。本年度はソーシャルネットワーキングサービスの中より、フェイスブックとツイッターの導入を既に行い、運用をしているところです。一方で、テレビにつきましては、これまでの自治体の情報伝達

手段としては不適当とされてきましたが、地デジ化の効用によりまして、データ放送を使用することで、自治体が発信した内容がそのまま住民に伝達される、いわゆる自治体からの広報が可能となっております。また近年、技術の進歩のほか放送法の改正もあり、このような既存の情報伝達手段の進化、あるいはインターネットを活用した新しいサービスが出てきておりますので、一つのサービスに限らず、複数のサービス、手段を使って、市民の手元に届く情報提供を目指しているところでございます。

次に、６点目の防災行政無線やメールサービスでは情報が伝わらない人への対応についてでございますが、市民がお知らせなどをお聞きになる場所や状況により、聞き取りがたい、あるいは聞くことができないケースは考えられます。このような場合には、ご家族など、身の回りの方への情報提供も考慮しなければならないというふうに考えており、そういったサービスも含めて検討しているところでございます。また現在、光ブロードバンドによる通信インフラの整備をいたしております。行政が主体となり、100％個々ニーズに合った情報提供は困難ではございますが、個々のサービスのご活用ができる環境に努めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、７点目の鹿本地区戸別受信機の今後の取り扱いについてお答えをいたします。鹿本地区におきましては、平成14年度でアナログ防災行政無線を整備しており、その際、屋外子局27基を設置するほか、全世帯に戸別受信機を貸与しているところです。現在も鹿本地区では戸別受信機が使用されていますが、山鹿地区を含め、今後施設の老朽化により更新整備を実施する時期を迎えた際には、先行してデジタル防災行政無線を整備した鹿北、菊鹿、鹿央地区と同じ条件で整備を行うものと考えております。そのようなことから、アナログ式の戸別受信機の貸与につきましては、現在の在庫の範囲内で貸与していく考えでございます。

最後に、８点目の長時間停電時における屋外子局の使用可能時間についてお答えいたします。停電した場合の予備電源として、すべての屋外子局には蓄電池を内蔵いたしております。停電時での使用可能時間につきましては、使用頻度により異なりますが、例えば１時間に１回ずつ２、３分の放送を繰り返して行うと仮定した場合、おおむね72時間使用することができる仕様といたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、永田　健君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、太田黒　鐵郎君の発言を許します。太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

17番、太田黒　鐵郎でございます。

通告のとおり、一般質問を行います。

本年４月から教育長に就任されました堀田教育長にお伺いします。教育長の今後の教育方針並びに教育に対する抱負につきまして、教育長の熱い思いというようなことでお尋ねをしたいと思います。まず１点目、それをお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

太田黒議員の私の教育方針と抱負についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

私自身の教育方針として、ずっと通してきましたことは、本気でかかわるということでございます。甘やかしのかかわりや指導のないかかわりは、子どもをだめにします。逃げ腰のかかわりは子どもを増長させます。本気でないかかわりはすぐに見破られます。ゆえに子どもだけではなく、保護者や地域の方に対してもこだわりを持った本気のかかわりは、いつかは理解されるという信念でこれまでやってまいりました。教職員が本気で子どもとかかわるためには、子どもと向き合う時間の確保が何よりも重要であると思っております。

朝から学校に来てない不登校ぎみの生徒がいるのに、教職員が職員朝会とか校内研修をしている場合ではないのです。思い切った校務改革で子どもと向き合う時間を確保し、生徒指導上の問題を初め、確かな学力の向上に向けて、どの子も自分の子どもだという熱い思いを持って、子どもたちとしっかりかかわることができる学校づくりに努めてまいりたいと思います。そのことが「こんな学校でぜひ学ばせたい。山鹿市の学校でぜひ学ばせたい。」と、だれもが言ってくれる日本一の学園都市へつながる道だと信じております。

また、社会教育、社会体育、文化面に対しましても、学校教育同様、本気でかかわってまいります。市民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることができるように、いつでも、どこでも、だれでもが学習でき、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指すとともに、スポーツを通して健康づくりはもとより、人づくり、仲間づくりができるよう支援していきたいと考えております。

また、文化財等に触れる機会づくりを積極的に進めるとともに、郷土についての理解を図り、豊かな心とふるさととしての山鹿への愛着心の醸成に努めていくことも非常に大切なことであると考えております。

私は教育長として、教育委員会の職員の心を一つにまとめ、山鹿市の教育のために本気で魂を込めて事に当たっていく所存でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ただいま教育長から力強いご答弁をいただきました。ありがとうございましたが、ただいま答弁の中でもございましたが、去る４月14日の熊日新聞に掲載されました教育長の心情というようなことで掲載されております。また、今の答弁の中にも出てきましたけれども、日本一の学園都市を目指すというようなことでございます。このことについて、その構想、何をもって日本一というようなことになるのか、その根拠について具体的にお尋ねをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

今、太田黒議員のほうからご質問がありました、日本一の教育都市とはどういうことか、何をもって日本一と言うのかというご質問に対してお答えをいたします。

「日本一の学園都市・山鹿」ということについて、私の思いを述べさせていただきますが、これまでも連携はやってきました。これからは学びの連続性を考え、確かな連携を強化することで、各中学校区を学園と位置づけ、子どもたちの夢の実現を支えてまいります。それぞれの学園が切磋琢磨することにより、山鹿市のすべての学校が子どもが行きたい学校、親が行かせたい学校であると、自信をもって言えるようになってほしいと願っています。自信をもってそのことを言えたとき、さらには他の地域から来られた方々から、「山鹿市の学校で学びたい。こんなところで勉強させたい。」と口々に言われるようになった暁には、日本一の学園都市になったと、私は胸を張りたいと思っています。そのためには、私の思いが教職員一人一人に伝わっている必要があります。既に何校かの学校に出向いて、日本一の学園都市についての私の思いを直接訴えているところでございます。

私が昨年度まで赴任しておりました中学校で、幸せなことに卒業生一同から１枚の感謝状をもらうことができました。その感謝状の内容をご紹介申し上げます。

「いつも情熱あふれるご指導で、日本一の学校をつくってくださり、ありがとうございました。この日本一の学校で過ごせたことを誇りに思います。」と書かれておりました。この感謝状は、私はもとより、この中学校に在籍しておりました教職員にとりましても何よりの贈り物であり、これからの教育に携わる者にとりまして、やりがいにつながるものでございます。ここでの取り組みを全市に広げていけば、「日本一の学園都市・山鹿」ができ上がるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ただいまご答弁いただきました。

山鹿市のすべての学校が、「子どもが行きたい学校、親が行かせたい学校」こういうことを自信を持って言えるようにならないかんというようなこと、それからほかの地域から見て、「山鹿の学校で学ばせたい。こんなところで勉強させたい。」と言われるような学校をつくっていかなくてはならないというような答弁でございました。こういうことができ上がったときに、日本一の学園都市となるというようなことでございます。教育長の教育の方針並びに思いにつきまして、心情、十分伝わったところでございます。

今、ちまたでうわさになっておりますが、今度の教育長はすばらしい人であるというような話があるわけです。今まで杉本教育長もすばらしい人でございます。私も敬服をしておったわけでございますが、特に市長さんも杉本教育長さんは信頼しておられたと思います。しかし、今、ちまたのうわさでは、今度の堀田教育長はなかなか優秀と、今までの杉本教育長は足元にも及ばんというような評判がありよるというようなことを聞きます。これはどういうことかといいますと、これだけの市民の方々が、教育長に対する期待というようなことではなかろうかというようなことを思うわけでございます。ただいま答弁いただきしたように、ぜひ日本一の学園都市が実現いたしますことを心からご祈念を申し上げるところでございます。しっかり頑張っていただきたいと思います。１点目はこれで終わりまして、次に２点目にいきます。

２点目は、学校の規模適正化事業についてお伺いをいたします。この事業につきましては、平成21年度から第一次計画が始まります。今、進んでおるところでござ

いますけれども、この事業の目的といたしまして、今まで言われてきたことは、少子化に伴う児童数の減少による複式学級の解消。それから２番目に学校の小規模化の解消。それから老朽化した学校施設の改築。それから適正な集団規模の確保というようなことでございますけれども、今までの計画の中で山鹿小学校と川辺小学校が一緒になりまして山鹿小学校、鹿北３小学校が一緒になって鹿北小学校ができ上がり、開校しておるところでございます。その後に、今、菊鹿小学校のほうが基本計画から実施計画という段階で、平成28年の４月を開校することに計画をしながら進んでいるところでございます。事業費といたしましては、総事業費の山鹿小学校が24億2800万円、鹿北小学校が11億5300万円というようなことで、立派にでき上がっておるわけでございます。

ここで、今までのこのことにつきまして、事業につきまして市長にお伺いいたします。現在までの事業の進捗状況について、総体的にどのように評価し感じておられるのか。また、具体的に申し上げますと、今の４点の中でやはり複式の学級を解消するということは、これはできとると思うけれども、学校の小規模化、それから老朽化も新しくなったから、それは解消できる。それから、適正な集団規模というようなこと、そういう問題についてどう考えられるのか。それから、事業費、教育でございますので、学校はなかなか費用対効果というようなことはどうかと思いますけれども、合理的かつ効率的にこの事業は行われているかどうかというようなことにつきまして、市長の今までのこれに対する考えといいますか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの太田黒議員の一般質問の２点目、学校規模適正化事業についてお答えいたします。

学校規模適正化の推進につきましては、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画に基づき、保護者や地域のご理解をいただきながら、事業に着手しているところでございます。

これまでに山鹿小学校と川辺小学校、鹿北地区の３小学校を再編し、この４月に新たな統合校として開校いたしましたし、菊鹿地区３小学校の再編につきましても、平成28年４月の開校を目指し、具体的な取り組みを進めているところでございます。

また、その他の３地区の再編につきましても、事業推進に鋭意努力しているところでございますが、地元に対しての取り組みが不足している部分もあるようでござ

いますので、今後も迅速かつ丁寧な対応が必要であると考えております。

議員ご指摘のように、いろんな組織の統廃合には費用対効果や合理性を視野に入れることは大切なことと思いますが、学校の再編は合理的な単なる数合わせであってはなりません。本市の将来を担う子どもたちのよりよい教育環境を整備し、最適な教育環境を提供することが大切であると考えます。

また、これまで培われてきた地域コミュニティーの確立や、地域特性も一つの重要な要素であることは言うまでもありません。

既に開校いたしました山鹿、鹿北両校の再編につきましては、このようないろんな要素について十分議論を重ねた結果であり、その枠組み等につきましても、諸事情等により総合的に判断したところでございます。また、既に合意をいただいております菊鹿地区３小学校の再編につきましても同様であると思っております。今後、再編を予定しております地域につきましても、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画を柱として、山鹿市の宝である子どもたちの育成に全力を注いでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

ただいま市長から答弁いただきました。

すばらしい学校ができたというようなことで、すばらしいことでございますけれども、私に言わせるならば、何点かの反省点があるというようなことを今から申し上げて反論しよるならば、時間が足らんような気がいたしますので、そういうことで市長の答弁を聞いておきますけれども、今後につきましては、いろいろな問題でまだまだ今からこの事業は続きますので、意見を申し上げていきたいと思います。

次に、今までのことは今申し上げましたから、今から先のことにつきまして、今度は教育長にお伺いしたいと思います。

今申し上げましたように、山鹿小、鹿北小は開校いたしました、菊鹿小は平成28年の開校予定というようなことでございますけれども、小学校であと残りが12校、中学校が６校ございますが、このことにつきましてお尋ねでございますけれども、小学校、中学校を全部統合するのか。そういうことで、やるということになれば、中学校は６校ですが、中学校は最終的に何校ぐらいにしていくかというようなこと

を、まだ今後の計画でございますので、どういうふうに考えておられるのか。それから、今後何年間ぐらいでの計画を立てられるのか。

それから、一番大事なことは、これは今後の財源の問題でございますが、合併特例債というのを５年間延長したというようなことでございますが、５年間延長したとは言うけれども、延長したそれまでの期限内にこの再編計画が終わるのか。もし終わらないというようなことになれば、その後の財源をどういうふうに考えておるのかというようなことです。

それから、この期待できる成果ということで書いてありますけれども、学校の統合により、子どもたちが楽しく学校生活ができる環境を豊かにし、安全・安心な教育環境を提供するということが目的のようでございますけれども、適正化をやって統合した、この２校につきまして、教育長のこの成果がどういうふうにあるかというようなことについてお尋ねをいたします。

まず、その点をお伺いします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

それでは、太田黒議員の質問の２点目の学校再編事業の今後の進め方等についての質問に対してお答えをしたいと思います。

現在取り組んでおります学校再編は、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画に基づき、平成26年度までを第一次計画期間として推進をしております。このうち山鹿小学校、鹿北小学校の統合整備、菊鹿地域３小学校の統合合意には至っているものの、米野岳中学校区、平小城・三岳校区、鹿本地区につきましては、事業の遅れが生じている状況でございます。今後は、これまでの第一次計画の進捗状況をしっかりと検証するとともに、これらの地域の着実な再編推進に向けた取り組みを進める必要があると考えております。

次に、平成27年度より、第二次計画として再編を進める予定でございます。この第二次計画では、小学校のうち小規模校や未再編の学校を含んだ検討及び中学校の再編についても検討することといたしております。検討に当たりましては、第一次計画の進捗状況を十分に精査いたしますとともに、社会情勢の変化や財政状況等も踏まえながら、平成26年度までの２カ年間で十分な議論を重ねることとしております。

また、その策定に当たりましては、市議会を初め、地域住民、保護者や学校関係者等の代表者で組織する小中学校規模適正化推進協議会において、十分なご意見を

賜りながら協議を重ね、その方針を定めたいと考えております。

なお、学校再編に当たりましては、統合後の学校づくりをいかに展開していくのかも重要な課題でございます。つまり、子どもたちが心豊かにたくましく育つとともに、新たな学校の歴史を築き上げていくためには、統合校のよさを最大限に生かしながら、地域の特性を生かし、独自性のある学校づくり、子どもたちが真にその学校で学びたいと思える魅力的な学校づくりを進めていかなければなりません。現在もその取り組みを進めているところでございます。

以上、申し上げましたように、山鹿の宝であり、本市の将来を担う子どもたちのよりよい教育条件、最適な教育環境を整えるため、地元への丁寧な対応に心がけながら、地域の皆様を初め、関係各位のご理解とご協力をいただき、今後も規模適正化に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

今、答弁いただきましたけれども、小学校が12校でございますが、12校全部統合をするのかということと、中学校６校につきまして、将来何校ぐらいに考えておられるのかということ。それから、計画でございますので、何年ぐらいで計画するのかというようなこと、それから財源のことをお尋ねしましたが、この辺の具体的な答弁をお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

今のご質問に対しまして、先ほど申しましたように、いろんな観点から状況等を踏まえながら、今後慎重に検討してまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

慎重に検討はせなんけれども、今までの鹿北を例にとってちょっと申し上げたいと思いますけれども、適正規模というようなことは、以前に１クラス40人が適正規模というようなことで聞いておりましたけれども、今度、鹿北の小学校開校して初めての入学式に行くと、17名しか入学しないというようなことで、今後のこともちょっと調べますと、来年は少し多くなりまして20何名かでございましたが、その次はまた17名、20名というようなことで、あと５年間ぐらいはやっぱり22～23名からふえないというような状況でございます。これは今の教育長に申し上げることじゃありませんけれども、最初のときに三岳校区、それから平小城校区まで一緒にするぐらいの規模がというようなことを申し上げたと思いますけれども、それくらいやっていかんと適正規模ということにはならんのではなかろうかと。素人が考えますと、複式ではなく、そして生徒が少ないほうが、先生が１人で教える数が少ないほうがよかつかなあというようなことも考えますけれども、適正規模の事業でございますので、適正規模というようなことになれば、そういうふうに40名というような話でございます。これが本当に適正規模であったかとどうかというようなことも、でき上がっておりますので、いろいろ申し上げませんけれども、今後におきましてはそういう組み合わせというようなものも、いろいろ研究してやられる必要がありはせんかなあというようなことを考えるわけでございます。

それから、時間的に遅れましたけれども、最初からのその地元との打合せとか、もちろんあっての話ですが、なかなか議会には通じとらんだったというようなことで、議会には何回も説明しておりますというような話も聞きましたけれども、議会もその所管の委員会だけには何回も説明があったかもしれんけれども、議会の全協あたりでの説明はあまりなかったというようなことで、まだわからない点が多過ぎたというようなことでございますので、今後の事業につきましては、その辺をよく研究しながら、今後の計画を進めていただきたいと、このように思うわけでございます。しっかり頑張っていただきまして、早い時期にこの事業が完成しますことをお願いするわけでございます。

次に、３点目でございますけれども、これは教育長にお尋ねでございますが、道徳教育の考え方についてお伺いをいたします。

私は、道徳教育というものは現在、思考停止していると思います。現在の小中学校では道徳の時間の授業を週１時間以上行うことは義務づけられておると聞いておりますが、よその話でございますけれども、「授業は全く形骸化しており、それどころか、授業すらないというような学校もある。そういう教師も相変わらず多

い。」ということで聞いております。

この道徳教育につきましては、戦後の教育の特徴として、戦前と戦後の断絶が強調され、中でも教育勅語と修身科はことさらに否定され続けてきたと思います。こうしたイデオロギー優先の論理が、いわば修身科は悪玉論と、教育勅語後遺症を生み出し、このことが思考停止の原因となっていると思います。道徳教育は危ない、道徳教育はうさん臭いといった感情的な空気が支配する中で、戦後の教育では徳目を教えることさえ罪悪視されてきました。しかし、徳目とはよく生きようとする人間が、他人との関係を結ぶために、長い時間をかけて導き出された指針であり、英知であると思います。そのため、徳目を教えることは、教育の本質的な使命と役割であり、これを抜きにした教育は成り立たないと考えます。

そこで、教育長の道徳教育についてのお考えと取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

ただいまご質問の道徳教育のあり方について、お答えをしたいと思います。

議員の思い、よくわかりました。私自身も道徳、特に心の教育、これが教育の中で一番大事だと考えております。

議員ご案内のとおり、今、道徳教育についてご質問がありましたけれども、文部科学省は政府の教育再生会議が道徳を正式な教科にするよう提言したことを受け、具体的な内容の検討に入っております。これは大津市で中学２年生男子が自殺した問題を受けて、教育再生会議を初め、いじめ問題の対応のために、子どもの規範意識を高めることが必要として、道徳の教科化を提言したものでございます。

現在の道徳は、教科でなくて領域と呼ばれる分野でございます。教科というのは教科書を使って評価をするものでございます。領域には教科書もなく、評価もしません。現在の道徳は教科書でなく、副読本という教材を使って、自分自身に関すること、他の人とのかかわりに関すること、自然や崇高なものとのかかわりに関すること、集団や社会とのかかわりに関することという内容で、週に１回行われております。評価につきましては、心の内面を成績評価することには、やはり批判が根強うございます。下村文科大臣もなじまないと言っております。

道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものと、現在の学習指導要領でも規定しておるとおりでございます。週に１回の道徳の授業の時間だけで行うべきものではありません。私は、学校において行われるすべての活動は、当然のこととし

て道徳的であることが求められると同時に、学校外における活動についても、本来、すべての活動は道徳的であることが求められるものと思っております。私は、ゆえにそれを指導する教職員の道徳性、言いかえれば、人間性が重要であると考えております。「教育は人なり」と言います。教職員自身が自分の職責の重要性を認識し、あいさつ等も含め、自分自身の道徳性や人間性を高める、つまり教師自身の感性を磨くことが一番大切だと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長君。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

道徳教育についてのご答弁をいただきして、ありましたように、今、自民党政権になりましてから、道徳教育の教科化というようなことを唱えておられるわけでございます。私は考えますところに、教科化というようなことが大事なのか、それとも私はやはり道徳教育というものは、日ごろから子どもと接する中で、いろいろな面で道徳的な考え方を持って接するというようなことが一番大事と。教科化しておいて、教科書をつくって、それを見てするのが私は道徳教育ではないような気もするわけでございます。そのためには、特に若い先生方あたりは、やはり道徳的な意識の高揚というのが非常に大事ではなかろうかというようなことも考えるわけでございます。

道徳というのは、なかなかどこまでがどうかというようなことでございますけれども、子どものころから、昔はじいさん、ばあさんたちが子守をしながら、何かいただいたならば「ありがとう」と言わんかいと。「人に悪さしちゃいかんよ」というようなことから一つ一つ教えてきた。それが私は基本的な道徳であるというようなことも考えるわけでございます。

それから、今、市長が率先してやられておりますあいさつ運動というようなことも、これは非常に大事なことで、大変成果が上がっておると思いますけれども、このことにつきましても、市長の率先垂範ということは、重々わかるわけでございますが、私の気持ちといたしましては、はっきり申し上げまして、市長はちょっとやり過ぎじゃなかかなというようなことも考えます。やはり市長は市長、教育長は教育長、先生は先生、父兄は父兄、それぞれの持ち場持ち場があるというようなことで、やはりそういうことで一応考えて、市長として指導をしていただきたいという

ようなことを、私は日ごろ思っておったところでございますので、いい機会でしたので申し上げたわけでございます。

とにかく、若い先生方から、今、父兄もみんな若い人ばかりでございますので、道徳的なこと、道徳とは何かというようなことでございますが、簡単な当たり前のこと、人間が人間としての正しい道というのが道徳であるというようなことでございますけれども、私は今非常にその学力の問題で、それは頭もようして、よか大学を出とるほうがええことはええけれども、それも大事ですけれども、立派な人間をつくり出すということは、これはこの道徳性をもった人間というものは、学校を出て社会人となってからも、これは通用するものであるというようなことを感じるわけでございます。教育とは、人間性をつくる礎であると言われますように、この立派な人間ができるということは、山鹿市の財産であり宝であると、このように思いますので、今後しっかり頑張っていただきますことをお願いいたしまして、この点につきましての質問を終わりたいと思います。

休憩であるというようなことでございますので、ここで４点目はこの次にお伺いいたします。

○議長（藤原　弘君）

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時10分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時25分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、答弁漏れがあっておりますのでお願いします。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

先ほど、太田黒議員の質問で答弁漏れがありましたので、再度お答えをいたします。

学校の適正化規模についての部分でございます。まず、現在取り組んでいます学校規模適正化事業の基本的な方針としまして、山鹿市における学校の適正規模は、学校教育法施行規則等に規定します統合後の適正規模を適用し、小中学校ともに12学級から24学級を基準としております。各学年２クラスから４クラスが標準でございます。ただし、地理的な状況やそれぞれの歴史的な背景も踏まえ、地域性に配慮した枠組みを考慮するものとしております。したがって、地域コミュニティーを尊重し、基本的に現在の通学区域を変更せずに、適正な規模を図るため、中学校区単

位で再編に取り組んでいるところでございます。

次に、財源についてのお尋ねもありましたので、このことについて触れておきたいと思います。

学校施設の老朽化対策など、整備が必要な場合の財源につきましては、整備時期において最も有利となる財源を活用しながら、学校再編の取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

以上で、お答えを終わります。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

それでは、４点目の質問を行います。

次は、介護保険制度についてでございますが、５月６日の新聞だったと思いますけれども、掲載されておりました。厚生労働省は、要支援認定者、要支援１、要支援２でございますが、向けのサービスを介護保険制度から切り離すことも含めて見直す方針を決めたようでございます。政府の社会保険制度改革国民会議は、要支援認定者を保険給付から市町村に移行し、ボランティアなども活用すると提起をしているが、私はこのことについて大変危惧しているところでございます。日常的な生活動作は自立しても、虚弱な場合や認知症やうつ病などの精神疾患がある場合、複雑な家庭動作や生活管理、適切な外出行動ができなくなり、生活上の課題は大変大きくなるものと思います。しかし、介護認定ではどんなに生活上の課題が深刻でも、コンピューター一次判定で機械的に判断され、審査会の権限も及ばず、要支援認定が出る状況であります。そういう方に対して、適切なケアマネージメントによる介護保険サービスが提供されず、自治体任せの宅配の食事や、見守りのボランティアの支援のみでは、さらなる機能の低下や認知症の症状が重度化してしまう恐れがあると思います。本来、自宅で過ごせるはずの方が、入院や施設入所などとなれば、大局的に考えると、かえって社会全体の費用は大きく膨らむであろうと思うわけでございます。介護保険制度は、必要な人が、必要なサービスが行き届くためにあるべきものでございまして、だれもが病気や障害があっても、普通の生活が送れる社会を実現しなくてはならないと考えているところでございます。

そこで、要支援認定者が保険事業から切り離され、市のほうへ移行した場合、市の対応としてどのように考えていくように考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

太田黒議員のご質問にお答えいたします。

介護保険におきましては、３年ごとに制度の見直しが実施されており、現在、国の審議会において、平成27年４月の法改正に向けた議論が行われております。その中で、要支援１、要支援２などの軽度認定者を、介護保険の給付の対象から除外することについても検討されているところでございます。

山鹿市におきましては、平成25年４月時点で、要支援１及び要支援２と認定されている方が1051人おられます。そのうち、介護保険サービスを利用している方が713人で、サービス利用にかかる１カ月間の介護給付費が約3000万円であります。利用者１人当たりに換算すると、１月約４万2000円となります。

要支援の方々が最も多くご利用されるサービスが、日帰りでサービスを受ける通所介護や通所リハビリ、次いでホームヘルパーによる家事援助を中心とした訪問介護となっております。

これら要支援の方々が、保険給付を外れた場合、最も懸念されることは、日常生活を行う上で必要とするサービス等が受けられないことによって、心身の状態が悪化してしまう方がふえるのではないかということでございます。そうならないために、それぞれの方の心身の状態や生活状況に即した保険給付にかわる適切なサービスを提供できる仕組みを、市としてつくっていかなければならないと考えております。

介護保険制度の基本理念は、高齢者の自立支援と尊厳の保持であります。その理念に沿い、高齢者の自立を支えるために、生活を支えるさまざまなサービスを引き続き確保する必要がございます。そのためには、地域にある多くの事業所や団体の皆様のご協力を得ることも不可欠であると認識いたしております。

現時点では未確定の状態でありますので、具体的な事業や予算については申し上げることはできませんが、今後の国の動向も確認しながら、できるだけ早く必要な体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。多くの高齢者の皆様が安心して暮らし続けられますよう、事業推進に努めてまいります。

以上、ご答弁を申し上げます。

○17番（太田黒　鐵郎君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

太田黒君。

［17番　太田黒　鐵郎君　登壇］

○17番（太田黒　鐵郎君）

答弁の中にもございましたけれども、山鹿市の状況でございますけれども、要支援から要介護、全部で認定されておられる方が約3600名、山鹿市におられるというようなことでございます。その中の、今問題視しております要支援１と要支援２でございますが、要支援１が476名、要支援２が575名、合わせて1051名というようなことは、今部長がおっしゃったとおりでございますが、部長の計算では今の実績から出たものと思いますけれども、私はこの要支援１、要支援２の方が限度額満額使われて、そして全員が利用される場合、どういうふうな状況になるかということを計算をしてみた。

要支援１の人が１カ月の限度額が４万9700円でございます。掛けるの476名でございます。それが出ておいて、それを12カ月というようなこと、そうしますと2365万7000円かかる。

それから、要支援２の方が10万400円が限度額でございますので、この方々が575名おられる。満額、みんなが使うということになれば5773万円かかる。合わせますと、8138万7000円かかる、１カ月です。これを１年間に12カ月掛けますと、９億7000万円にもなるというようなことでございます。それで、これは大きく計算した場合の話でございますけれども、とにかくこういうことが決定しとるわけではないけれども、今のうちから考えとかなんことを申し上げよるけれども、こういう下のほうの要介護じゃなくして要支援の方々、軽度な方々を大事にしておかんと、すぐにこの辺をおろそかにしよると重度になってくるというようなことで、要支援から要介護１・２・３・４・５と上がってくるわけでございますので、この辺に力を入れて予防をやっとかんといかんというようなことを考えますことが一つございます。

それから、この財政のこともしっかり考えてやっていかにゃならんということですから、今後のこれは決定をされたならば、大きな問題になりはせんかなというようなことを考えましたものですから、ここであえて質問したわけでございます。申し上げておきますので、今後検討を重ねておいていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、太田黒　鐵郎君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、服部　香代君の発言を許します。服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

議席番号１番、服部　香代でございます。初めて質問させていただきますので、大変緊張しております。お聞き苦しい点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。発言通告により、一問一答にて質問させていただきます。

まず１点目、山鹿市における男女共同参画推進についてです。皆様方には男女共同参画については、よく理解されているとは存じますが、簡単に整理させていただき、質問に入りたいと思います。

国の男女共同参画基本法が平成11年に制定され、熊本県でも平成13年に条例を策定、また山鹿市でも平成18年に山鹿市男女共同参画推進条例が制定されております。私はこの条例の策定委員でありましたが、地域の実情をよく考慮してつくられた、大変すばらしい条例だと思っております。国は、男女共同参画基本法という法律において、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。では、なぜ男女共同参画社会づくりが必要なのか、その理由は大きく三つあります。

まず一つ目は、人権の尊重です。現在の日本では日本国憲法を初め、教育基本法、労働基準法、民法など、法律の上では男女平等が保障された形になっています。しかし、現実には職場における昇進・昇格、家庭における家事や育児、介護に伴う負担、地域における慣習など、女性にとって不利な面が少なくありません。また、ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメント、ストーカー行為など、女性の人権を侵害する行為も見られます。こういった行為の根底には男尊女卑の意識があります。男女共同参画社会づくりによって、男女平等の意識を社会に浸透させる必要があります。

二つ目は、少子高齢化対策と社会経済情勢の急激な変化への対応です。少子化対策としては、働く女性への支援、男女ともの働き方の選択や保育サービスの充実が必要です。安心して子どもを産み、子育てに夢を持てる環境づくりは急務となっております。また、山鹿市の条例の前文にもありますように、社会経済情勢の変化、つまり労働力不足や社会保障制度の維持、市民のニーズの多様化、あるいは家族形態の多様化などが考えられ、それらの急激な変化に対応するために、社会のあらゆる分野において、男女がよきパートナーとして支え合いながら、協働していくことが求められています。

日本は、未曾有の少子高齢化へと進んでいます。65歳以上の人口が占める割合は、全国平均が23％、熊本県は25.6％、そして山鹿市では31％という、その数字からもわかります。今の社会保障制度がつくられた時代は、現在の人口構成とは全く違っています。そのような構造的変化の中にあって、しかもますます財政が厳しくなる中で、高齢者に対する福祉や医療の制度がそのまま当てはまるのは難しく、大きな変革も容易に予想されるところです。そのとき、市民一人一人がどのように公平に

支え合っていくのかを考えながら、超高齢社会を維持するための柔軟な考え方ができるようにしなければなりません。

三つ目は、活力ある地域社会づくりという視点です。地域の祭りやＰＴＡなど、地域活動においては、これまで女性が担ってきた部分が大きかったところですが、下支えとしての女性の参画は多いものの、企画・立案段階への参画は進んでいないのが実情です。地方分権の時代に地域をみずからの手でつくるため、地域の文化、産業を男性も女性も参画して、新たな視点で見直すことが地域の活性化、暮らしの改善につながります。活力ある、魅力ある地域づくりには、男性の力も女性の力も必要です。以上のような三つの大きな理由があります。

世界経済フォーラムが毎年公表しているＧＧＩという男女の格差の指数では、測定可能な135カ国中、日本は98位と、先進国の中では最低となっております。このことから、日本では政治経済分野における男女の格差はいまだに大きく、女性が政治経済活動に参画し、意思決定に携わる機会が不十分だと読み取ることができます。

私は、今年の春まで、山鹿市男女共同参画審議会委員、熊本県男女共同参画推進委員、一昨年度までは、熊本県男女共同参画審議会委員を務めましたが、県でも子育てや介護関係の審議会等に女性の委員は多いものの、ほかの審議会にはまだ少ないところもあるという状況です。また、女性の管理職の登用はメリットも大きいのですが、熊本県の市町村の女性管理職、課長級以上の割合は8.8％で、全国平均よりも下回っています。

そこで、山鹿市の審議会、委員会の女性登用率や市役所の女性管理職登用の最新の情報をお示しいただき、それについてどうお考えなのか、また何か取り組みをしていかれるのかをお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

○総務部次長（早田　弘隆君）

服部議員の一般質問の１点目、男女共同参画の推進についてにお答えいたします。

まず、各種審議会等における女性委員の登用状況につきましては、平成25年３月31日現在、56団体、全965名中、女性委員は232名で、登用率は24.0％でございます。なお、条例で定める審議会等において、女性委員がいない組織は山鹿市立博物館協議会、山鹿市林野委員会、山鹿市景観審議会、山鹿市防火性能検討委員会の四つ、女性委員の割合が低い組織は5.6％の山鹿市交通安全対策会議と、5.7％の山鹿市防災会議及び山鹿市国民保護協議会でございます。

また、山鹿市役所における女性管理職の登用状況につきましては、平成25年４月

１日現在、一般行政職の係長級以上の女性職員の数は、280名中65名で23.2％、課長級以上の女性職員の数は、71名中４名で5.6％となっております。こうした状況の背景として、審議会等の委員のほとんどがいわゆる充て職となっており、団体の長に男性が多いため、女性委員の就任が少ない結果になっているものと思われます。そのため、今後はできるだけ充て職を減らすとともに、関係団体に対しまして、団体の長ではなく、団体の代表者として女性を推薦していただくなど、女性登用に対する格段のご協力をお願いしたいと考えております。

また、女性管理職の登用が少ないことにつきましては、仕事と育児・介護などの家庭生活を両立させる制度がありながらも、職場や家庭・地域への気遣いなどから、十分に活用されてこなかったこと、加えて出産・育児といった女性特有のライフサイクルによるキャリアの中断もあり、これまで管理職候補となる女性職員の育成と活用が十分ではなかったことなどがその理由と思われます。

そこで、女性と男性がともに働きやすい職場環境づくりや、女性の活用を図るための管理職研修を初め、女性のキャリアアップのための研修等を積極的に行い、女性だけではなく、男性も含めた全体の課題ととらえ、今後も引き続き総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。現状がよくわかりました。

審議会においては、山鹿市立博物館協議会、山鹿市林野委員会、山鹿市景観審議会、山鹿市防火性能検討委員会の四つの審議会に女性の委員はゼロでしたが、女性の視点は全く反映されてないということですね。

また、山鹿市防災会議、山鹿市国民保護協議会、山鹿市交通安全対策会議においては、女性登用率がいずれも5.7％以下と、非常に少ない数となっています。例えば、景観審議会はまちづくりと密接な関係があり、まちづくりには男女ともに協働することが必要だと考えられます。

また、東日本大震災の教訓から、防災にも女性の視点が必要との認識が高まる中、大阪の摂津市では防災会議内に女性だけの専門委員会を設け、避難所での着がえや授乳など、女性目線の防災対策に着手されました。避難所の環境改善や備蓄物資の

見直しなどを議論し、防災計画に反映するということです。ぜひ、山鹿市でもあらゆる分野において、女性の視点を入れた審議会・委員会であってほしいと思います。

女性の管理職登用率を上げるためには、性別にかかわらず、能力向上のための育成機会を与えることや、適正な能力評価と適材適所に登用ができる仕組みと運用が大事です。女性を意識的に登用するといっても、その基準や要件を満たしていなければ、男性から不満が出てもおかしくありません。それでも女性の登用は必要だという共通認識をつくるためには、男性・女性にかかわらず、持っている能力を十分に発揮することが山鹿市の活力を増進させる多用な人材の積極的活用と組み合わせによって組織の活力は生まれる。そのため、男性と比較して機会に恵まず、活躍する場が限られてきた女性を積極的に登用することは必要だと、市長から新入職員まで一体となって理解することを促すことが大切だと考えます。人材育成には時間がかかります。まずは管理職になるためのキャリアパスを示すとか、管理職が女性職員育成のキーパーソンとなることから、管理職研修において意識改革等に取り組むことや、女性職員の育成推進を折り込むことをお願いしたいと思います。

次に、推進体制についてですが、山鹿市ではこの男女共同参画の推進の拠点は、総務部企画課の男女共同参画推進室となっています。国の機関は男女共同参画局で、内閣府にあります。特命担当大臣もおられますが、トップは内閣総理大臣です。ほかの市町村では人権関係の部署においてあるところもありますが、人権は法務省管轄の人権擁護局になります。男女共同参画は人権尊重に根ざしたものではありますが、男女共同参画基本法の理念でもおわかりのように、社会構造全体にかかわるものであります。男女共同参画を総合的に企画して、施策を推進していくためには、現在の体制が最も理想的だと言えます。

そこで、推進体制も含めたところで、今後の山鹿市における男女共同参画推進の取り組みについて、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの服部議員の２回目の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、男女共同参画は低迷が続く日本経済の再生や少子高齢化社会の問題を解決するキーワードの一つとされ、国の成長戦略の中核にも女性の活躍が位置づけられております。山鹿市でも徐々に男女共同参画に対する理解が進み、六次産業化の取り組みや地域のボランティア活動などで、女性の活躍が目立ってきましたし、男女が働きやすい職場づくりを進める企業もふえてまいりました。

また、年度末に山鹿市男女共同参画審議会から、本市が取り組んだ事業に対する評価と意見書をいただきますが、私はそれを読むたびに、徐々にではありますが、本市の男女共同参画の動きが進んできたと感じております。

先日の新聞でも熊本県内の企業に対するアンケート調査の結果が報道されておりましたが、従業員数の規模、役職別のすべてで、女性管理職の割合が全国平均よりも高いとの内容でございました。女性が元気であれば男性も元気になり、人も地域も輝いていくと思っております。

しかし、実際に女性が多様な生き方を選択しようとするとき、依然として古くからの社会通念や差別意識などが障壁となる場合があります。非正規労働者とドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントなどの被害者の多くが女性であるという事実は、女性が生き生きと暮らせる世の中ではないという主張を裏づけるものだと思います。男女共同参画社会の形成に向けては、いろんな現実や課題があることを認めた上で、それでもなお、これらの障壁に果敢に挑み、克服するという決意が必要であり、本市といたしましては、男女共同参画推進室を中心に全庁的な取り組みを展開するとともに、市民や企業者の皆様と一緒になって対応してまいりたいと考えております。

男女共同参画は、21世紀の最も重要な課題の一つと言われていますが、私は基本的な人権の尊重と男女平等をベースに、社会システムを変革していく取り組みだと思います。そのため、男女が実質的に平等となるよう、山鹿市に合ったポジティブアクション（積極的改善措置）に取り組んでまいりたいと考えております。

せっかくですので、日々の業務の中で、男女共同参画に対する思いや行動の例を少し紹介いたしたいと思います。職員の人事異動を行いますときに、必ず女性登用、このことをしっかりと視点を置いて取り組んでほしいということを、毎年、担当部署に指示をし、またお願いをしておるところでございます。さらに、いろんな審議会、すべてには目が届きませんけれども、ある審議会の中に女性や若い方の委員がなかったということで、あえてこの中に若い委員、そして女性の委員を登用してくれと、あえて追加してお願いしたこともあります。

しかしながら、先ほど議員ご指摘ございましたように、本市におけるまだ状況は非常に不十分な状況であるというふうに認識をいたしております。このことにつきましては、この山鹿市が大きく前進する大きなエネルギーの一つの道であろうというふうに思っております。さらに、このことにしっかりと視点を強め、全庁的に取り組んでいく、そういった取り組みをやっていきたいと思いますし、特にその部署につきましては、しっかりと指示を申し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原　弘君）

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後１時から再開いたします。

午後０時00分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後０時59分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

先ほどは、市長の推進体制のところも含めた山鹿市における男女共同参画推進の取り組みについてご答弁いただき、ありがとうございました。力強い推進への取り組みの思いを伺い、大変うれしく思います。市長の答弁にもありましたが、安倍首相は、４月19日の成長戦略の第１弾として、柱の一つに女性の活躍を挙げ、成長戦略の中核をなすと明言されました。今や女性の積極的な活用は、国のレベルでも地方自治体でも活力を生み出すことにほかなりません。ぜひ、今後とも活力ある山鹿の未来のために推進をお願いします。

では、早速、２点目の質問に入ります。国でも超高齢社会の到来に向けて、さまざまな施策を講じているわけですが、介護保険の利用者は年々ふえ続けています。そこで、なるべく長く健康で地域で暮らしていけるような支援が必要になっています。それはあらゆる観点からの支援がありますが、社会教育の領域でも担う部分があります。現在、山鹿市では、生涯大学が開校されています。さまざまな分野から選定された講師陣を招かれ、受講生としても大変興味を持って出席されていることと思います。１点目は、この生涯大学の目的及び効果をお尋ねします。また、その概要や課題も説明をあわせてお願いいたします。

２点目は、公民館講座について質問します。公民館は社会教育法第20条において、「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあり、山鹿市公民館条例第１条でもその目的を示してあります。山鹿市では条例に基づき、公民館講座が開設されておりましたが、今年度から自主講座へと大きく変更されました。その経緯についてご説明いただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の１回目の質問、生涯大学の目的及び効果についてお答えをいたします。

生涯学習とは、さまざまな知識や技術を身につけることで、一人一人が健康で豊かな営み、生きがいのある充実した人生を過ごせるよう、生涯を通じて学習活動を行うものでございます。

生涯大学の本来の目的は、高齢者の知的欲求に応じて学習支援を行うものでございましたけれども、最近では学んだ成果を地域に還元し、地域の活性化に役立てるようなリーダー育成の面を持っているところでございます。その効果につきましては、学習による満足感を得ることで、豊かな人生を暮らすことができること、また外出を促すことで高齢者の社会的孤立を防ぎ、あわせて新たな仲間づくりができることなどがあるわけでございます。

生涯大学は五つの地区ごとに開講いたしまして、５月から月１回、さまざまな講師をお招きをいたしまして、お話をお聞きいたしているところでございます。受講生は、昨年度589名、本年度は647名と、１割ほど増加をいたしております。ただ、男女比におきましては、圧倒的に女性が多く、男性の参加促進が課題となっているところでございます。高齢化社会が進む中で、受講者の継続を望む声も多く、その効果と照らし、有意義な事業であると考えておりまして、今後ともぜひ続けてまいりたいと思っているところでございます。

次に、公民館講座を自主講座に移行した経緯についてご説明を申し上げます。昨年度は52の講座を開設をいたしまして、1030名の申し込みをいただいたところでございます。その内容は、従来の茶道や華道、それから習字などの習い事から、ギター、ハーモニカなどの音楽関係、エアロビクスやフラダンスなどダンス系、健康ヨガや健康ダンスなど幅広い講座を開設をいたしているところでございます。ただ、公民館講座は、生涯学習のきっかけとするものでございまして、一般的に初心者の方に向けた講座内容であったり、新たに普及することを目的に開設したりする講座でございます。ほかの市町村におきましても、３年から５年後には自主講座へ移行をしているようでございます。本市の場合におきましては、合併時から移行せずにおりましたために、経験の長い方にはもう物足りない、初心者には参加しにくいという声が上がっておるところでございます。そこで、昨年度に自主講座への移行についてご説明を申し上げまして、ご理解を願ったところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も市民の皆様のさまざまな知的要求にこたえるべく、講座内容の充実を図りますとともに、自主講座の支援を積極的に行い、すべての市民が生きがいを感じる社会の構築を目指していきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ご答弁、ありがとうございました。生涯大学は、多くの方が楽しみにされているということはよくわかりました。

それでは、この生涯大学が介護予防につながっているとの認識はあるのかということをお尋ねいたします。

また、学んだ成果を地域に還元し、活性化に役立つリーダーの育成が目的の一つだとお答えいただきましたが、具体的にどういうことかを教えていただきたいと思います。

また、受講生は１割ほどふえているということでしたが、647人という数はもっとふえてほしいと思っていますし、男性参加促進を含めて、何か対策は講じられているのかもお尋ねいたします。

また、公民館講座が自主講座へ移行したことについて、私の意見を申し上げます。市長は、市政運営方針のまず一つ目の柱として、「人をつくる、人を育てる」と掲げられ、生涯学習についても反復かつ継続した支援、協働体制を築いていきますと明言されておりますが、逆行しているのではないでしょうか。私も数年間、講師をしておりましたので、講座受講生の声はたくさん聞いております。平成24年度から今年度は、自主講座へと大きく変化しております。これまでの受講料が負担の多い講座では、４倍程度になる見込みとなりました。これは講師謝金と冷暖房費は受講生負担で賄ってほしいというものだからです。自主講座への移行という言葉を使ってありますが、実質は受講料の大幅な値上げです。できることなら、平成24年度と同じ予算をつけてもらいたかったし、そうするべきだと思っております。しかし、自主講座に移行することがどうしても必要だったのなら、段階的に引き上げるとかはできなかったのでしょうか。また、移行への説明を受講生である学級長さんや講師の先生方にさせるのは、主催者側からの丁寧の説明責任が果たせているとは言えないと思います。自主講座への支援として、平成27年度までは公民館等、会場の使用料は市で負担されるということですが、平成28年度以降はそれも受講生負担となり、さらに受講料アップは想定されます。

そこで、最後の質問です。公民館講座に関しては、個々のどのような経済状態で

あろうと、市民は平等に気軽に利用できる文化的な活動を続けることができるものと考えますが、そのことに関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

今後の方向性とともに、明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

服部議員の質問の２回目、生涯大学及び公民館講座のあり方についてお答えをいたします。

まず、生涯大学における介護予防との関連でございますけれども、生涯大学の演題を紹介いたしますと、「高齢者に夢を」、「高齢者の生き方」、「高齢者の栄養」、「家庭でできるリハビリと養老介護」、「楽しく過ごす高齢化時代」など、高齢者の心と体の健康に関するものが大半となっております。もちろん多くの方がこれらの講演を聴くのを楽しみにしておいでになるわけでございますけれども、同時に月に１回ではありますが、会場で知り合いの方とお会いになったり、談笑されたりすることで大変喜ばれているところでございます。

このように、介護予防に関する知識を得ていただきながら、会場で行います健康体操で体を動かし、さらには旧知と語らう精神面での満足感など、生涯大学が介護予防に果たしている役割の一つであるというふうに考えております。

次に、学んだ成果の地域への還元とリーダー育成についてお答えをいたします。

生涯大学に限らず、さまざまな講座を受けられた方が、地域において講演の内容を伝えたり、習得した知識や技術を教えたりしていただくことで、その効果が何倍にも広がりますとともに、人間関係も豊かなものになるというふうに思っているところでございます。また、こうした取り組みを続けることで、地域の中心となるリーダーが育成され、講座等への参加がさらに増加することを期待をするところでございます。

男性の参加促進を含めた受講生の増加対策につきましては、毎年アンケート調査を行って、受講者の興味のある講座内容や、魅力的な講師の選定、男性向けの講座などを検討をしてまいりますとともに、本年度からは地域の老人会などへ小まめに呼びかけを行ったところでございます。

最後のご質問、市民が公民館講座を気軽に利用し、文化的な活動を続けることについて考えを述べたいというふうに思います。

公民館講座は何かを学びたいと考える方にとっては、いろんな種類の講座が紹介をされ、手軽な金額で参加できることは大切なことであるというふうに思っており

ます。そのためには、初心者向けの公民館講座や、新たな内容の講座につきましては、今後も主催講座として展開してまいりたいと考えております。新たな講座のあり方として、自分たちで教え合い、学び合うといったサークル活動を延長する考え方もございます。講座を終了された方の中には、初心者へ、その技能を伝えることのできる熟練された方もいらっしゃると思いますので、新たなサークルやグループを設立をしていただきまして、生涯学習の輪を拡げていただきたいと思います。

山鹿市の公民館講座をきっかけといたしまして、多くの市民に参加をいただき、多種多様な文化が切磋琢磨し合う文化都市を目指してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○１番（服部　香代君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

服部君。

［１番　服部　香代君　登壇］

○１番（服部　香代君）

ありがとうございました。

公民館講座につきましては、一部納得いかないところもありますが、新たな展開も示唆されましたので、今後はぜひ市民と本当の意味での協働をされ、だれもが等しく参加できるようにお願いしたいと思います。

生涯大学と公民館講座等の生涯学習についてお尋ねしてまいりましたが、これは両方とも介護予防という観点が必要だからです。山鹿市でも生涯学習がそういった役割を担ってきているとの回答をいただいたことは評価したいと思います。

介護保険制度の見直しなど、社会情勢が変わっていくと、財政負担はさらに増大する可能性があります。健康寿命を延ばすために、できるだけ社会とかかわりをもって、生き生きとお暮らしいただけるような住民サービスは、そういった観点からもとても必要なことだと考えています。

社会教育課のほかでも、こうした介護予防の取り組みが行われているようですが、各課の連携なども視野に入れて、超高齢社会の山鹿市ならではの取り組みに期待しまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

以上で、服部　香代君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

議席番号２番、冨田　弘海です。初めての質問でございます。よろしくお願い申し上げます。ちょうど眠気の差す時間でございます。気合いを入れていきます。

今回、質疑２件、一般質問１件をお伺いします。一問一答方式でお願いします。

質疑の１件目、議案第69号　山鹿市一般会計補正予算（第１号）の28ページ、農産物生産振興事業についてお尋ねします。

予算に関する説明資料８ページを見ますと、特産振興事業の中で高まる需要と供給不足を解消し、名実ともにワイン用ブドウの産地として知名度アップ及びブランドの確立に向けての生産拡大を支援すると記載されています。ご承知のとおり、菊鹿ワインは2009年「菊鹿ナイトハーベスト樽発酵2008」が金賞を受賞するなど、輝かしい業績・評価を得ています。私も地元でありますので、菊鹿ワインに対する思いは人一倍あります。

そこで、次のことについてお尋ねします。年間の生産量や作付面積を含めた現況について、それから事業を実施する上で課題を含めた要件等の整理をされると思いますが、これからの事業の進め方、取り組み方についてお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

冨田議員の質疑の１点目、農産物生産振興事業（ワイン用ブドウの生産拡大）の取り組みについてお答えします。

菊鹿地域で生産が行われているワイン用ブドウは、平成11年４戸の農家から栽培が始まり、生産者の日々の努力により、おいしさ・香り・糖度の品質が著しく向上し、菊鹿産ワインの原料として、その知名度が確立されたところであります。菊鹿ナイトハーベストに代表されるように、日本ワイナリー協会や日本ソムリエ協会などが主催する国際ワインのコンクール等で数々の賞を受賞するなど、今では生産者も手に入らないほどの状況にあります。

平成24年度現在、生産者12名、栽培面積3.1ヘクタールにおいて、年間約37トンが収穫されていますが、消費者を初め各方面から増産の要望が寄せられています。しかしながら、増産に当たっては、初期投資にかかる費用が高額であるのに加え、生産者の人手不足、植えつけから収穫まで３年を要し、その間、収益が得られないなど、増産に向けては整理すべき課題事項があります。

高まる需要の中で、菊鹿地域で生産されるワイン用ブドウは、本市の貴重な農業資源・特産品であり、またこの地域は「日本の棚田百選」、「農村景観大賞」に選ば

れるなど、すぐれた地域資源にも恵まれております。

このようなことから、全国に誇れるワイン産地の形成を目指して、次のような取り組みを行うものであります。増産計画としまして、高い品質保持を基本とし、今後２年間で２ヘクタールをめどに、５年後の生産量25トン増加を目指して拡大してまいります。その支援としまして、苗の購入、その輸送費、果樹棚等の整備など初期投資に対する支援。次に人的支援として、新たな生産者の確保、シルバー人材センターからの栽培スタッフ制度の活用など、生産体制の確立に向けて取り組んでまいります。

以上、答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

ブドウ栽培は、気象条件に影響されると聞いています。特に初期投資に費用がかかるということですので、できる限り補助事業等により、生産者の負担軽減を行うことが面積の拡大にもつながると思います。また、菊鹿ワインの業績が面積拡大により低下しないよう、栽培基準等に基づき品質の向上にも努めていただきたいと思います。

次に、質疑の２件目、農産物販売促進事業について質問します。

同じく、説明資料９ページを見ますと、当該事業については、農産物や加工品の情報発信及び販売促進にかかるインターネット販売の構築に向けての調査を行うとありますが、ネット社会にはさまざまな商品がインターネットを介して購入されています。山鹿の資源、農産物、加工品など、特性、地域性を生かした取り組みであると考えています。全国的に見ますと、自治体や地域、個人のホームページなどで取り組まれていますが、山鹿市では初めての試みであり、課題も多いと思います。予算執行に当たっては、しっかりとした計画のもと進められていかれると思いますが、次の点についてお尋ねします。

まず、情報発信の受け手や、流通体制等の具体的な内容について、それから取り扱う商品の生産から供給までの体制を、どのように整備されるのかお尋ねします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

質疑の２点目、農産物販売促進事業（インターネット販売）についてお答えします。

合併からこれまで、農業施策につきましては、担い手に対する支援、特産品の開発、販路拡大、農業用機械の購入に対する支援、また農林業施設の整備など、積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、少子高齢化や過疎化の影響により、農家戸数や農業従事者の減少、さらには農産物の地域間競争による価格低迷など、農業を取りまく環境は厳しさを増しております。

このようなことから、本市の農産物の市場価値をさらに高め、消費者が求める安全・安心な農産物の提供を初め、加工品の販売や販路の拡大・流通に積極的に取り組む必要があると考えております。

つきましては、本年度から新たな販路開拓の取り組みとして、農産物を初め、加工品などの情報発信や販売拡大を促進するため、インターネット販売を前提とした施策に取り組んでまいります。インターネットを活用することで、知名度の向上、一方では生産者の所得向上を目指すものであります。現在、インターネット販売の市場規模は年々増加しており、広い商圏、いつでも、だれでも気軽に購入できるなど、その特徴が消費者に受け入れられ、購入手段としてインターネットの活用が増加傾向にあります。

インターネット販売を手がける手法としましては、大きく分けて二つの方法があります。事業者みずからがインターネットを活用して販売する独自商法と、例えば「楽天市場」や「ヤフーショッピング」などのインターネット上に存在するショッピングモールへ出店する方法があります。なお、実施に向けては、生産者、出品者からの商品の流れ、決済方法、物流、クレーム対応、商品の出品から購入者へ商品を届けるための仕組みづくり、安定的な生産、供給、流通体制の確立など、整理すべき事項があります。

これらのことを踏まえて、本年度よりインターネット販売の手法の選択、そして整理すべき事項について、専門的知識を有する者と解決を図りながら、販売事業者、物産館連絡協議会、生産農家などと行政が一体となって、その体制づくりに取り組んでまいります。

以上、答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。

今回の予算は、インターネット販売構築にかかる調査業務委託費の200万円ということですが、答弁にもあったように、生産体制や管理体制など、多くの課題があるということですので、まずは生産者団体などとの連携や体制づくりが必要不可欠と考えます。行政だけが先走りせず、生産者や関係団体等の連携を密にしながら、ネット販売の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上、質疑を終わりまして、次に一般質問、子育て支援体制についてお伺いします。

中嶋市長は、３期目の市政運営に当たり、「人をつくる・人を育てる」、「経済をつくる・活性化する」、「人口減少に歯どめをかける・定住促進を図る」、この大きな３本の柱を重点施策として掲げられています。今回は、人口減少に歯どめをかける対策の一つでもあります、子育て支援体制についてお伺いをいたします。

平成22年に市長が宣言されました「子どもはやまがの宝だ宣言」に基づき、子どもたちをあらゆる方面から支援していくために、次世代育成支援行動計画が策定され、計画を達成するために多くの支援策を掲げておられます。そこで、こうした子育て支援の背景にある少子化の進行について、まずお尋ねします。

平成20年の総務省の日本の将来推計人口によりますと、2060年の総人口は9000万人を割り込み、8674万人に減少し、うち14歳以下の人口は791万人にとどまるとされています。また、出生率は1.35％と予測されています。ちなみに、昨日の新聞に、厚労省が発表しております出生率1.4％に上昇というような数字があっておりました。しかしながら、出生数は過去最少を更新し、少子化が進んだというような記事の見出しがありました。本市におきましても、高齢化の影響も重なり、人口は年々減少しており、あわせて少子化も進行しているように思います。

そこで、１回目の質問をします。市内の14歳以下の人口動態について、地域別に現状と10年後の推計をお知らせください。

また、少子化が進む中、市の子育て支援策についてもお尋ねをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

冨田議員の一般質問、子育て支援体制についてお答えいたします。

まず、山鹿市のゼロ歳から14歳までの人口、いわゆる年少人口につきましては、平成25年３月31日現在で6689人となっております。年齢別の割合では、全体人口５万5747人のうちに占める割合は12％となっております。また、地域ごとの年少人口は、山鹿地区3986人、鹿北地区391人、菊鹿地区658人、鹿本地区1121人、鹿央地区533人となっております。

次に、将来の年少人口の推移につきましては、地区ごとの推計がございませんので、市全体の推計のみ申し上げます。国立社会保障人口問題研究所が本年３月に発表しました将来推計人口において、山鹿市の年少人口は７年後の平成32年には5503人と推計されており、全人口に占める年齢別割合は11.0％となっております。また、12年後の平成37年では4918人と推計され、同様に年齢別割合は10.42％と、その数も割合も徐々に減少すると予測されています。なお、平成37年における年少人口の将来推計では、全体に占める年少人口の年齢割合は、国が10.97％、熊本県は11.90％とそれぞれ推計されており、国や県の平均に比べても山鹿市の早い少子化の進行が予測されているところでございます。

次に、山鹿市における子育て支援策につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年度から平成26年度までの５カ年を実施期間としました「山鹿市次世代育成支援後期行動計画」のもと、子どもは次代を担う「地域の宝」、「社会の宝」としてとらえ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境、また安心して子どもを産み、育てることのできる環境の整備を図るため、市全体で141の事業を実施しているところでございます。

また、平成27年度には子ども子育て支援法に基づき、子ども子育て支援新制度がスタートすることとなっております。この新制度では、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化する新しい仕組みをつくり、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実など、社会全体で子ども・子育て家庭を支援していく体制を整備することとされております。

本市においても、新制度の実施に向けて、市民のニーズを把握し、地域の実情に即した子ども子育て支援を展開するため、平成25、26年度の２カ年で、「山鹿市子ども子育て支援事業計画」を策定することといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ありがとうございました。２回目の質問に移ります。

ただいまの答弁の数値・データにも見られるように、年少人口の減少、あるいは未婚率の上昇などにより、今後も出生数や出生率に大きな期待は望めないかもしれませんが、市長が掲げておられる３本の柱の一つである経済を活性化することにより、定住人口がふえ、少子化にも歯どめがかかることを期待するところです。また、各種計画の実行が子育て支援につながっていくものと思いますので、確実な執行をお願いするところです。

これまで子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策として、子ども医療費の対象年齢の12歳までの引き上げや、今議会で提案されている子ども医療費の助成の現物給付に関する条例の改正、そして安心して子どもを産み育てることができるよう、山鹿市民医療センターに産婦人科が開設されるなど、さまざまな施策に取り組んでこられました。このことは市民にとりましても、大変うれしく思われていると思いますが、乳幼児の子育てには大変な苦労があり、特に子どもの病気はちょっとしたことが原因で発熱します。昼間はともかく、深夜に子どもが病気になったら、診察してくれる病院も限られてきますし、時には１時間ぐらいかけて市外の大きな病院に行かれる方も少なくないと聞くところです。

そこで、山鹿市内にはどれくらいの医療機関があり、その中で小児科病院が幾つあるのかお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

２回目のご質問にお答えいたします。

現在の山鹿市の歯科を除く医療機関は、市民医療センターを含め40施設ございます。このうち、診療科目として小児科がある医療機関は12施設あり、地域別では山鹿地区６施設、菊鹿地区１施設、鹿本地区４施設、鹿央地区１施設となっております。しかしながら、この中で小児科単科の専門医療機関は１施設にとどまっているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

ご答弁、ありがとうございました。３回目の質問に移ります。

少子化対策が全国的に叫ばれる中、小児科の医師不足から小児科をなくす病院もあるなど、深刻な社会問題となっています。本市には小児科単科の専門医療機関が、先ほど１施設との回答に不安を抱くところです。

現在、市民医療センターの小児科には医師がいないと聞いています。山鹿市が目指していく子育て支援体制の充実には、産婦人科・小児科は、欠かすことのできないものと考えます。

一方で、医療の現場には、大変なご苦労があるとも聞いています。幸いにして、市民医療センターにはすばらしい院長を初め、職員の方が日々頑張っておられます。大変ありがたく思っております。これらの市民医療センターは、県北地域の中核的な病院としての役割を担っていくことが使命ではないかと考えています。

そこで、子育て家庭の実情も踏まえ、市民医療センターが小児科医療において、地域で果たす役割についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）

冨田議員の一般質問の３回目、小児科医療にかかる山鹿市民医療センターのありようについてお答えいたします。

当センターは、山鹿市が地域住民の医療を確保するという政策的な目的をもって、地域住民の意思によって設立されたものであり、山鹿市に不足している医療に積極的に取り組み、地域住民の健康の維持・増進を図り、ひいては地域の発展に貢献することを使命としているところでございます。

議員ご指摘のとおり、今年１月末に小児科常勤医が退職し、小児科外来は休診状態が続いているところでございます。当センターとしては、小児科医の辞職の意向を確認後、直ちに地元大学の小児科医局はもとより、他県の大学医局に対して常勤医・非常勤医の派遣をお願いしたところですが、いずれも大学医局内の医師不足により、派遣できない旨の返事をいただいているところです。さらに、数多くの民間医師紹介業者にも医師あっせんをお願いしているところですが、現在まで全く小児科医のあっせんの話がないところでございます。

将来的には、周産期医療を含めた小児医療の拠点病院としての役割をぜひとも担

いたいとも考えておりますが、まずは小児科常勤医を１名確保することが喫緊の課題というふうに考えております。

今後も小児科医確保に向けての努力を引き続き、鋭意重ねていく所存でございますが、全国的に地域における小児科医不足は深刻であることから、困難をきわめるものと考えているところでございます。ちなみに、今年４月、５月における時間外の宿日直医による15歳以下の救急診療者数は、４月が29名、５月が33名であり、診療の必要に応じて小児専門医が常駐する他院等を紹介しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○２番（冨田　弘海君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

冨田君。

［２番　冨田　弘海君　登壇］

○２番（冨田　弘海君）

予定では、大体３回で終わるところでございましたけど、ただいまの事務部長の答弁を聞くと、小児科医の確保は大変難しいことであり、いつまでたっても医師の確保はできないということですので、最後に市長にお尋ねします。

このような状況を受けて、市長の小児科医療、子育て支援についての思いをお聞かせいただきまして、私の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの冨田議員のご質問にお答えいたします。

私は、この場で幾度も申し上げておりますように、子どもは山鹿の宝だと心より考えており、本議会冒頭において市政運営に臨む所信を表明する際にも、人口減少に歯どめをかけ、定住促進を図るための３本の柱の施策の一つとして、子育て環境の充実を掲げさせていただきました。今や子育ては、親や家族にとどまらず、社会全体で担っていくべき社会的な責任であると考えております。特に山鹿で「生まれ育ってよかったな」と思ってもらえるような子育て支援、まちづくりを地域全体で連携して実施することが山鹿の未来につながっていくものと考えております。

具体的には、ご質問がありました小児医療につきましても、市の拠点病院である市民医療センターだけでなく、多くの医療機関に連携いただいて、守っていくべきものと考えております。

小児科医不足については、社会的な問題となっており、医師の確保はなかなか厳しいものがあると認識いたしておりますが、市民医療センターと一緒になって、私もその確保に努力をしてまいります。

また、医療機関の診療体制の整備だけでなく、子どもたちが医療機関への受診をしやすくなるよう、今議会に提案しておりますように、子ども医療費の助成制度を現物給付に移行させるとともに、その対象範囲についても今後拡大を検討するなど、子ども医療の充実・支援は、子どもたちの健やかな成長になくてはならないものと考えております。

最後に、もう一度繰り返させていただきます。子どもは、その家族や山鹿市にとどまらず、我が国の、そして世界中の未来であり、宝であります。この宝を多くの市民の皆様と手を取りあって慈しみ、はぐくんでまいりたいと考えておりますことを、私の思いとしてお伝えいたします。

終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、冨田　弘海君の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の発言通告により、横手　啓介君の発言を許します。横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

本日最後の質問者となりました。よろしくお願いいたします。

今回は、一般質問を２点させていただきます。教育についてと、ごみ焼却施設建設予定地「山鹿市民スポーツセンター」についてであります。それぞれに一問一答方式でお願いをいたします。

最初に、資料配付の要求をいたします。議長におかれましては、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［資料配付］

○15番（横手　啓介君）

それでは、教育についてであります。３点の質問をさせていただきます。

１点目、学園都市とはということで質問をさせていただきますけども、これは午前中に太田黒議員のほうが質問をされました。大まかなことはわかりましたが、堀田教育長が就任されてから、いろんな場所、場面であいさつされております。この学園都市ということでございますが、議会に対しても説明といいますか、あいさつ

をされたわけですが、その中では「日本一の学園都市を目指します」という抱負を述べられておりました。日本一とは、何をもって日本一と考えられているのか、私どもはどういうふうに理解をすればよろしいのかお尋ねをいたします。

また、配付いたしました資料、これは総合教育技術という月刊誌の６月号に山鹿中学校の実践例のレポートということが載せられております。読んでみますと、堀田教育長が山鹿中学校の校長時代にされましたいろんな改革、いろんな努力が載っているわけでございます。また、それをこうやって全国誌が取り上げていただいたということは、本当にいいことだなというふうに思います。また、読んでますと、先生と生徒との関係、そして学力の向上が非常に学校にとって大事であるというようなことが、事細かく書いてあるわけでございますが、このことが日本一の学園都市を目指すということの一つなのかなというふうに思いました。堀田教育長が校長時代に実践されたこと、このことをこの山鹿市全体の教育として実践されようとなさっているのか、その辺の教育長のお考え・ご見解をお聞きいたします。

続きまして、２点目、体罰についてであります。いじめや不登校の問題も新聞等でも書いてありますが、最近では先生の体罰、セクハラといったような文字が新聞などをにぎやかしております。私もその体罰としつけの境とはどこなのかということでは、なかなか理解しがたい、わからないところではあります。体罰については、今年の２月に県の教育委員会が調査を行ったというふうに聞いております。その調査の内容、その結果はどのようなものだったのかをお答えください。

次に、３点目、特別支援学校についてでございます。特別支援学校の誘致につきましては、山鹿市、長年の悲願であります。山鹿市議会におきましても、昨年、その要望書を県に提出したところでもあります。この市民の思い、教育長は理解されておられるのか、教育長のお考えをお聞きいたします。また、県の状況につきまして、情報があればお知らせいただきたいと思います。

１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

今、横手議員の教育についてのご質問がありました。それについてお答えをしたいと思います。

まず、１点目でございます。日本一の学園都市になるためにということについて、私の考えを申し上げたいというふうに思います。まずは、横手議員に、私のつたないレポートをお読みいただき、この場に資料として提示していただきましたことに

お礼を申し上げます。ありがとうございました。

教育は、教師と子どもの信頼関係あってこそ成り立つものであります。その信頼関係をつくるには、当然、普段から子どもとしっかりとかかわっていく時間が必要でございます。私は校務改革により、職員会議や職員研修を減らし、子どもと向き合う時間を生み出しました。会議で生徒指導上の子どもの問題を話し合っている暇があるなら、まずその子どもと体当たりでぶつかったり、家庭に出向いたりすることが大切だろうと思ったからでございます。今、社会の大きな問題でありますいじめも、先生がいないときに起きるのでございます。そういうことからも、朝は教室で子どもを迎え、放課後も子どもといる時間をふやしました。

一方で、学校の中で教師が子どもと向き合う時間が十分あるのは授業でございます。授業の中で、子どもにわかるような言葉をかけ、教師が一方的に教える授業から、子どもたち同士の学び合いの授業や、習熟度別の授業への転換を図りました。すると、徐々に授業中の子どもたちの表情がよくなり、勉強でも確かな成果が上がるようになりました。成果があらわれると、全国各地から視察が相次ぐようになりました。本年度、熊本県教育委員会でも各管内に対して「山鹿の教育改革に学べ」と発信がなされました。雑誌やテレビ局の取材も相次いでおります。山鹿市以外から山鹿市の教育への関心が高まっております。子どもと向き合う時間をふやし、勉強も部活動でも真剣に本気で子どもとかかわることで成果があらわれ、子どもや保護者からの信頼が厚くなります。このことが、「山鹿の学校の行かせたい、山鹿市の学校に学びたい」と、他の地域からも言われるような日本一の学園都市への第一歩だと考えております。

ご質問の２点目でございます。体罰についてご質問がありました。議員からありましたように、本年の２月に県教委が調査を行いました。本管内では体罰の件数はゼロということで上がっておりまして、県教育委員会にもそのように報告をしております。このアンケートには、保護者の要望等を自由に書く欄が設けてあります。そこには、体罰や暴言に関して幾つかの要望が書かれておりました。そのことに関しましては、学校と保護者がしっかりと話し合って、理解し合っておるという報告を受けております。

ご質問の３点目でございます。特別支援学校についてですが、山鹿市への特別支援学校設置は、市民の皆様の悲願であり、３月まで教育現場で特別支援教育の現状を見ておりました私としましても、切なる願いであります。私は、教育長に就任してすぐに県教育委員会に出向き、県立支援学校整備計画の中で身近な特別支援学校で学ぶための整備が課題の一つとして明記されておりました。その中で、知的障害特別支援学校の山鹿市への整備計画もその中にきちんと位置づけられていることを

確認いたしました。私はこれからも県教育委員会にもたびたび足を運び、情報を共有し、ひとときも早く支援学校の設置ができるよう努力する所存でございます。

以上で、ご答弁申し上げます。

○15番（横手　啓介君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

ご答弁、ありがとうございます。２回目の質問をいたします。

まず、日本一の学園都市についてであります。教育長が教育長に就任されたのが４月２日、今回提案されております補正予算の中に、その日本一の学園都市づくりということでの、教育長の思いは反映されているのかというような質問でございます。十分な時間はなかったとは思いますけども、可能性がなかったわけではありません。この今回の６月補正予算に、日本一の学園都市を目指すという何らかの予算が計上されているのか、また計上されているのであれば、それをご説明をお願いいたします。

次に、２点目、体罰についてであります。山鹿市において、体罰の件数ゼロということは、本当にうれしく思います。ただ、新聞・雑誌等でよく見ますのが、過去の事件を、それこそ重箱の隅をつつくようなことを書き、それがさも重大な問題になっているように感じられるわけです。

それは、今現在、山鹿地区で教鞭をとっておられる先生方にとっても、何を言われるのか、何がよくて、何が悪いのかがわからず、さっき言いました体罰としつけの境目がわからず、いろんなことを心配するというようなことで、萎縮をした教育になっているのではないかというふうに思います。そこで、この体罰等を問題にする期限といいますか、いつまでをその期限として定めて、伸び伸びと子どもたちの教育に専念してほしいものだと思います。先ほど、午前中の答弁の中で、先生方の本気のかかわりというようなこともおっしゃっておられました。教育長の見解をお聞きいたします。

続きまして、３点目、特別支援学校についてでございます。頑張ってください、努力をしてくださいと言うしか言えません。再質問はいたしませんけども、市民の要望を聞き、前向きな行動をされますことをご祈念申し上げます。よろしくお願いいたします。

２回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

横手議員の教育についての２回目のご質問にお答えをいたします。

日本一の学園都市を目指すに当たっての大きな課題は学力の充実でございます。その取り組みを教育委員会の施策の一つであります「元気あふれる学校応援事業」120万円の予算が計上してあります。その予算の中から「学校寺子屋」というもので実現させようと考えております。学習において、厳しい条件に置かれている子どものために、退職されている校長先生等を活用して、学校の中に勉強する場所を確保しようとするものでございます。既に幾つかの学校から希望も出ております。学習面での成果を期待しております。

２点目の体罰についてでございます。現場で勤務する教職員を思ってのご提案でありまして、大変ありがたく思うところでございます。本当にありがとうございます。

今回の調査は、平成24年度に限られたものでございます。山鹿市教育委員会としての対応につきましては、内容にもよりますが、今回の調査以降のものを対象と考えております。しかしながら、体罰は学校教育法第11条の中で、「教育上必要があると認めるときは、児童、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とはっきり禁止されております。子どもたちが悪いことをしたときには、体罰でなく、毅然とした態度で、教師が萎縮することなく、信念をもって指導するよう努めてまいります。

以上で、ご答弁申し上げます。

○15番（横手　啓介君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

１点目の教育の問題につきましては、本当にこれからの活躍をお祈りいたします。頑張っていただきたいというふうに思います。

続きまして、一般質問２点目、山鹿市民スポーツセンターについてでございます。

今回の議会開会日に市長が述べられました。市長としての熟慮を重ねた結果、ごみ焼却施設の建設予定地を山鹿市民スポーツセンターと決定いたしたというような、

その説明がありました。その決断に至った、これまでの市の職員、また決断をされた市長、ご努力に対し敬意を表したいと思います。また、市長が言われましたように、平成31年４月の本稼働を目指し、頑張っていただきたいというふうにも思います。

さて、質問に移ります。今回の決定は、すばらしいものであったと思いますが、ただ１点不満に思うのが、選定作業において候補地の利用状況が評価の材料とされなかったということであります。山鹿市民スポーツセンターは、カルチャースポーツセンターと並んで、市民スポーツの拠点施設であります。このことも十分考慮していただきたかったと思います。

それでは、この市民スポーツセンター、ごみ焼却施設予定地ということでございますけれども、今どのようなスポーツが行われ、どのような種目のスポーツが今後できなくなるのか。また、そのできなくなる時期はいつからなのか。市民スポーツセンターということですけれども、その辺をよろしくご答弁をお願いいたします。

１回目を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。幸村環境部長。

［環境部長　幸村　英星君　登壇］

○環境部長（幸村　英星君）

横手議員の一般質問の２点目、ごみ焼却施設建設に伴う山鹿市民スポーツセンターの利用者への影響についてお答えをいたします。

まず、ただいま横手議員からもお話がございましたように、ごみ焼却施設建設につきましては、協定上、平成30年度末までに完成させる必要があります。現在想定しております年次計画で申し上げますと、本年度、平成25年度に地域計画及び基本構想の策定を行い、平成26年度に生活環境影響調査を、平成27年度から平成28年度にかけまして施設の基本設計及び実施設計を、平成29年度から平成30年度にかけまして施設建設を予定しているところでございます。したがいまして、現段階におきましては、平成29年度からが実質的な利用制限になると考えております。

また、当グラウンドではさまざまな競技が行われておりますが、その中で利用が制限されることとなる競技種目につきましては、山鹿市民スポーツセンターのグラウンドの一定区画での建設を考えておりますので、現在グラウンドを利用されております野球、ソフトボール、ゲートボール、グラウンドゴルフ、テニスなどの種目に影響が及ぶのではないかと考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○15番（横手　啓介君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

２回目の質問になります。

ただいまの答弁で、使えるところ、使えないところとあるようでございます。答弁の中に、体育館、そして弓道場等がなかったということは、そこはそのまま残すのかなというふうに理解をいたします。まだ、今からの計画であろうかと思いますので、どうなることかわかりませんけれども、今から頑張ってその計画を立てていただければと思いますけども、それでは今、現状で、その山鹿市民スポーツセンターをどのような競技がどのくらいの団体・人数が利用しているのか。また、多くの大会等も行われておりますが、これも今からの問題で答えにくいとは思いますけども、それらをどうしようと考えておられるのか、本当に無理な質問ではありますが、お答えできる範囲でお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

２回目のご質問にお答えをいたします。

山鹿市民スポーツセンターには、グラウンド、テニスコート、体育館、そして弓道場を併設をいたしておりまして、平成24年度の利用団体数は約40団体、延べ人数で約４万人の皆様にご利用をいただいているところでございます。そのうち、グラウンドの利用者が、野球、ソフトボール、ゲートボールなど10団体、約１万2000人で、テニスコートがソフトテニス協会や中学校など４団体、5000人でございます。

教育委員会といたしましては、まずその施設ごとの利用団体及び利用時間等を詳細に調査を行いまして、代替施設として現時点でその可能性を探りたいというふうに思っております。

また、その後はごみ焼却施設の建設により、どの施設にどのような影響があるのかなどを、担当課と情報を密にしながら、利用者の皆様に不便を与えないように、現有施設の利用が可能かどうかを含めまして、十分検討してまいりたいというふうに思います。

以上、ご答弁といたします。

○15番（横手　啓介君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

横手君。

［15番　横手　啓介君　登壇］

○15番（横手　啓介君）

答弁、ありがとうございました。

代替施設をというようなご答弁でもありましたが、平成29年から建設が始まるということで、平成28年までにはもう何らかの答えといいますか、その施設がなければ、そのスポーツというのはできなくなるというようなことでございます。ただ、今の状況では言えないところであろうかと思いますけども、ただ代替施設として、例えば野球、ソフトボールを菊鹿のグラウンドに持っていきますとか、鹿本のグラウンドに持っていきますとかというような答えが出るのは、何かちょっと寂しいような気がします。何らかの考えを今から、もう早急に今度はこの市民スポーツセンターの跡の問題が緊急な問題になろうかというふうに思いますので、その辺、お願いとして言わせていただきたいと思います。

また、ほかにも体育館とか、テニスコートとか、弓道場とかありますけども、これもまずは設計といいますか、計画がなされんことにはどのようなスポーツに影響があるかというのもわかりませんので、環境部とされても早急にその計画をされて、スポーツのほうと連携をとっていただければというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

以上、質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（藤原　弘君）

以上で、横手　啓介君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時19分　散会

～～～

６月１０日(月曜日)

平成25年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成25年６月10日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．稲葉　昇

一般質問

（１）学校再編に伴う跡地利用について

（２）鹿北地区における保育園の統合について

２．芹川　正美

質　　疑

（１）議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

①P21　（目）総合支所費　鹿本総合支所再編整備事業について

一般質問

（１）アベノミクスによる円安の影響（公共施設）の光熱費について

３．北原　昭三

一般質問

（１）耕作放棄地の再生について

（２）市民サービスの向上について

①窓口業務時間の延長等について

②こころの体温計の導入について

（３）風疹予防接種の助成について

４．池田　誠一

一般質問

（１）第２次山鹿市総合計画について

（２）国のＴＰＰ参加表明に対し山鹿市の農林業に対する影響及び対策について

（３）第１次学校規模適正化計画で４月よりスタートを切った新小学校２校のその効果または課題面について

（４）本市のＩＣＴ学習の取り組みについて

５．永田　紘二

質　　疑

（１）議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

①P35　（目）教育委員会費　インクルーシブ教育システム構築モデル事業について

一般質問

（１）特別支援学校の誘致について

（２）学校規模適正化事業について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番	服部香代君
２番	冨田弘海君
３番	永田　健君
４番	稲葉　昇君
５番	冨丸洋一郎君
６番	藤本峰秀君
７番	北原昭三君
８番	芹川正美君
９番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君

教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君
建設部次長	原弘文君
水道局長	宮本稔君
教育部首席教育審議員	熊野浩君
財政課長	木下実君
健康増進課長	田中修政君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	才田豊昭君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
山鹿市民医療センター事務部医事課長兼医療情報管理室長	永田臣司君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（藤原　弘君）

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（藤原　弘君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。稲葉　昇君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

４番議員の稲葉　昇です。今回は、地元にかかわる質問を２点させていただきます。よろしくお願いします。

１点目は、学校再編に伴う跡地利用について。２点目は、鹿北地区における保育園の統合についてと、一問一答での回答をお願いいたします。

まず、学校再編に伴う跡地利用についてですが、これは私たち、学校を振り返りますと50年前を振り返りますと、小学校あるいは中学校時代を振り返って、学校の名称が、小学校が岳間が第一小学校、岩野が第二小学校、広見が第三小学校とありまして、中学校が岳間が鹿北第二中学校、岩野と広見が合同で鹿北第一中学校と名称がありました。当時、生徒数も大変多く、戦後のベビーブームであり、学校はまるでアリ軍団のようで、昼休みの運動場は運動ができないようでもありました。そういう思い出が、まるで今の時期にうそのようでございます。

私たち鹿北の同級生は、岳間学校と岩野と広見あわせて250名ほどいました。今や鹿北における小学校の１年生の入学式を見ますと、鹿北で17名ほどです。今世紀たった50年でこんなに人が少なくなるとは思いませんでした。時代の流れを感じているところです。

さて、鹿北においても山鹿と８年前、今や１市４町の合併の仲間に入り、鹿北の小学校が一番に統合小学校が今年の４月、開校がなされました。子どもたち150名は大変喜んで学校に通っているところです。そういった中、廃校されました学校の跡地について、地域の皆さん方がどのようになるかを心配しておられます。市の行政として、どのように考えておられるかをお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

稲葉議員の一般質問の１点目、学校再編に伴う跡地利用について、お答えをいたします。

本年４月、山鹿小学校及び鹿北小学校の開校に伴い、川辺小学校、岳間小学校、広見小学校及び岩野小学校が閉校となっております。この四つの小学校につきましては、今後の跡地利活用につきまして、早急にその方針を定める必要があります。現時点での施設利活用につきましては、明確な方針は出しておりませんが、現在、その方向性について協議を重ねているところでございます。まず、四つの学校に共通して言えることは、当分の間、体育館及びグラウンドは社会体育施設として開放をいたし、地域住民の健康増進や交流活動に活用していただきたいというふうに考えてるところでございます。

次に、校舎その他施設につきましては、それぞれの施設の状況に応じて検討することとしております。川辺小学校につきましては、７月より校舎の一部を社団法人鹿本郡市医師会へ貸し出すことといたしてるところでございます。これは、老朽化した医師会附属准看護高等専修学校の建てかえ工事に伴いまして、仮校舎として貸し出すものでございます。平成２６年３月までを予定しているところでございます。

次に、岳間小学校につきましては、農山村での自然や文化に親しむ体験メニューなど、都市住民との交流活動を通じて地域活性化を目指すグリーンツーリズムや、地域活動の拠点として活用するための計画づくりに、本年度、地域と一体となって取り組む予定をしているところでございます。計画策定後は、学校跡地の利活用を通じた市民協働による新たな地域づくりのモデルケースといたしまして、その活動に期待を寄せているところでございます。

次に、岩野小学校につきましては、体育館を除き校舎、その他施設の老朽化が著しく、活用するには耐震強度が必要となりますので、現在のままでの活用は厳しいものと考えているところでございます。また、広見小学校につきましては、平成２１年度に県の土砂災害警戒区域の指定を受けたところでございまして、その利活用につきましては、特に慎重な対応が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上のことを踏まえまして、今後の学校跡地の利活用につきましては、どのような活用方法があるのか、あるいは解体等も含めまして、地域の声を十分お聞きした上で、慎重にその方針を定めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○４番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

ありがとうございました。さまざまな要素があるわけでもございます。そういった中、岳間小学校については、自然や文化に親しみ、都市住民との交流の場所に適し、グリーンツーリズム、地域と一体となり、すばらしい取り組みがなされるようであります。期待をいたしておるところでもございます。

一方、広見小学校については、皆様のご承知のとおり、平成21年度に県の土砂災害危険区域の指定を受けたことで、広見小学校の校舎等の利用について、どのように考えているのか、また運動場やあるいは体育館を地域で活用したいとの声があるが、利用ができるのかをお尋ねいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

稲葉議員の一般質問の１点目、学校再編に伴う跡地利用についての２回目の質問にお答えをいたします。広見小学校につきましては、先ほどお答えをいたしましたように、土砂災害警戒区域の指定を受けておりますので、校舎等の利活用につきましては、慎重にならざるを得ない状況にあるわけでございます。一般的な跡地の活用事例といたしましては、地域での活用や民間団体への貸し出し、あるいは売却などを含めまして、さまざまな方策が考えられるわけでございますけれども、警戒区域の指定を受けている以上、安易にその活用を進めるということはできないと考えております。まずは市民の安全を最優先に、今後どのような対応ができるのか検討してまいりたいと思っておるところでございます。また、運動場の利用につきましては、４月から社会体育施設として開放をいたしておりますので、鹿北総合支所に利用申請をしていただければ利用することができます。ただし、警戒区域の指定もございますので、安全を優先した上でのご利用をお願いをいたしたいというふうに思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○４番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

ありがとうございました。大変、広見地区におきましては土砂災害警戒区域ということで、小学校あるいは保育園、そういったところを安易な活用ができないことになるわけです。しかし、山鹿市あるいは全国にはたくさんの危険箇所が見られるわけでもございます。大変難しい問題であるというふうに思うわけでもございます。今後、さらなるご検討をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、２点目、鹿北地区における保育園の統合についてお尋ねをしたいと思います。実は、平成23年12月の議会、全員協議会において報告がありました。これも土砂災害危険区域に指定されたことでの見直し検討会ということで、会議がまた行われているようでございます。そういった中、その結果をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

稲葉議員のご質問にお答えをいたします。

鹿北地区における保育園の統合につきましては、平成21年８月作成の公立保育園再編整備計画におきまして、岳間保育園、岩野保育園を廃止し、広見保育園へ統合するとの方針を決定いたしておりました。その後、広見保育園が土砂災害警戒区域に指定されていることが判明したため、平成23年11月には広見保育園へ統合するとした計画を見直し、保護者や地域の皆様、また鹿北地域審議会からのご意見を受けて、なるべく早く安全な場所へ３園の統合保育園の建設を目指すと方針を変更いたしました。また、その際に、統合保育園建設候補地の検討を校区長、保育園保護者会長を中心とした岳間、岩野、広見の各地区５名のメンバーで構成します鹿北統合保育園検討会を設立し、協議を進めることといたしました。この検討会では、鹿北地域にお住まいの方々の考えを反映した安全で安心して保育ができる保育園の建設候補地をご提案いただき、市の施策に取り入れることを目指して、平成24年５月から11月までの間に、計６回の会議を開催し、協議を重ねてまいりました。しかしながら、検討会においては建設候補地についての意見の一致が見られないことから、３名の校区長さんに候補地の検討が一任され、その結果、校区長さんからは鹿北総合支所周辺とのご提案をいただきました。この提案について検討会で意見交換を重ねましたが、結果として、この検討会での建設候補地の意見集約には至りませんでした。一方で、土砂災害警戒区域に立地する園や、老朽化が進んでいる園、また園

児の減少により望ましい保育環境が維持できない園と、３保育園それぞれに状況は異なるものの、子どもたちの保育環境を考えるならば、鹿北地区の保育園統合を着実に進めるべき時期にあると考えております。今後は、検討会等でいただきましたさまざまなご意見、ご要望を踏まえ、市の方針として候補地の内部決定を行い、改めて地域の皆様にご説明を行いたいと考えております。議員各位におかれましても子どもたちの最善の利益を守る、すなわち鹿北の子どもたちの育ちを最優先に考えた統合保育園についてご理解いただき、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、ご答弁申し上げます。

○４番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

稲葉君。

［４番　稲葉　昇君　登壇］

○４番（稲葉　昇君）

大変前向きなご検討をいただき、ありがとうございました。大変、検討会につきましては年６回というふうなことで、積極的に検討会がなされておるわけでもございました。そういった中、各校区の区長さん等の意見を集約しながら、中心地に施設を設けたならばというふうな意見がございました。私たちもそういう思いでおるところでもございます。これから先、執行部としていち早く地域の皆さん方にご理解をいただき、一日も早く予定地を決定していただき、すばらしい保育園が鹿北にできることをお願いを申し上げ、質問にかえさせていただきます。

終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、稲葉　昇君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、芹川　正美君の発言を許します。芹川君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

８番議員の芹川　正美でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

通告に従いまして、質疑１点、一般質問１点をお伺いをいたします。

まず、質疑１点目、議案第69号平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）総合支所費鹿本総合支所再編整備事業についてをお伺いをいたします。

山鹿市総合支所再編基本構想が平成22年３月に策定されまして、鹿北、菊鹿、鹿央支所と改修整備が行われてまいりました。今回、鹿本支所が整備になるわけです

が、鹿本総合支所の基本設計、実施設計、これは、ひだまりを含んだ改修等の計画についてをお伺いをしたいと思います。

また、地域の拠点施設として、地域に密着した行政サービスを行わなくてはなりません。ひだまりを生かした、現在、サークル活動、保健事業、中高生の学習の場、図書館などしての利用場所としても、現在、活用をされているわけです。今後、本庁方式以降に向けて、どのような考えを持って計画に当たられているのかをお伺いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

芹川議員の質疑、鹿本総合支所再編整備事業について、お答えをいたします。

鹿本総合支所の再編整備計画につきましては、平成22年から各種団体や地域の代表者で構成される地域審議会、並びに嘱託員会の意見を集約しながら、総合支所の市民センター化に向けて、そのあり方、機能等を協議し、平成24年度に基本設計、実施設計を策定したところでございます。再編整備に係ります改修工事の主な内容につきまして、本年度は第１期工事として、鹿本総合支所庁舎に隣接するひだまり内における支所機能移転のための執務室改修及び図書館の増改築等を平成26年３月までに行いまして、ひだまり内への移転後、翌年度にかけて第２期工事としまして、現庁舎の解体及び駐車場整備等を同年６月末をめどに行う計画といたしております。移転後の利活用につきましては、既存の図書館、健康センター、公民館に市民談話室も含む支所機能が加わり、駐車スペースの確保を図ることで、より一体的な利便性が向上し、地域住民のだれもが気軽に集えるコミュニティーの場として、期待できるところでございまして、この施設を拠点とし、交流・学習・相談・情報収集等の利活用を促進し、地域活性化につなげていくものでございます。

また、今後の本庁方式への移行につきましては、新庁舎の建設にあわせまして、現在、組織改編を検討しているところでございますので、本庁への業務集約など効率的な組織となるよう見直しを進めてまいります。なお、鹿本総合支所においては合併後、他地域からの窓口の利用について増加傾向にありますので、これまでの地域づくりの継承やきめ細やかな住民対応など、市民サービスの低下を招かないよう取り組んでまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○８番（芹川　正美君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

芹川君。

［８番　芹川　正美君　登壇］

○８番（芹川　正美君）

大変ありがとうございました。総合支所は、その町の行政機関の顔でもあります。行政サービスがスピーディーにできますようにお願いをいたしまして、質疑を終わります。

次に、一般質問をいたします。円安による公共施設の光熱費、電気料金についてをお伺いをいたします。ただいま、円安でなく、質問等、円高になっておりますので、少し質問が変わると思いますが、円安のところでお尋ねをしたいというふうに思います。

円安による値上がりの部分の項目は、行政関係面においてもたくさんありますが、今回は電気料金のみのお伺いをいたすところでございます。５月15日の熊日紙面に、「県庁節電、努力吹っ飛ぶ、これ以上は妙案なく」との見出しがありました。節電を行ってる中で、今回の九州電力の電気料金の値上げに、県も頭を抱えているとの記事でございます。事例を申し上げますと、県庁本館、新館、そして警察棟、県議会棟、四つを合わせた電気料金が、本年４月、１カ月料金で1361万円、昨年の同月より93万円の増となっていたようでございます。また、熊本市役所本庁舎、別館、二つを合わせまして半年で600万円の値上げ予算計上をされたとのことでございます。これは、一部の施設、庁舎のみの料金になります。その他の関連施設を含めたところの料金になった場合、かなりの高額な料金になると思われます。本市におきましても、休憩時間の消灯や節電に努力されていることは把握をしておりますが、本年度におけます補正予算処置、節電への一層の対応などについてをお伺いをいたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多　隆文君　登壇］

○総務部長（本多　隆文君）

芹川議員の一般質問、円安が及ぼす公共施設における影響について、お答えをいたします。

昨年末の政権交代以降、日銀の積極的介入、量的緩和による期待などから、急速に円安が進行し、それに伴い、企業収益が改善し、株価も著しく上昇をいたしております。産業界を中心に歓迎の声が上がっていますが、一方では原発停止に伴い、発電用燃料の輸入が高どまりする中で、光熱費につきましてもこの４月から自由化

部門、いわゆる法人向けの電気料金が平均11.94％、５月からは規制部門である一般家庭向け料金が平均6.23％値上げをされております。公共施設、特に市庁舎を例にとってみましても、総合支所を含めた平成24年度の電気料金の決算額2159万円に対し、平成25年度の予算額は2610万円を計上しております。その影響額は、約450万円でございます。

なお、使用電力量につきましては、東日本大震災以降、冷暖房の制御、照明の間引きなど、節電に取り組んできた結果、震災前の平成22年度と平成24年度を比較しますと、マイナス６万2000キロワット、約18％減少しております。しかしながら、今回の値上げは、これまでの節電努力をはるかに上回るものであります。このようなことから、これまでにも増して節電が求められるところであります。冷房運転基準の厳守、暖房温度の引き下げ、休憩時間の消灯励行など、節電への取り組みを一層強化し、光熱費の低減に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、芹川　正美君の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

議席番号７番、公明党の北原　昭三でございます。発言通告に従いまして、１件目、耕作放棄地の再生について、２件目、市民サービスの向上について、３件目、風疹予防接種の助成について、一問一答にて３件の一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、耕作放棄地の再生についてでございますけども、昨年、耕作放棄地の現状と対策についての質問がされております。山鹿市におかれましても、いろんな対策を取られていると思いますけども、まだまだ厳しい面もあると思います。全国的に耕作放棄地が増加傾向にありますので、再生についての質問をいたします。

近年、耕作放棄地の増加が深刻化しております。耕作放棄地は病害虫の発生源、イノシシなどの有害鳥獣の住み家、廃棄物の不法投棄の誘発など、農業生産へ支障を来すだけでなく、農村景観にさまざまな悪影響を及ぼしております。地域住民の生活環境を守り、農業生産の基盤である農地を確保するためには、荒廃した農地の再生利用を加速させることが重要でございます。平成22年時点で日本全国の耕作放棄地は39.6万ヘクタールでございました。埼玉県の面積に相当するそうです。その後、昭和60年ころまでは13万ヘクタールと横ばいでございましたけども、平成２年以降から増加傾向に転じ、この20年間で約３倍にまで広がっております。こういっ

た事情を踏まえ質問いたします。山鹿市の耕作放棄地の現状について、詳しく説明をお願いいたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

北原議員の一般質問、耕作放棄地の現状について、お答えします。

市では、平成20年度に農業委員会の協力を得て、耕作放棄地の実態把握を行いました。その結果、市全域で115ヘクタールの耕作放棄地が確認されたところでございます。地域別の内訳は、山鹿地区32ヘクタール、鹿北地区32ヘクタール、菊鹿地区９ヘクタール、鹿本地区２ヘクタール、鹿央地区40ヘクタールとなっております。平成25年３月までに約21ヘクタールが農地への再生や山林への地目変更がなされ、現在、約94ヘクタールが未解消の耕作放棄地となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

答弁ありがとうございました。平成25年３月末現在で、約21ヘクタールの農地が復元等により解消されたとのことでございました。再生に当たりまして、どのような取り組みがあったかお伺いをしたいと思います。

耕作放棄地の最も大きな発生要因は、農業者の高齢化の進行と、後継者の不在、農作物価格の低迷などで、農業が続けられなくなっていることでございます。農水省によりますと、今後５年で現在250万人いらっしゃる農家のうち、70万人以上の方が引退される見込みとなっており、高齢農家の農地をいかに意欲ある若い農家や農業生産法人に引き継いでいくかが最大の課題となっております。農水省では、農業者への支援を拡充させ、耕作放棄地の早期解消を図るために、平成21年度から５年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策事業を開始しました。この事業は、引き受け手が行う耕作放棄地の再生や、土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付、加工、販売の試行、必要な施設の整備、権利関係の調査、調整等に交付金を支給する制度で、今日までに多くの地域がこの交付金を活用して農地を再生しており

ます。農水省の平成25年度予算には、重点項目として、耕作放棄地再生利用緊急政策交付金約45億円が盛り込まれておりますけども、対策事業の最終年度となっており、明年３月で本事業実施期間が終了してしまいます。山鹿市として、耕作放棄地再生利用緊急対策の制度を活用して推進した事業と、並びに結果はどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

北原議員の２回目の質問、耕作放棄地の再生に伴うこれまでの取り組み内容及び成果について、お答えいたします。

市としましては、平成21年度から耕作放棄地対策として、国の交付金10アール当たり５万円、県の交付金10アール当たり３万円、市の交付金10アール当たり２万円を活用し、農地への復元と営農定着化への支援を行ってまいりました。また、中山間地域等直接支払交付金制度を活用し、市全体で1000ヘクタールの傾斜地、平場と比較して条件が悪い土地で新たに発生する耕作放棄地の防止にも努めてきたところでございます。さらに農業委員会では、耕作放棄地の現地調査や所有者の意向調査を行い、借り手を探し、利用してもらう活動や、平成21年４月から実施しております農地取得要件の10アールへの引き下げ措置は、耕作放棄地の解消や抑止力に一翼を担っているところでございます。その成果としまして平成25年３月末までに、先ほど申しましたように21ヘクタールの耕作放棄地が農地として再生されたり、農地への復元が困難で、杉、ヒノキ、クヌギなどが植林された農地につきましては、農地転用申請がなされ、山林へ地目変更が行われております。農地への復元を行った具体的な事例としましては、サツマイモなどの栽培による耕作放棄地を活用した規模拡大や、クリなどの永年生作物への転換などがあります。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

まだまだ難しい問題等もあると思いますけども、未解消耕作放棄地94ヘクタールの再生を期待をいたしたいと思います。

それでは、３回目の質問に入ります。

今回、６月の補正予算で耕作放棄地解消対策事業で100万円の予算を計上されておりますけども、どのような事業をされるのか、また耕作放棄地の再生、今後の方針について具体的に説明をお願いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

北原議員の３回目の質問、耕作放棄地の再生に伴う６月補正の予算内容及び今後の方針について、お答えします。

本予算につきましては、農用地区域内外を問わず、国の採択条件に合わず、対象とならない農地につきまして支援を行うものです。具体的には、耕作放棄地を農地に復元する取り組みに対しまして、県の事業を活用し、10アール当たり３万円の交付金を交付し、復元された農地に対して継続して営農活動を行う場合には、市の交付金として10アール当たり２万円を追加支援するものでございます。なお、耕作放棄地問題は解消もさることながら、発生させないことが最も重要なことであります。農地は一たん耕作放棄されると農業生産力の低下、病害虫の発生、有害鳥獣の繁殖、多面的機能の低下、産業廃棄物の不法投棄など、さまざまな問題を引き起こす可能性があることから、早期の解消が求められます。また、再び農地に復元するには多大なコストと労力を要するため、発生を未然に防ぐことが重要であります。今後も国・県の事業を活用するとともに、耕作者の掘り起こしを強化しながら、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。今後も国県の事業を活用していただき、耕作放棄地のさらなる解消に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、２件目、市民サービスの向上について。まず、窓口業務時間の延長等についてお伺いをいたします。

昨今、共働きの家庭が増加傾向しております。今まで家庭におられた主婦が社会

全体の経済状況の悪化のため、仕事に働きに出ておられます。各種書類等が必要な場合、各種届け出や証明書を発行してもうらために、市役所に足を運ばなければいけません。そうなると、開庁時間に間に合わない場合は仕事を休んだり、また途中で時間をもらったりとかのそういった不都合が生じるわけでございます。また、市民の皆さんが日常、最もよく利用される窓口は、住民票や印鑑登録証明及び戸籍関係などの窓口である市民課の窓口が多いようでございます。市民の方々より、「窓口業務の時間延長等はできないでしょうか」と多くの声を聞きます。市として、時間延長に対応する手法としては、幾つかの方法が考えられますが、一つの方法としては、職員の時差出勤等も考えられます。そうすれば、残業手当などと新たな経費も必要なく、行政改革等と矛盾することもなく、市民サービスの向上に寄与できると思われます。本市においては、昼休み時間帯のこのサービスは実施をしていただいていると聞いております。さらに、よりよい市民サービスと実現ができないかなと思います。他市では窓口時間外の対応をされている市もかなりあると聞いております。時間延長の対応をされている他市の状況について、お知らせください。

この件は、平成17年９月定例会で質問をいたしております。議事録を見ますと、各種証明の発行につきましては、電算処理や個人情報保護の関係上、担当職員以外の者が入力・出力することに対して問題点も生じてまいりますので、いろいろ検討してまいりたいと思います。また、住民のサービスの向上に努めてまいりたいと思いますとの答弁がございました。その後、いろいろ検討をされたと思いますけども、検討された内容がありましたらお聞かせお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

北原議員の市民サービスの向上についてのご質問、窓口業務時間の延長等についての１点目、県内での窓口業務時間の延長状況につきまして、お答えいたします。

曜日を問わず、窓口業務時間の延長が行われておりますのは、熊本市と荒尾市がございます。また、月曜日から金曜日の間での曜日を指定した窓口業務時間の延長につきましては、八代市、人吉市、玉名市、宇城市の４市があり、１時間から１時間45分の範囲で時間の延長が行われております。ほかに天草市においては、年度末・年度初めの期間を限定した時間の延長が、合志市においては日曜日の時間帯を指定した窓口業務が開設されております。県下14市の中で、何らかの窓口業務時間の延長を実施しているのは８市、実施していないのが山鹿市を含め６市となっている状況でございます。

２点目、窓口業務時間の延長につきましては、平成17年９月議会においてご質問があり、検討してまいりたい旨のご答弁を申し上げたところでございます。このことについて、当時、検討いたしましたが、要望が少なかったことや、他市の状況を調査したところ、利用者が少ないことなどにより、窓口業務時間の延長を実施するまでには至りませんでした。市民課の窓口業務につきましては、総合窓口体制を導入するなど、市民サービスの向上に努めてきたところでございます。また、窓口サービスのより一層の向上を目指し、毎年、窓口アンケート調査を実施しており、この窓口業務時間につきましても調査項目の一つとしております。しかしながら、やや不満であると今回、回答された方が平成24年度において15％でございました。これは、前年度より８ポイントふえている状況であり、自由意見の中には30分でもいいから時間の延長をしてほしいといったご意見もございました。このようなことから、窓口サービスの向上を図るため、今後、本庁市民課での窓口業務時間の延長について、試行的に取り組みたいと考えているところでございます。延長する時間や曜日の設定、取り扱う窓口業務の範囲、職員の配置や勤務時間など、試行に向けた体制が整い次第、実施してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

市民の皆様の要望に課の体制を協議いただきまして、早急に試行的に取り組んでいただき実施されることを期待をいたします。よろしくお願いします。

２点目は、「こころの体温計」の導入についてでございます。皆様聞きなれない言葉と思いますけども、こころの体温計の導入について、お伺いをいたします。

ストレス社会と言われる時代、自分でも気がつかないうちにストレスを抱えている場合があります。最悪の悲劇を防止するため、自分のストレス度や落ち込み度がいつでもチェックできる、こころの体温計があると聞きます。こころの体温計についての説明と、県下でこころの体温計を導入している自治体の状況、そして山鹿市として、こころの体温計の導入に対する見解をお願いいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

北原議員のご質問、こころの体温計の導入について、お答えいたします。

まず、こころの体温計についてご説明を申し上げます。健康づくりは、体とともに心の健康も大切でございます。こころの体温計は、心の健康状態についてパソコンや携帯電話などにより、現在の健康状態や日常生活に関する質問事項をチェックし、ストレス度や落ち込み度など、いつでもどこでも気軽に心の状態を診断するシステムであります。このシステムを活用することにより、日ごろから心の健康について関心を持っていただくことで、自殺予防やうつ病予防などにつながればとの思いから、自治体のホームページなどに導入されている例もございます。熊本県内では、合志市が取り組んでおられます。山鹿市におきましては、こころの体温計のように、自己診断できるシステムは現在導入しておりませんが、子ども総合相談窓口、子育て家庭の相談窓口、障害者の相談窓口、また健康福祉センター内の保健師を通しての相談を受けているところでございます。今後もさらに関係機関と連携を密にしながら、継続して相談体制の充実を図り、心の健康につなげていきたいと考えております。こころの体温計につきましては、取り組んでおられます他市の利用状況を十分検証しながら、導入の有無を判断してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

ありがとうございました。先ほどの答弁で、このシステムを活用することにより、日ごろから心の健康について関心を持っていただくことで、自殺予防やうつ病予防等につながればとの思いから、自治体のホームページなどに導入されている例もありますと言われました。

ちょっと時間をいただきまして、事例を申し上げますが、高知県佐川町では、このこころの体温計を導入し、町のホームページからアクセスできるようにされております。画面上で自分の健康状態や人間関係などの質問に答えると、診断結果が金魚鉢と猫のイラストで表現され、ストレスや落ち込み度に応じて変化する仕組み、本人モードのほかにも家族モード、赤ちゃんママモード、アルコールチェックモードなどのメニューが用意をされているそうです。開設から１カ月間で町内のアクセス数は延べ5000人だそうです。先ほど、合志市は導入済みとのお話がございました

けども、合志市の同僚議員に聞きましたら、導入費用はほとんどかからないそうです。他市の効果等を十分検証され、早期の導入を要望をいたします。

続きまして、３件目、風疹予防接種の助成について、お伺いをします。

新聞等で患者数が昨年同時期の30倍になるなど、風疹が都市部を中心に大流行の兆しを見せています。乳幼児から学童期だけでは定期接種となっております。定期接種対象の方の割合はどのようになっておりますか。現在、20代から40代後半くらいの多くの人は、風疹の予防接種を受けていないワクチンの定期接種が途切れた時代と聞きますが、どのような内容かお伺いをいたします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

北原議員のご質問、風疹予防接種の助成について、お答えをいたします。

まず、風疹についてご説明をさせていただきます。風疹は、風疹ウィルスによって起こる急性の発疹性感染症で、流行は春先から初夏にかけて多く見られ、主な症状として発疹、発熱、リンパ節のはれが見られ、三日はしかとも言われております。患者のせきやくしゃみなどによる感染で広がり、特に妊娠初期の女性が風疹にかかると、目や耳、心臓に障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があることから、注意すべき感染症と言われております。

ご質問の１点目、予防接種の接種率についてお答えいたします。予防接種法における定期予防接種は、10種類があり、麻疹・風疹混合ワクチンを除く接種率につきましては、80％から90％の接種率となっております。今回のご質問の風疹予防接種につきましては、平成24年度の接種率は１歳児が95.8％で、就学前６歳児は93.3％の接種率でした。

次に、２点目の風疹の予防接種の経緯について申し上げます。昭和52年に定期予防接種となり、中学２年生の女子のみが対象者でありました。平成６年度からは生後12月から90月未満の男女ともに定期予防接種の対象となり、１回の接種でした。さらに平成18年度からは、ワクチンの効果を高めるために１歳児と就学前の６歳児に対する２回接種が始まりました。しかしながら、平成６年度から平成17年度の対象者の方は、２回目の接種を受けていないことから、平成20年度から平成24年度の５年間で、中学１年生と高校３年生を対象に無料で実施いたしました。平成24年度の接種率は、中学１年生が85.5％、高校３年生が89.9％となっております。このような経緯の中で、子どものころ予防接種の対象ではなかったり、対象であっても受けていなかった方については、接種勧奨をしてまいりましたが、風疹患者の８割近

くが男性で、その大半が20代から40代の男性であり、受けていない人や１回の接種だけでは抗体が不十分な人もいて、感染の要因となっているようでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○７番（北原　昭三君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

北原君。

［７番　北原　昭三君　登壇］

○７番（北原　昭三君）

定期接種の子どもたちについては、100％の接種率になりますよう、さらにいろんな形でのＰＲをお願いをいたします。

先ほど説明がありましたように、風疹は軽い病気ではありません。感染力はインフルエンザの５倍です。大人がかかると重くなったり、風疹脳炎や、死亡することもあります。妊娠初期に風疹にかかるとおなかの赤ちゃんが白内障、難聴、心臓病などの先天性風疹症候群を発症する危険性があります。予防のためにＭＲワクチンが必要と思われます。このような状況を受け、多くの自治体で風疹予防接種に助成が始まっております。今後の国の動向、山鹿市としての予防接種の助成についての見解をお伺いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部長（有働　博君）

２回目のご質問、風疹予防接種の費用助成について、お答えをいたします。

山鹿市では、季節性インフルエンザを除き、定期予防接種のみ全額助成を行っております。また、任意の予防接種につきましては、自己負担をお願いしておりますので、現在のところ、風疹ワクチンの費用助成につきましては考えておりません。まずは定期接種の対象者につきまして、個別通知や乳幼児健診、家庭訪問等で、接種勧奨を継続して行ってまいります。また、風疹の予防接種を今まで１回も接種できていない方や、１回しか接種できていない方につきましても、あらゆる機会を通して、関係機関と連携を図りながら、接種勧奨及び感染予防のための啓発に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、北原　昭三君の一般質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時00分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時12分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、池田　誠一君の発言を許します。池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

○12番（池田　誠一君）

発言通告に基づきまして、一般質問３点を行います。議席番号12番、池田でございます。よろしく答弁方、お願い申し上げたいと思います。一括方式で質問させていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず１点目でございますけども、第２次山鹿市総合計画についてということで申し入れをしております。この件につきましては、合併後８年を経過をしまして９年目に入ったわけでございますけども、その合併１年後に第１次山鹿市総合計画というものが策定をされました。総合計画そのものが約10年をめどにして立てられたものというふうに考えておりますけども、もう９年目を迎えた段階で、その次のステップでございます計画も立てなくちゃいけない時期に入ったのではないかなという感じがしております。そういう中において、10年を経過した後にすぐ第２次計画というのはなかなか難しい部分がございますので、もうそろそろ第２次に向かっての構想なり、計画等も懸案されているものというふうには思います。しかしながら、総合計画というものは先ほど申し上げましたように10年間のスパンでございますので、その間におきまして、首長の選挙であったり、また議会のほうの改選もございます。首長さんの交代がもしあるとするならば、計画そのものが、首長の意向によって変わる可能性もありますので、なかなか策定するには難しい部分もあるかと思いますけども、その基本構想なり、計画等の位置づけというものはなされている部分じゃないかなと思いますので、そういう部分がありましたら、ご説明方をお願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、２点目でございます。この問題につきましては、国のＴＰＰ参加というものが先般、安倍内閣において正式に表明をされ、そしてまた諸外国においても、その参加に対して了解を得たという新聞報道、マスコミ等の報道にもあったのは、皆さんご承知のことと思います。12月に総選挙が行われ、今までの民主党政権から自民党政権へと移行したわけでございますけども、その総選挙の前において、それぞれの各種、特に農業団体でございますけども、このＴＰＰ参加については慎

重な態度を示すようにということでの、それぞれの候補者に対して申し出を行ったはずでございますけども、それを意向と反対に、正式に安倍首相は参加の表明を打ち出されたということでございます。そういう中において、５月30日の新聞報道におきまして、１面のちょっと大きな紙面は割いていないんですけども、中間程度のほうに、この掲載はされていました。今ここに持っておりますので、この中においても、県の試算が行われております。その影響額ということでございますけれども、若干その数字だけ読ませていただきますと、県はＴＰＰ参加で県内農産物産出額の3113億円の３割近くが減少すると見ているという、県の見込み試算が出されております。これを単純に３で割りますと、約1000億円部分が県のマイナス要素として農産物の出荷額の３分の１、1000億円がマイナスになるというふうな試算が出るわけでございまして、県が試算している以上、それぞれの積算過程において、各自治体等の抱えている農業生産物も把握されてるものと思います。そこで、当市において、どのような額で、そしてまたどのような影響額があるのか、そしてまたそれに対してどのような対策を練ろうとされているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

続きまして、３点目と４点目は、教育問題に関してでございますけども、この件に関しまして、引き続き質問をさせていただきます。この件の３点目でございますけれども、第１次学校規模適正化ということでの質問でございますが、この件に関しましては、先般、太田黒議員さん、そしてまた、きょうの稲葉議員もご質問なされましたし、同じような形の中で、横手議員も質問をされました。重ねて質問することじゃないんですけども、学校再編が４月１日をもって２校が新しい新設校として、学校がオープンを、スタートを切ったわけでございます。４月オープンですので、今が６月の頭ということで、約２カ月間ではございますけれども、その間において、いろんな諸事項、そしてまた意見等、そしてまたいろんな考え方なりが出ているかというふうに思います。そういう中において、もちろんプラス面、マイナス面、それぞれあろうかと思いますけども、それぞれの意見等々がもし把握されているならば、お示しをいただきたいというふうに思います。問題点であるとか、よかった面であるとか、あろうかと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

続きまして、４番目でございます。同じ教育関係の中において、本市のＩＣＴ学習の取り組みについてということで、議題として取り上げております。これは何で取り上げたかと申し上げますと、これも熊日新聞の５月26日、土曜日の新聞に載っておったわけですけども、英語の週間レッツゴー英語という新聞、熊日なんですけども、その中において、ここは本当に物議を醸しております佐賀県の武雄市でござ

いますけども、ユニークな市長さんで、図書館の民営化であるとか、いろんなことでそれぞれに対外に向けても大きなＰＲを行っている市でもございますし、また組織内においても、それぞれの、山鹿でありますと経済部とかいうのがあるんですけども、あそこには営業部というのが特設されておりまして、それぞれの職員がすべて営業マンたれということで、その部長は営業部長として自分のところの市、また産物をＰＲしていくというのが大きな仕事であるというふうにも伺っております。そのユニークな市であります武雄市において、小学生、中学生全児童生徒に、約4000名だそうでございますけども、端末のタブレットを全部に、全員に支給をしたという記事がこの記事に載っております。今まで熊本県下ではなかったことだろうと思いますし、またよその県でも、これは初めての取り組みであるというふうに聞いております。今、本当にこのＩＣというものは、特にコンピューターであるとか、そういった問題は今の子どもたちには必須であり、将来においてもぜひとも活用しなくてはならない、大きなそういった機器であるというふうにも認知をしております。そういう中において、当市はこの問題に対して、どのような今問題を提起し、そしてまた把握し、これから先、このＩＣＴの導入についてはどのようにお考えを持っておられるのか、重ねて質問いたしまして、１回目の質問を終わりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。早田総務部次長。

［総務部次長　早田　弘隆君　登壇］

○総務部次長（早田　弘隆君）

池田議員の一般質問の１点目、第２次山鹿市総合計画について、お答えいたします。

総合計画は、将来のまちのあるべき姿、将来都市像を描くとともに、その実現に向けて、まちづくりの方向性を総合的かつ体系的にまとめた計画でございます。市では、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年次とする第１次総合計画において、「まほろば創生・人輝く　温もりの都市　やまが」を将来都市像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めております。現在、計画期間の後半部分に当たります後期基本計画に基づいた各種施策を展開中でございます。なお、計画を実効性のあるものとするため、後期基本計画から各施策に数値目標として成果指標と市民満足度指標を掲げ、進捗管理を図っているところでございます。具体的には、施策の達成度といった観点から、成果指標を用いて評価、検証する行政評価を実施しております。また、市民満足度につきましては、平成24年度を中間目標年度に設定しておりますので、本年度、約1500名の市民を対象とした市民満足度調査を予定して

いるところでございます。

さて、平成27年度を目標年次とした第１次総合計画も、終盤を迎えた段階であり、次のステージである第２次総合計画の策定時期が近づいております。つきましては、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、地方分権の進展、参画と協働によるまちづくりへの期待など、市町村を取り巻く状況も大きく変化している中、本市の特性や地域資源を最大限に生かすとともに、市民、団体及び行政が協働・連携し、これからの時代にふさわしいまちづくりを進めるための指針として、第２次総合計画の策定に平成26年度から着手したいと考えているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

池田議員の一般質問、国のＴＰＰ参加表明による山鹿市の農林業に対する影響についてお答えいたします。

ＴＰＰに参加した場合には、例外なき関税撤廃が前提となっており、政府はＴＰＰに参加した場合、2011年度農林水産物の総生産額10.1兆円の約３割に当たる３兆円の生産額が減少すると公表しました。米、小麦、牛肉など主要農産物への影響試算の算出は、ＴＰＰ交渉に参加する11カ国を対象に、関税を即時撤廃し、国内対策を行わなかった場合が前提となっております。熊本県も、この試算方法をもとに影響額を試算し、先ほど池田議員が申されましたように、農産物では2011年度の産出額3113億円の27.4％に当たる854億円が減少するとした試算結果を公表しました。本市の農業にとりましても、水稲、麦を中心に、スイカ、メロンなどの施設園芸作物や、野菜、果樹、畜産など多くの農畜産物が栽培、飼養されておりますので、品目によっては、大きな影響が出てくるものと思われます。特に、本市に関連します主な農畜産物の関税は、米778％、小麦252％、牛肉38.5％などとなっております。本市としては、農産物全体の影響額の試算は行っておりませんが、関税の撤廃で明らかに影響が出る品目として、関税率の高い米による影響額を仮に国、県が本年３月に公表した算出方法をもとに試算してみますと、平成24年度山鹿産の生産額約29億円が約14億5000万円、減少率50％に減少することになります。厳しい影響が出るものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

池田議員の３点目のご質問、新小学校の統合後の成果と課題についてお答えいたします。

４月に統合してまだ２カ月の段階の成果になりますが、特に鹿北小におきましては各学級の人数がふえたため、授業においても部活動においても、活気が出てきたということでございます。部活動では、練習試合で勝つことができ、子どもたちの自信につながっていると校長先生から聞いております。山鹿小におきましても、いろいろな場面で川辺小の子どもたちが活躍しているということでございます。

課題としましては、これまで別々のやり方で学んできた子どもたちの学ぶ態度や生活の決まり、例えば返事の仕方一つなど、細かい部分をそろえていくのに時間がかかっているということでございます。しかしながら今、全職員でその「そろえる、整える」ということを目標に頑張っているということでございますので、徐々に学校としての統一感が深まっていくものと確信をしております。また、スクールバスでの送迎の関係で、放課後に残して学習する時間を十分に取れないなど、時間の融通がつきにくいという点も課題で上がっております。スクールバスに関しましては、教育委員会でも検討する機会を持ちたいと考えております。

続きまして、４点目のご質問、本市のＩＣＴ教育への取り組みについて、お答えいたします。

議員が新聞で目にされた、タブレット端末を使った授業でございますが、これは文部科学省の「学びのイノベーション事業」と、総務省の「フューチャースクール推進事業」という共同の事業で、一人一台の情報端末や、電子黒板、無線ＬＡＮなどが整備された環境において、デジタル教科書・教材を活用した教育の効果を検証、研究がなされております。現在、全国で20校、九州では佐賀県に２校、沖縄県に１校が、そのモデル校として実証研究をしているところです。本市では、電子黒板やデジタル教科書・教材を使い、授業への関心を高めるなど、わかりやすい授業の工夫が行われるようになっております。鶴城中学校では、どの教科でもＩＣＴを活用する授業の研究が行われ、成果を上げているところです。タブレット端末の導入は、さきに述べました実証研究の成果や、国の動向を見きわめながらになるかと思われます。ノートや教科書を持ち運びしなくてもよくなるということが、いいのか悪いのかよくわかりませんが、将来そうなっていく可能性は大きいのかもしれません。

以上、ご答弁申し上げます。

○12番（池田　誠一君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

池田君。

［12番　池田　誠一君　登壇］

○12番（池田　誠一君）

２回目の質問をさせていただきます。先ほど１回目の質問の答弁におきまして、いろんな説明、行っていただいたわけでございますけども、まず１点目でございます。第２次山鹿市総合計画についてでございますけども、今、本当に早急に、ある程度のスパンを持ちながら、そしてまた考えて、考慮していかなくては間に合わないんじゃないかなというふうにも思いますし、本当に市長もみずからおっしゃっていただいておりますように、急激な人口減の中で、いかにしてこの当市、山鹿市が活性化しながら維持発展できるような体制をつくっていただくということが一番大きな目的ではないかなというふうに思いますので、全庁挙げてその策定に向かって、職員の皆様ともどもに頑張っていただければというふうに思いますので、お願いを申し上げたいなというふうに思います。

続きまして、２点目でございます。農業問題に関しまして、先ほど答弁の中で大きな金額、すなわち29億円の約50％の影響が出るものというふうなご答弁をいただきました。当市は、皆さんそれぞれが思っていらっしゃいますように、主な産業であります農業というものは、基幹産業の唯一の大きな産業の一つではないかなというふうにも思っております。これはだれもが認める部分じゃなかろうかなというふうに思いますし、その農業そのものの根幹が、このＴＰＰ問題にして揺らぐような大きな問題になり得るかもしれません。その対策そのものも、やはりどうしてもトップダウンといいますか、国からのいろんな施策等によってのことしかできない部分もあるかと思いますけども、やはり、そうは言いながらも、この当市においてもそれぞれの対策等もやっていく必要もあるんではないかなというふうにも考えております。そういう中において、特に農林部の振興部の方たちには、大変なご足労をおかけするかもしれませんけども、しっかりとその辺のところを見きわめていただき、対策に当たっていただきたいなというふうに思います。そしてまた、このＴＰＰ問題に関しましては、農業そのものの作物だけじゃなくて、いろんな多面的機能を持っておる農業でございます。国の施策の中には、後継者不足を減らすための担い手という部分の中で、総合的な大きな大農家をつくり上げよう、そしてまた、それで諸外国との対抗に備えようという思惑があるかもしれませんけども、山鹿市におけるような、本当に平たん地であり、そしてまた中山間地もあり、まして山間地も抱えているような、こういった自治体におきますと、なかなかそういった国の思

惑どおりの施策が、そのまま当市に当てはまるということはあり得ないというふうに思いますし、水保全であるとか、そしてまた環境の保全であるとか、本当に私たち人間、人を和ませる、ああいった田園風景というものそのものがなくなってくる可能性があります。そういった中において、やはり大農家的なことじゃなくて、農業を守るんじゃなくて、農村を守る、そして農村の地域を守るという観点から、これからの施策というのを行っていくべきじゃないかなというふうに考えますので、その辺のところをあわせて、特に農林部の方たちにはお願いを申し上げたいなというふうに思います。

そこで、２点目でございますけども、そういったものを踏まえまして、この施策等があるとするならば、お示しをいただきたいというふうにも思います。

続きまして、教育問題に関しましてでございますけども、当初、私は教育長に抱負等をお伺いするつもりでございました。ところが、太田黒議員さん、同じような主目的の中で、この一般質問の要旨を提出されておりましたので、その部分を省きますけども、本当にすばらしい考え方の中で、新教育長が誕生したのかなというふうにも思います。テレビ等々でも、よく教育長、お顔を拝見させていただいております。あの一たん、ちょっと乱れました山鹿中学校を５年間にわたりまして、すばらしい日本一の学校に育て上げられた、その実績というものは本当に評価すべきものじゃないかなというふうにも思いますし、また、先ほどの横手議員の質問の中で、教育というものは本当に熱い心を持った先生が対処しなくてはならないというふうにも思います。その件に関しても、教育長みずから、本気で子どもたちに携わることが教育の原点だというふうにもおっしゃっていただきました。本当にそうだと思います。ただ、懸念することは、本気で頑張る、そしてまた熱い心を持った先生がちゅうちょするような今施策のほうに走ってはいないかなという危惧をされている部分じゃないかなと思います。熱い先生ほど私はこれから育てていかなくてはならない、本当に教育の原点である先生の教育はそこだというふうに思っておりますので、教育長におかれましては、ぜひともそういう熱い心の先生が阻害されないような教育環境をぜひとも構築していただきたいなというふうに思います。その中で、これは適正化の問題でございますけども、それぞれの議員さんが心配をなさっておられました。そういう中で、次のステップに向かって、この学校編成を進める上において、保護者の皆様の、そしてまた地域の皆様のご了解、コンセンサスというのを取るというのが大前提になろうかというふうに思いますけども、その保護者の皆さんが１年、２年、３年、４年という長いスパンをかけますと、当然、ＰＴＡの役員も毎年かわっていきます。そのときのＰＴＡの役員さんは、その当時で了解をしたとしても、次の役員さんが、果たしてそれが了解が可能かと言ったら、全く違う

方向にいく可能性もありますので、その辺のところを一単一的な、その地域の代表者じゃなくて、総合的な面も踏まえながら、この問題に当たっていただきたい。まして、その地域の代表者であります、通称言います区長さん等も毎年毎年かわる可能性があります。そういった中で、人がかわれば考え方も変わります。ですので、その事業を展開する上においては、きちっとした総合的な地域全体ぐるみの了解というものを取るべきじゃないかなと。そしてまた、懇切丁寧に説明等も行っていただきたいというふうにも考えまして、質問は農業問題の１点だけに２回目の質問はさせていただきます。本当にありがとうございます。

終わります。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。栃原農林部長。

［農林部長　栃原　栄一君　登壇］

○農林部長（栃原　栄一君）

池田議員の２回目の質問、農林業、農村を守るための対策についてお答えいたします。

国は、成長戦略の一つに、農家所得の倍増を掲げ、今までの農地の集約に加え、「農地集約バンク構想」の活用による地域の意欲的な農家、担い手に農地を集める「農地集積」や、企業の農業参入の促進、農家が生産から加工、販売まで一貫して手がける６次産業化の推進、さらには輸出の拡大計画を進めております。

しかしながら、地方においては高齢化や後継者不足など、農業人口の減少と、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題があり、５年、10年先の地域の将来像を予測できにくい状況でございます。現在、国が進める地域の人と農地の問題など、地域農業のあり方を地域内の話し合いで解決する「人・農地プラン」制度がスタートしております。本市におきましても、昨年度から各地区で説明会を開催し、これまでに20地区で農地プランが作成されております。また、生産から販売まで共同で行う集落営農組合は、平成24年度までに20地区が結成されており、今年新たに土地利用型作物の集約化と、美しい農地を後世に引き継ぐことを目的に、鹿本町庄地区で集落営農組合が設立されました。農業は、食料を供給する役割でなく、生産活動を通して国土の保全や、水源のかん養、良好な景観の形成など、さまざまな役割を有しております。しかし、美しい農村環境をはぐくんでいる農業の多面性に対する対価や、農業の再生をいかに図るかなど、農業の将来に対する国の明確なビジョンは示されていない状況であります。現在、本市においては中山間地域等直接支払制度や、農地・水保全管理支払交付金を活用した活動を通して、組織ごとに一体的に維持・保全が図られ、一定の成果は上がっておりますが、今後、農業の担い手の減少を考

えていくと、このまま集落機能を維持していくことは、ますます厳しくなっていくものと思われます。市としましては、国の動向を慎重に見守りながら、引き続き農村の集落や農林業を守るために、一つの対策として、県や農協など、関係機関と連携を深め、各地域に出向き、農地や後継者などの課題や地域づくりなど、将来のあり方を一緒に話し合いを進めながら、それぞれの地域事情に応じた、全体で支え合う「人・農地プラン」の策定、実践を支援して、農林業、農村の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

以上で、池田　誠一君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

14番議員、永田　紘二でございます。発言通告に基づきまして、質疑を１点、議案第69号平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号)、ページ35であります。教育委員会費、インクルーシブ教育システム構築モデル事業について。一般質問を２点、特別支援学校の誘致について。学校規模適正化事業について。再三それぞれ議員の皆さん方からも質問あっておりますけども、かぶる部分もたくさんありますけれども、あえて質問をさせていただきたいと思います。一問一答にてお願いしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、質疑であります。議案69号平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号)、ページ35、教育委員会費、インクルーシブ教育システム構築モデル事業についてお伺いをします。予算に関する説明書の中にも記載されてありましたけども、もう少し具体的に事業の内容、それから支援体制の中でのサポートティーチャーとの関係、整合性についてお伺いをします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

永田議員の質疑、インクルーシブ教育システム構築モデル事業について、お答えいたします。

昨年、障害者基本法が改正され、可能な限り障害を持つ児童生徒と障害を持たない児童生徒がともに教育を受けられるよう配慮することが定められました。本年度、山鹿市は文部科学省よりインクルーシブ教育システム構築モデル事業の地域指定を

受けました。インクルーシブとは、包括的という意味であり、インクルーシブ教育のシステム構築とは、障害を持つ、持たないにかかわらず、みんなが同じ場で学ぶことを追究するとともに、自立と社会参加を見据えて、障害や特性並びに発達段階に応じて、最も的確にこたえる特別支援教育の推進を図るものでございます。この事業を通して各学校、園の特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の整備や、特別支援学級並びに通常学級担任の専門性の向上等を目指します。つまりこの事業は、専門的な知識や豊かな経験を持つ「合理的配慮教員」と呼ばれる「指導員」による、コーディネーターへの指導助言を中心として、校内の支援体制整備の推進、幼保小中高の縦と、中学校区ごとの横の連携強化を図るとともに、発達段階や障害・特性の状態など教育的ニーズに対し、より的確にこたえる指導方法の研究開発を目指すものでございます。

本市は、小中学校と幼稚園に、障害や特性を持つ児童生徒の支援に当たるサポートティーチャーが配置されておりますが、これは正式には「特別支援教育支援員」というもので、国の地方財政措置により始まっている事業でございます。今回のインクルーシブ教育の事業においては、サポートティーチャーの活用を含め、特別支援教育全体に関する指導方法の研究開発をするものであり、この事業がサポートティーチャー配置にかわるものでは全くありません。また、この事業は国との単年度委託契約ですが、３カ年の継続事業でございます。この事業を契機に、障害の有無にかかわらず、一人一人の特性に応じた教育がますます受けられるような学校づくりと、共生社会の実現を目指し、山鹿市が熱望しております支援学校を受け入れる環境づくりに努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

２回目の質疑を行いたいと思います。

先ほどの件でありまして、69号、一般会計補正予算、教育委員会費、インクルーシブ教育システム構築モデル事業についてであります。

先ほど、しっかり説明もありましたけれども、この事業は、専門的な知識や豊かな経験を持つ「合理的配慮教員」と呼ばれる「指導員」という表現がありました。具体的に、じゃあどういう方法で選び出すのか、またどういう仕事をしてもらうの

か、そしてどういう配置をするのか、そこら辺を少しですね、詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。熊野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　熊野　浩君　登壇］

○教育部首席教育審議員（熊野　浩君）

合理的配慮教員の件に関しまして、お答えいたします。

メンバーの選定に当たりましては、県の特別支援教育課の推薦等も含めて、特別支援教育にこれまで深くかかわってきて、子どもや職員への指導力のある人物を選んでおります。事務局に１名、各中学校区に１名ずつ、計７名を配置する計画でございます。合理的配慮教員は、学校内外、関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーターへの指導や、特別支援教育支援員、つまりサポートティーチャー等の研修などの校内体制整備や、保護者からの教育相談対応の支援を行います。また、巡回相談や学校、園、ＰＴＡ研修への講師としての派遣も考えておるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（藤原　弘君）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後は１時から再開いたします。

午前11時53分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後０時59分　開議

○議長（藤原　弘君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

質疑は前回ので終わりたいと思います。

一般質問を行いたいと思います。

まず１点目の、特別支援学校の誘致について、お伺いをいたします。この件につきましては、今まで合併前から再三、議員さんから質問がなされてきました。平成21年、熊本県特別支援学校の教育整備推進協議会が設立をされ、未設置の地区、すなわち、その当時でありますけども鹿本地区、上益城地区、芦北地区に対して検討がされてきたと思います。上益城地区、芦北地区には整備が終わったようであります。山鹿においても今まで早期に誘致をしますというお話もありました。小学校、中学校をまず誘致をしたいというお話もありました。その後、高等部も一緒にした

いと、なかなか難しいと。そしてまた、学校再編で閉校となる学校を利用したいという中で、非常に誘致が難しいと。また、県が平成26年中に方向性を出すというお話もありました。なかなか前に進まないということでありました。特に、３月議会では教育部長、教育委員長不在でありましたので、市長に支援学校の早期誘致についてお伺いをいたしました。市長の誘致に対する強い思いは、しっかと受けとめさせていただきました。しかし、先ほど申しましたとおりに、高等学校まで含めると非常に大変だと、学校再編等を絡ませるといろんな問題点がある。そして平成26年度中に県が方向性を出すと。私たちはそこまでに、まず何かのアクションがほしいということでありましたけども、なかなか新しい戦略が見えませんでしたので、４月から新しい教育委員会の体制ができるということでありました。市長から、その新しい体制に対して、今後早期に誘致するための戦略等について、十分考えていただくようにご指導いただきたいというお願いをしました。また、６月議会では再度質問をしますと言っておりましたので、先日の横手議員の質問とかぶる部分もありますけども、支援学校の誘致についてお伺いをしたいと思います。

まず１回目であります。教育委員会の体制が整備をされました。堀田教育長が誕生しました。熊野教育首席審議員が席に着かれました。木村部長も着任されました。市長からお話は聞いていると思いますし、今までの議事録等もしっかりと精査されていると思います。そこで、堀田教育長に、教育長として特別支援の教育、そして特別支援学校誘致に対する教育長としての思いをお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員の１点目の、特別支援学校の誘致についてお答えをいたします。

その前に、私の特別支援教育への思いについて、お答えをしたいと思います。特別支援教育は、障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ちまして、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものでございます。そういう意味では、私は特別支援教育は教育の原点だと思っています。そのことからも、山鹿市への特別支援学校設置は市民の皆様方の悲願であります。３月まで教育現場で特別支援教育の現状を見ておりました私としましても、切なる願いであります。障害がある児童生徒が安全で安心、かつ十分な学習環境で学ぶことができ、障害に応じた教育の専門性が確保され、一人一人の教育的ニーズにこたえるため、また共生社会の実現を目指しまして、自分の

生まれ育った地域で学ぶことができるため、さらには小中学校の特別支援学級への指導・助言の拠点校となるためには、ぜひ身近に特別支援学校が必要であると思っております。現在、支援学校に通っています児童生徒にとっては、通学の負担が大きいことからも、１日も早い支援学校設置に対し、熱い思いを持っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

２回目の質問をさせていただきます。教育長、今後の方向づけの中で、少しですね、確認をしたいという点もありますので、細かく区切って何度かご登壇いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。まず現在、特別支援学校に在籍する山鹿市の児童生徒はどれくらいいるのか。また、特別支援学級に在籍する児童生徒がどれくらいいるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員の２回目の質問にお答えをいたします。

まず、支援学校に在籍する児童生徒数ですが、小学部が14人、中学部が６人、高等部24名の計44人でございます。また、特別支援学級に在籍する児童生徒数です。小学生が100人、中学生43人、計の143人でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

３回目の質問をさせていただきます。先ほどご説明がありました、支援学校在籍児童生徒は 44 名、特別支援学級に在籍する児童が 143 名、合わせますと 187 名であります。今まで誘致の弊害となっておりました学校再編、閉校の小学校に誘致を

したいというお話もありましたけども、現実論として今の現場から見てですね、この 187 名を抱えるための支援学校を建てるとして、今の閉校小学校等の規模で可能であるのか、そこら辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員の３回目の質問にお答えをします。

議員がご心配のとおり、小学部から高等部までの一体化した支援学校となりますと、相当の施設、場所の確保が必要になります。これまで検討されてきました閉校した小学校の跡地でも、かなり無理があるように思われます。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

４回目の質問をさせていただきます。今、報告がありましたとおりに、小・中・高含めて対象児童が187名と。学校再編で閉校となった小学校の誘致は非常に無理だというお話であります。本議会でも、早期誘致に対して、県に要望書等も出したわけでありますけれども、今までのお話の中で、学校再編と絡ませてやるから大変なんだというお話が再三出てきました。じゃあ、今まで市として県に対して何の材料を持って要請をしてきたのか、全く理解ができません。ただ「誘致をしてくれ、誘致をしてくれ。」と言っても、それはだめなんじゃないか。小中学校であれば、これだけ規模が要る、高等学校をひっくるめればこういう規模が要る、だからこういう形の中で要望するという根拠があってもいいんじゃないかなということを考えました。今後ですね、今までの経過は別として、上益城、芦北地区が早期に実現をしました。高等部をまず設置したわけであります。高等部であれば、先ほど通学しております児童生徒は24名であります。特に山鹿の場合は、よその地区と違って高等学校が四つもあります。県立が三つ、私立が一つ、そういうところもひっくるめてですね、今後の方向づけの整理を進めていただきたいと思いますが、そこら辺はどうなんでしょうか。教育長、ご答弁をお願いします。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員、４回目の質問にお答えをいたします。

先ほど、かなり無理があるというお答えをしました。その中で、早期の支援学校設置を考えると、議員ご提案のように、小中学部と高等部を切り離して考えたほうが、現実性があるかもしれません。先日、昨年開校しました松橋西支援学校高等部上益城分教室を、教育部長と首席教育審議員に視察に行かせました。甲佐高校の空き教室を改築して、高等部の分教室が開設されておりました。別々の学校ではありますが、まるで甲佐高校の特別支援学級のような雰囲気で、お互いの交流を大切にし、共生の教育がなされており、高等部として大変よかったと報告を受けております。子どもたちや保護者にとりましては、中学校を卒業してからの進路が一番気になるところでございます。地元の学校の特別支援学級で学んだ子どもたちも、高等部に進むときにはいや応なく遠くの支援学校に通わざるを得ない状況があります。多くの支援学校では、高等部の人数が小中学生に比べて一番多いのも現状でございます。これらのことから、私は、これからは高等部の先行設置も念頭に置きながら、山鹿市への支援学校設置を進めることが大切だと思っております。横手議員への答弁でも申しましたように、私は教育長に就任してすぐに県の教育委員会に出向きました。県立支援学校整備計画の中で、知的障害特別支援学校の山鹿市への整備計画がその中にきちんと位置づけられていることを確認をいたしました。先日も県の教育長とお会いし、前向きな考えをお聞きすることができました。これからも私自身が県のほうにも何度も足を運び、情報を共有し、特別支援学校設置に向けて一層の努力をしてまいりたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

特別支援学校の誘致について、これはご答弁は要りませんけれども、こういう方法もあるんじゃないかということをお話をしたいなと思います。実は、鹿本郡市、昔は１市４町、植木もひっくるめて地域がありました。１市４町が合併しまして山鹿市になりました。植木が熊本市に合併しまして熊本市になりました。完全に広域

の中でも山鹿市が、県下の中でもこういう組織体制というのはないのじゃないかなと、独自で山鹿市が今後走らにゃいかんということであろうと思いますし、特に消防のほうも独自でやらにゃいかんというお話もありましたし、今後はやっぱり山鹿市独自のいろんな形の中で戦略が必要であると思います。ということになりますと、将来どうなるかわかりませんけれども、鹿本振興局、それから志々岐の教育センターの動き等も見定めながら、僕は教育センター何回か行きましたけども、今どういう事業がなされているかよくわかりません。すばらしい環境の中で、教育センターが活動されております。今後の将来的な視野の中にも、ここら辺もちょっと頭に置いて、特別支援学校の誘致についても考えてもいいのかなということであります。ぜひとも早期に実現できますように、教育委員会一丸となって、また行政もフォローアップしていただいて、実現しますことをお願いしながら、支援学校の誘致についての質問を終わります。

続きまして、一般質問の２点目です。これはもう太田黒議員が当初、一発目にお話をされました。かなりかぶっていくと思いますけれども、学校規模適正化事業について、違った方向からのお尋ねをしていきたいと思います。

平成21年、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画が策定されました。基本計画に基づいて事業が進められてきました。この規模適正化基本計画における第１次計画の具体的な進捗状況、それから１次計画の基本的な計画等について、再度、一度ですね、確認をしたい意味でご報告をいただきたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

永田議員の一般質問の２点目、学校規模適正化事業について、お答えをいたします。

現在取り組んでいます小学校の再編につきましては、平成21年１月に策定をいたしました山鹿市立小中学校規模適正化基本計画に基づき、進めているところでございます。その内容といたしましては、計画期間は平成20年から平成26年までを第１次計画期間といたしまして、そのうち平成23年度までを前期計画、平成24年度から平成26年度までを後期計画としているところでございます。前期計画では、山鹿小と川辺小の統合、鹿北地区３小学校の統合、菊鹿地区３小学校の統合、米野岳中校区の４小学校の統合について再編を進め、後期計画といたしましては、平小城小学校と三岳小の統合、鹿本地区３小学校の統合について再編を進める内容となっております。これまでの取り組みといたしましては、前期計画のうち、山鹿小と川辺小

の統合、鹿北地区３小学校の統合につきましては、平成25年４月に開校を迎えているところでございます。菊鹿地区３小学校の統合は、平成28年４月開校を目指しまして、具体的な準備を現在進めているところでございます。米野岳中校区の統合につきましては、ＰＴＡの一部で統合の懸念等があるため、統合の必要性などを現在丁寧に説明をし、理解を得られるように努めているところでございます。また、後期計画であります平小城小と三岳小の統合、鹿本地区３小学校の統合につきましては、具体的な再編内容の説明まではできていない状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

学校規模適正化事業について、２回目の質問を行います。先ほど説明がありましたとおりに、山鹿市立小中学校規模適正化事業計画に基づいて、平成20年から平成26年まで１次計画という計画が策定をされました。平成23年までに前期計画、平成24年からは後期計画という説明がありました。前期計画についても、平成25年の４月にオープンはしたものの、計画的にほとんど進んでいない。特に平成24年から平成26年までの後期計画としてあります。これにつきましては、全く手がついていない状況だろうと思います。期間は、平成24年から平成26年までですから、当然もう入っていかにゃいかん時期じゃないかと思います。特に前期計画の米野岳中学校区の再編が遅れておりますが、現在、違った取り組みが動いているというような状況も聞いております。そして、平成27年度から２次計画を策定すると思いますけれども、その間、前期の計画をしっかと精査をし、後期計画も十分見直しをしながらでも２次計画に進んでいかれると思いますが、どうでしょうか。そして、米野岳中学校区の再編が遅れている、新しい戦略等についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤原　弘君）

執行部の答弁を求めます。木村教育部長。

［教育部長　木村　厚男君　登壇］

○教育部長（木村　厚男君）

永田議員の一般質問の２回目の質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

前期計画のうち、米野岳中学校の再編につきましては取り組みが遅れております

が、現在、ＰＴＡ役員を中心といたしまして、米野岳中校区の統合検討委員会を組織をしております。よりよい学校再編が推進できるように協議を進めているところでございます。

次に、現在取り組んでおります第１次計画は、できるだけ早く再編に着手できるように取り組んでいるところではございますが、一方で、平成27年度から第２次計画として再編計画を進める予定でございます。第２次計画の策定には、検討期間として来年度までの２年間で十分に検討していきたいと考えておりますが、検討するに当たりましては、第１次計画の進捗状況を十分に精査をいたしますとともに、未再編の学校や中学校の再編について、児童生徒数の推移や社会情勢の変化、財政状況等も踏まえながら、小・中学校規模適正化等協議会におきまして、十分なご意見を賜りながら協議を重ねて、その方針を定めていきたいというふうに考えております。

学校再編は、児童生徒にとって最適な教育環境を整備することを第一と考えておりますけれども、地域の方々のいろいろな思いが重なった、大変重要な事業であるというふうに考えております。したがって、関係者による事前説明をしっかりと行いながら、再編の内容を十分に理解していただくために、丁寧な説明を重ねて行っていきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○14番（永田　紘二君）

議長。

○議長（藤原　弘君）

永田君。

［14番　永田　紘二君　登壇］

○14番（永田　紘二君）

学校規模適正化事業、いろんな形で大変だと思います。ただ、規模適正化基本計画については、小中学校規模適正化等協議会において計画が策定されたと思います。そして、事業も進めてこられたと思います。ただ、私が懸念するのは、この協議会は計画をつくるだけの協議会なのか、事業を進めるためにいろんな十分な検討をなされてきたのか。本来はこれは一般質問で聞きたかったんですけど、内容が大変だと思いますので聞きません。当然、適正化協議会というのは各分野から選ばれた皆さん方が、再編のために基本計画を組むわけですから、最後まで途中経過、特に今、米野岳であれだけの問題があったのに、平成24年には１回も協議会が開かれていない。これが現実だと思います。ということは、平成24年から平成26年に対する後期計画も全く触れていないということだろうと思います。ということは、私が

申し上げたいのは、６月いっぱいで、この協議会のメンバーがかわるはずです。７月１日から新しいメンバー体制になると思いますけども、そこら辺もひっくるめて、執行部は協議会の内容等の充実をしながら、当然、行政主導型で走る必要があると思いますけども、必要になればやっぱり協議会の中でもそういう問題点、壁についても十分論議ができるような内容整備をしていただきたいなという思いがします。ただ、残念なのは先ほど言いましたように、協議会つくって計画はつくったと、平成24年に１回も協議会をしておらんと。ここら辺がですね、執行部は僕は怠慢だろうと思います。当然、経過報告もしておかにゃいかんだったと思いますので、こういう苦言を呈しながら一般質問を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、永田　紘二君の質疑・一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（藤原　弘君）

日程第２、委員会付託を行います。議案第60号から議案第75号まで、及び陳情第１号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

散　会

○議長（藤原　弘君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後１時30分　散会

～～～

６月１７日(月曜日)

平成25年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成25年６月17日（月曜日）午前10時開議

第１　議案第60号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第61号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第62号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第63号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例
議案第64号　山鹿市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例
議案第65号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第66号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第67号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第70号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第71号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第72号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第73号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第74号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第75号　財産の取得について
陳情第１号　「山鹿市議会だより（議会報）」の発行を求める陳情書
（委員長報告）
討　　論
採　　決

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（20名）

１番　服　部　香　代　君
２番　冨　田　弘　海　君

3番	永田　健君
4番	稲葉　昇君
5番	冨丸洋一郎君
6番	藤本峰秀君
7番	北原昭三君
8番	芹川正美君
9番	藤原　豊君
10番	平井邦廣君
11番	吉本政幸君
12番	池田誠一君
13番	堀　茂幸君
14番	永田紘二君
15番	横手啓介君
16番	藤原　弘君
17番	太田黒鐵郎君
18番	丸山寛治君
19番	寺崎勇児君
20番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	栃原栄一君
商工観光部長	戸次由夫君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
山鹿市民医療センター事務部長兼総務課長	荒木　隆君
教育部長	木村厚男君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	早田弘隆君
市民福祉部次長	坂梨真樹君

山鹿市民医療センター事務次長兼経理課長	飯田啓詩君
建設部次長	原　弘文君
水道局長	宮本　稔君
職員課長	阿蘇品貴司君
いきがい推進課長	江藤一洋君
農林企画課長	吉里明弘君
農林振興課長	才田豊昭君
商工課長	冨田龍也君
観光課長	早田順二君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方　栄君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１

議案第60号～議案第75号、陳情第１号

○議長（藤原　弘君）

日程第１、各委員会に付託してありました議案第60号から議案第75号までの16案件及び陳情第１号を議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第60号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第61号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第63号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例

議案第64号　山鹿市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

議案第65号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第66号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例

議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第70号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第71号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第72号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第73号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第74号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第75号　財産の取得について

陳情第１号　「山鹿市議会だより（議会報）」の発行を求める陳情書

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（藤原　弘君）

各委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　健君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　健君）

建設経済常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案６件であります。

去る６月11日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

開会後、鹿央クリーンセンター及びごみ焼却施設建設予定地である市民スポーツセンターの現地調査を行いました。

現地調査終了後、午後１時30分から委員会を再開し、建設部、環境部所管の議案を、その後、農林部、商工観光部所管の議案を慎重に審査いたしました。その結果について、ご報告いたします。

議案第67号　山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号　平成25年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号　平成25年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号　平成25年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号　平成25年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

冨丸福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　冨丸　洋一郎君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（冨丸　洋一郎君）

福祉厚生常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案４件であります。

去る６月12日、午前10時から本庁３階第１会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

開会後、菊鹿地域の五つの保育園の現地調査を行いました。現地調査終了後、午後１時30分から委員会を再開し、慎重に議案審査を行いました。その結果について

ご報告をいたします。

議案第62号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第66号　山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号　平成25年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案８件であります。

去る６月13日、午前10時から、本庁３階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。調査事項は、山鹿中学校における「子どもと触れ合う校務改革への取り組み」並びに「鹿本生涯学習・健康センターひだまり」へ支所機能を移す計画に基づく、「鹿本総合支所再編整備事業の概要について」として、現地調査を行いました。

まず、最初の視察先、山鹿中学校では、初めに大野校長の案内により、３学年の各教室を巡回し、生徒の授業状況を参観いたしました。各教室とも、落ちついた雰囲気の中で、授業を受ける生徒たちの態度はとても印象的でしたが、特に生徒が校内で行き交う際に笑顔で交わしてくれたあいさつは、私たち訪問者の心に響く最高のおもてなしでありました。

その後、図書室において、大野校長より学校運営の概要についての説明を受けた後、吉野主幹教諭からは幼・保等、小中連携の取り組みについて、島田教務主任からは具体的な校務改革について、説明を受けました。また、視察の最後には、３月に福島県で開催された声楽アンサンブルコンテスト全国大会で、見事金賞を受賞した合唱部の生徒たちの美しい歌声が披露され、私たちの心を和ませてくれました。

次に、支所再編整備事業を進めている「鹿本生涯学習・健康センターひだまり」の現況及び移転計画について調査を行いました。初めに、２階会議室において、支

所長を初め担当職員から図面等をもとに支所再編整備計画の概要等について、説明を受けました。その後、館内において、移転後の執務室の配置箇所や図書館の増設エリア、並びに２階バルコニー改修部分等の状況を実際に見て回り、現地調査を終えました。

現地調査終了後、午後１時30分から委員会を再開いたしました。

議案審査に先立ち、４月１日付人事異動による職員の自己紹介を受けた後、初めに教育部所管の議案を、その後、総務部所管の議案を慎重に審査をいたしました。その結果について、ご報告いたします。

議案第60号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例の一部を改正する条例）。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第61号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第63号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号　山鹿市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号　平成25年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号　財産の取得について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

藤原議会運営委員長。

［議会運営委員長　藤原　豊君　登壇］

○議会運営委員長（藤原　豊君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、陳情１件であります。

去る６月14日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席のもと、執行部からは副市長及び総務部長に出席を求め、委員会を開催し、陳情第１号　「山鹿市議会だより（議会報）」の発行を求める陳情につきまして、審査をいたしましたので、その結果について、ご報告いたします。

本市議会の議会広報につきましては、２月の改選後から、既に創刊に向けて当委員会を中心に協議を重ねている状況であることから、陳情第１号　「山鹿市議会だより（議会報)」の発行を求める陳情につきましては、不採択すべきものと決しました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（藤原　弘君）

以上で、各委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第60号から議案第62号までの３案件を一括採決いたします。議案第60号から議案第62号までの３案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第63号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第64号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号から議案第68号までの４案件を一括採決いたします。議案第65

号から議案第68号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号から議案第74号までの５案件を一括採決いたします。議案第70号から議案第74号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（藤原　弘君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第１号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採択いたします。

陳情第１号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（藤原　弘君）

起立なしであります。よって、本案は不採択することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

閉　会

○議長（藤原　弘君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしまし

た。よって、平成25年（第３回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時15分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**藤　原　　弘**

山鹿市議会議員　**藤　本　峰　秀**

山鹿市議会議員　**冨　丸　洋一郎**